

函館市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ，不登校，暴力行為，児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため，問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築，連絡・調整などを行うことを目的に配置

（2）配置・採用計画上の工夫

- 函館市南北海道教育センターにＳＳＷを配置し，同センターに配置されている指導主事やこころの相談員，特別支援教育巡回指導員等との連携や情報共有を行っている。
- 学校からの派遣要請に応じて，家庭や学校，関係機関等へ派遣を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 2名
- 資格 精神保健福祉士，教員免許状の所有資格者
- 勤務形態 週29時間勤務（5時間45分勤務/日（1日のみ6時間勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- スクールソーシャルワーカー業務要項を策定し，案内資料とともに，業務，任用期間，勤務時間等について関係学校等へ周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ＳＳＷ通信を作成し，ＳＳＷへの連絡・相談の方法の周知や不登校児童生徒への対応，今年度行った対応についてなど周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 市独自のＳＳＷを対象とした研修は行っておらず，北海道教育委員会主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村ＳＳＷを対象とした研修に参加している。また，関係機関等が主催する研修を自主的に受講している。

（2）研修回数（頻度）

- 北海道教育委員会主催の研修（1回／年）
- 自主的に受講した研修（35回／年）

（3）研修内容

- 北海道教育委員会主催ＳＳＷ連絡協議会，ＳＳＷ地域別研修会において，北海道教育委員会担当者等の説明，講話・演習，事例発表・質疑，研究協議を行った。
- 自主的に受講した研修会では，「不登校対策」「児童虐待」「障がいの理解と支援」など，様々な内容の研修を受講した。

（4）特に効果のあった研修内容

- 各種研修会における，実践に基づく事例の発表や質疑，研究協議が特に参考になった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置（有・)
- 活用方法

（6）課題

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】連絡を取ることが難しい家庭のための活用事例（①家庭の問題 ④不登校）

本件の児童生徒は小中学校に在籍する兄妹である。母子家庭であり、生活保護を受けている。しかし、同居している男性が存在する。兄妹は長期的な不登校状況が続いている。学校から電話連絡をしても電話に出ないことが多く、訪問しても在宅の気配はしても玄関に出て来ないなど、家庭との連絡が非常に難しい状況である。学校より本人及び保護者に会うことが難しい状況を改善して欲しいとSSWに要請があった。

〈SSWの関わり〉

学校より現状の聞き取りを行い、学校が年間数十回訪問しても、会えるのは数回という状況であることを知る。そこで、確実に会える方法としてケースワーカー（CW）の協力を求めることにした。CWの訪問時に同行させてもらい、CWからSSWをつないでもらう方法をとったところ、CWの終了後に面談することができた。しかし、その後は、約束の日時に訪問しても留守のことが多く、電話も出なくなったためメールでのやりとりに変更した。メールには応じることが多く、子どもが体調を崩していることや、母が就活を始めたことなど家庭の状況についてはメールのやり取りから知ることができた。訪問は予告訪問すると不在になるので、不定期のアポなし訪問に変更した。会えた時は子供達と話をし近況を把握する事に努めた。メールや訪問で把握した内容は小中学校に連絡し、常に情報共有してきた。

その後、メールでの呼びかけに応じて12月に小学生が1日だけ登校した。学校からの訪問・連絡になかなか応じない状況は続いているが、SSWが行っているメールのやり取りや不定期のアポなし訪問を継続しながら本人確認及び状況把握に努めていく。

【事例2】実質養育者が母親でない家庭のための活用事例（①家庭の問題、福祉機関との連携 ④不登校）

当該生徒は小学校の時から不登校傾向にあった。中学校入学後、1週間ほど登校したのち不登校となる。集団不適応や母子分離不安が要因と考えられる。母親は養育をほとんど行わず家を留守にすることが多いため、親族が母親代わりとなって幼少時から養育を行っている。こうした複雑な家庭環境から不登校解消には家庭への支援が必要であるとして、学校からSSWに要請があった。

〈SSWの関わり〉

SSWはすぐに、当該生徒と親族に面談した。不登校に関する課題と家庭環境に関する課題の2つがあることを把握する。不登校解消に向けては、すぐに学校に行くことは難しいと判断し、学校以外の居場所を確保するため、図書館や児童館の活用を提案した。図書館や児童館にはSSWから事前に情報を伝えて対応を依頼した。本人は、図書館に数回通うなど前向きな姿が見られた。家庭環境の課題としては、行うべき手続きや書類の提出等が滞っている状況であった。母親に会い説明する必要があるが、親族を通して母親との面談を依頼しても、なかなか会えない状況が続いた。そのため、教育大学のスーパーバイザーに相談したところ、まずは手紙でつながりを持つことが良いとアドバイスを受け実行に移した。何度か、手紙を続けた後、母親と面談を行うことができた。学校に連絡すべき事柄や、市役所に届けるべき事柄について説明し、SSWもお手伝いすることを伝えた。

その後、当該生徒は少しずつ登校に向け関心が高まってきている。今後、市の「子供の学習支援事業」を紹介したり、「適応指導教室」を紹介したりしながら登校支援を継続していく。一方で、母親の養育姿勢については改善されていないため、市のこども未来部などと連携していく必要がある。学校や市に行うべき手続きや書類の提出はほぼ終了できたため、実際に養育を行っている親族の負担はかなり軽減できたと感じている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援対象人数 小学生４４人，中学生１９人，高校生１人 合計 ６４人
- 相談件数 小学生５８７回，中学生２０１回，高校生６回 合計７９４回
- 関係機関と連携を図った回数 小学生１４７回，中学生９２回，高校生７回，合計２４６回

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

※ 令和元年度設置につき該当なし

<課題の概要>

<課題の原因>

<解決に向け実施した取組>

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ＳＳＷの役割や活用についての周知
- ＳＳＷの資質向上

<課題の原因>

- 令和元年度に設置されたことから，連携・活用したことのない学校が多いこと，効果的な支援を行うために，関係機関との連携・調整や環境の働きかけなどのより一層の資質の向上が求められること。

<解決に向けた取組>

- ＳＳＷの役割や活用について周知を進め，様々なケースへの対応を通して，資質向上を図っていき
- たい。

旭川市

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境や地域社会、友人関係、児童生徒の個別の問題等が複雑に絡み合っている場合がある。そのような解決が困難なケースについて、関係機関との連携を図った指導体制の構築やアプローチが必要であり、そのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え、福祉的な視点を取り入れることができるＳＳＷを配置し、状況の改善を図っていくことを目的としている。

（２）配置・採用計画上の工夫

子育て支援部所管の子ども総合相談センターにＳＳＷを配置し、同センターに配置されている家庭児童相談員（児童虐待やその他の養護相談、不登校・いじめ相談担当）等との連携や情報共有を行っている。

なお、学校数が多いため市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、支援を行うこととしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

１名（保育士，教員免許状），非常勤嘱託職員，週２９時間勤務（週４日９：００～１７：００）

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

策定していない。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導等の教職員研究会でスクールソーシャルワーカーについて説明。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

市独自の研修は行っておらず、北海道教育委員会主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村ＳＳＷを対象とした研修に参加している。

（２）研修回数（頻度）

年２回

（３）研修内容

北海道教育委員会主催ＳＳＷ連絡協議会，ＳＳＷ地域別研修会において、北海道教育委員会担当者等の説明，講話・演習，事例発表・質疑，研究協議を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

講話で情報収集や学校及び各関係機関との連携・役割分担の大切さが理解できた。グループワークで他のＳＳＷと互いの実践・課題を共有でき，実践に基づくものであるため参考になった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有・☐無）

○活用方法

（６）課題

特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待防止や家庭環境の調整等のための活用事例（②児童虐待（未然防止、関係機関との連携等）、④不登校、⑦その他（発達障害等に関する問題））＜SSWの配置形態：派遣型＞

本児は小学生女児で特別支援学級在籍。ADHDで服薬中。暴力的な言動がある。夜中にゲームやビデオを見て朝起きられず、登校できなかつたり、登校できても教室で寝ていることがある。父は体罰に肯定的で、指示に従わないと体罰を行い、母の躰が悪いと責める。母は発達障害とうつ病で精神科に通院中。父母の関係は良くなく、頼れる身内はいない。兄と妹は2人とも発達障害がある。児童相談所が虐待等で介入した経過がある。本児への今後の対応について小学校から相談があった。

＜SSWの関わり＞

SSWが本児の暴力的な言動や家庭内の問題等に苦慮している母の話を傾聴し、助言することで、母の安定を図りつつ、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議の活用などで、小学校、児童相談所、家庭児童相談員、医療機関と情報の共有や役割分担を図りながら対応した。状況が大きく改善するまでには至っていないが、家庭内の問題や社会的なイベントなどがあるたびに、関係機関と連携しながら対応することで、虐待を防ぎ、本児や家庭が大きく崩れることなく、将来的な状況改善に向かうよう支援することができた。

【事例2】不登校のための活用事例（③いじめ、④不登校、⑦その他（心身の健康・保健に関する問題））＜SSWの配置形態：派遣型＞

本児は小学生男児で通常の学級在籍。同じクラスの児童からのいじめをきっかけに登校できなくなった。また、外にも出られず、不眠や母に攻撃的になったり、朝に腹痛を訴えるようになった。父は仕事が多忙で不在がちである。母は本児の不登校に心を痛め、精神的に追い詰められていた。また、いじめ等への担任や学校の対応に不信感を持っている。今後の対応等について小学校から相談があった。

＜SSWの関わり＞

SSWが寄り添いながら母の話を傾聴し、SCの活用、及び本児や学校との関わり方を助言。母の同意を得ながら、母と本児の状況を学校に伝え、いじめ等への適切な対応を助言することで関係が悪化しないよう調整した。また、子ども家庭総合支援拠点の心理担当支援員とともに、母や本児との面接相談等を継続的に実施。適応指導教室の活用や転校等に関して助言を行った。やがて精神科への受診につながり服薬を開始したこともあり、本児の不眠等は徐々に改善。保健室登校から始め、徐々にではあるが登校できるようになってきている。本児の状況が改善の方向に進むにつれて、母も心の安定を取り戻しつつある。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度においてSSWが対応したケースは62件（新規実件数）であり、昨年度に比べて増加しているが、対応した延べ件数は753件と逆に減少しており、家族や学校からの相談に、電話、面接、訪問等により丁寧な対応を行った。

問題を抱える児童生徒を支える保護者と学校が、児童生徒の状況や課題、支援方法等について情報を共有することができた。

SSWが教員とは異なる視点で状況に応じた働きかけ方を検討し、学校と協働しながらの取組ができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

学校や関係機関等に対し、SSWを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。

また、関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

＜課題の原因＞

従前のSSWが退職し、新たな人材がSSWを担うこととなったため、学校、関係機関及び保護者等との関係を再構築していく必要性があった。

＜解決に向け実施した取組＞

学校、関係機関及び保護者等からの相談一つ一つに、より丁寧に対応することで、信頼関係を築いていった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

SSW1人での対応には限界が来ている。

＜課題の原因＞

相談件数が増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しており、対応により多くの時間を要するようになってきているため。

＜解決に向けた取組＞

SSWの増員を図る。

青森市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒等に対する相談業務及び教職員、少年指導委員、教育相談員などへの指導・助言

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・採用期間は１年であり、ハローワークを通じて公募し試験を実施する。
- ・配置：青森市は旧市内と浪岡地区の２地区があり、現在、スクールソーシャルワーカー（当市ではカウンセリングアドバイザーという名称）は浪岡地区に配置されている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置：１名
- ・資格：臨床心理士・公認心理師資格保有
- ・勤務形態：１週２９時間１０分の勤務時間を超えない範囲（月～金、曜日により半日勤務）

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・年度初めの校長会や地区の会議の際に周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・特になし。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

なし

（２）研修回数（頻度）

なし

（３）研修内容

なし

（４）特に効果のあった研修内容

なし

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（無）

○活用方法 なし

（６）課題

- ・特に本市では研修を受講させてはならず、スクールソーシャルワーカー自身の自主的な受講に任せている。
- ・近年の困難を抱える児童生徒の傾向（希死念慮、自傷、ネットトラブル等）にあった研修を受けさせることが必要と思われる。
- ・年度初めなどに、活動の基本となる重要事項（守秘義務について、他機関との連携の仕方等）について改めて確認するような研修も必須と考える。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】心身の健康・保健のための活用事例（⑦その他心身の健康・保健）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

“自分の考えが周囲に漏れているのではないか”という不安を抱える中学生のケース。学担が当該生徒の不安に巻き込まれる形となってしまう、夜間でも学担に電話をかける等、学担に依存的になってしまった。このケースにどのように対応すればよいかということで、ＳＳＷへ派遣依頼がある。

ＳＳＷは本人だけでなく保護者とも面談を行い、精神科受診をすすめることとなった。学校ではＳＳＷが主となり、管理職を入れてケース会議を行った。結果的に、当該生徒は診断名が付き、医療機関で継続的に治療を行うこととなったが、ＳＳＷは引き続き、教員に対し、関わり方の部分についてバックアップを行った。

【事例２】保護者の学校への不信に関する活用事例（③いじめ）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

過去のいじめ問題がきっかけとなり、長い間学校への不信感が払拭できなかった保護者のケース。保護者は、学年が変わり、クラス内が落ち着かない、騒がしいといった現状の中、我が子が再度いじめを受け、学校が対応してくれないという不満を持っていた。学校の依頼にてＳＳＷが中立的な役割として保護者・児童と面談する機会を持つこととなった。

保護者のこれまでの想いを学校側に伝え、学校と保護者をつなぐパイプの役割を担うこととなった。幸い、児童に対するいじめの事実は確認されず、学校と保護者が話しをする機会を設けることができ、保護者も徐々に学校側に信頼感を持つようになり、良い関係が構築されつつある。

【事例３】該当なし。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度、不登校に関する相談 46 件、友人関係に関する相談 46 件、家庭環境に関する相談 9 件、心身の健康・保健に関する相談 30 件、発達障害（疑い含む）等に関する相談 18 件に対応しており、現在もＳＳＷの継続した派遣要望がある。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

精神保健福祉司等の福祉資格保有者または臨床心理士等の心理資格保有者による助言が必要とされる相談（医療や児相との連携が必要と思われるケース）が増えていることから、認定心理士ではなく、専門性の高い資格を有する人材の確保が必要である。

＜課題の原因＞

本市では専門性の高い資格を保有し、かつ教育現場で常勤に近い形での勤務形態を望むものが少なく、採用に苦慮している。

＜解決に向け実施した取組＞

採用条件や勤務環境の見直しを行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・学校現場においては、ＳＣとＳＳＷの違いがよく理解されていない場合が多く、どのように周知していくかが今後の課題である。

＜課題の原因＞

- ・本市は採用の都合上、心理資格保有者がＳＳＷであるため、福祉の領域＝ＳＳＷ、心理の領域＝ＳＣといったように明確な役割の説明が難しい状況にあるため。

＜解決に向けた取組＞

- ・できるだけ、福祉の資格を保有するものを採用したいと考える。

八戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒が抱える課題を解決するため、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や、児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を配置・派遣し、相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 市内１０中学校に５名のＳＳＷを配置。
- 配置校以外の小・中学校５７校については、近隣の配置校から必要に応じて派遣。
- 市教育委員会内少年相談センターにスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下ＳＳＷＳＶ）１名を配置。自ら相談活動を行うとともに、学校やＳＳＷへの助言・連絡・調整を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 ＳＳＷ ５名 ＳＳＷＳＶ １名
- 資 格 社会福祉士・教員免許（小・中・高・特別支援）・教育カウンセラー・准看護師
- 勤務形態 ＳＳＷ 週４日 １日４時間 年間５６０時間 ＳＳＷＳＶ 週５日 １日６時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- 実施要綱を策定し、ＳＳＷ活用事業の目的、職務、活用の手順等を盛り込んでいる。
- 実施要綱等を市内全小・中学校に配布し、ＳＳＷの活用について周知。
- 市小中学校長会・教頭会・生徒指導主任研修会等、学校訪問を通じて活用について周知。
- 市内全小・中学校に、「ＳＳＷ活用事業便り」を配布し、教職員に対して活用について周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 教頭、生徒指導主任・主事研究協議会において、ＳＳＷの活用について周知。
- 市小中学校教頭会において、ＳＳＷＳＶが、ＳＳＷの効果的な活用や活用事例等について研修会を実施。
- 学校事務職員を対象に、ＳＳＷＳＶが、ＳＳＷを活用した経済的な支援について研修会を実施。
- 初任者研修生徒指導基礎講座、中堅教諭等資質向上研修講座において、ＳＳＷを活用した教育相談体制について研修を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ＳＳＷ５名 ＳＳＷＳＶ１名

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年間６回） 青森県教委主催のＳＳＷ連絡協議会（年間２回）及び研修会（年間３回）

（3）研修内容

- ＳＳＷの職務等について、個々のＳＳＷの対応事例の検討、県のＳＳＷとの情報交換。
- ＳＳＷＳＶによる伝達研修会（教頭会等で実施した内容）を実施。

（4）特に効果のあった研修内容

- ＳＳＷＳＶによる教職員とＳＳＷを対象とした、アセスメントやケース会議等に関する研修会を実施したことで、学校とＳＳＷの連携強化が図られた。
- 県教委や高等学校のＳＳＷ、国立八戸高専の保健指導事務室長と情報交換を行うことにより、ネットワークが構築され、協働で対応した事例もあった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- **ＳＶの設置（有）** 市教育委員会少年相談センター内にＳＶ１名を配置（元小学校長）
- **活用方法** 電話・来所相談、ＳＳＷへの助言、学校とＳＳＷ・関係機関等との連絡・調整等

（6）課題

- ＳＳＷの人材育成、資質向上を図る研修の充実
- 学校現場と連携した研修の在り方について
- 家庭や地域と連携した研修の在り方について
- 他相談機関や関係機関等と連携した研修の在り方について

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（④不登校⑦その他：心身の健康）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学生のAは、父母との3人家族である。父親は、Aの小学校入学前から単身赴任を続け、殆ど自宅に戻らなかった。母親は、Aの小学校入学前からAを連れて市外の母親の実家で生活し、持病の治療のために通院していた。Aは入学して間もなく不登校状態となった。学校は、両親となかなか連絡がとれなかったため家庭訪問や児童相談所等への相談をして不登校の改善に取り組んだが、市外に生活の場を移していたことから不登校の改善には至らなかった。そこで、学校では、SSWSVのスーパーバイズを受け、ケース会議を重ねた。その結果、Aの叔父の協力が得られ、母親とAが来校できるようになった。学校と母親の面談により「母親自身も不登校になった経験があること。Aは保育園等への就園経験がなく、遊び友達もいないこと。」等のこれまでの家庭や本人の状況が見えてきた。学校・家庭・市教委関係課で、連携・協働して対応したことで、進学先の中学校や市の適応指導教室を見学したAには「中学校や適応指導教室で勉強したい」という希望が芽生え、小学校の卒業式と中学校の入学式に出席した。

【事例2】貧困対策のための活用事例（①貧困対策⑦その他：心身の健康）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学生のBは、母親と共に祖母の実家で生活していた。母親は無職で、祖母の就労に頼っていた。学校では学校納入金の未納状態が続き、Bの心には困り感が蓄積され、3年生になる頃からは卒業後の進路に不安を強く抱くようになった。家庭訪問や面談等による学校からの支援を強く拒む母親と担任をはじめとする学校との間でBは苦しみ、自傷行為等が見られるようになった。Bの卒業後の進路についての保護者との面談も母親は出席を拒否していたことから、学校はSSWと連携してケース会議を開催した。その後、学校では、Bの「高校進学」を目標として、母親や祖母と関わった。さらに、市の生活福祉課等とつながりながら支援をすることで学校と母親との信頼関係が徐々に構築され、Bの進学についての保護者の理解も得られるようになり、Bの願いであった公立高校への進学が実現した。（公立高校への進学というBの願いが実を結んだ。）

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーについての活用事例 ※事例無し

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 児童生徒・保護者・家庭訪問・教職員の相談を合わせると延べ893件となり、昨年度の相談件数が691件であったことから、今年度の相談件数は202件増となった。また、学校が主体となったケース会議の開催件数は延べ234件となり、昨年度の開催件数が198件であったことから、今年度の開催件数は36件増となった。このことから、学校現場におけるSSW活用の有効性について理解が図られてきていると考えられる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 学校が主体となって関係機関等と連携を図り、ケース会議等をはじめとする継続した対応を行うこと、あくまでもSSWはコーディネーター的役割であることの学校現場への周知。

＜課題の原因＞

- 学校とSSWの役割の明確化が図られず、SSWが主体となって関係機関等と連携し、対応する事例があった。

＜解決に向け実施した取組＞

- SSWSVの学校やSSWに対する助言や各種研修会等において、学校が主体となったケース会議で役割を明確化することの重要性について周知を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- 学校現場でSSWを有効に活用するために、教員の「児童生徒の置かれた状況をアセスメントする力」の向上を図る必要がある。

＜課題の原因＞

- SSW配置校と派遣校との間に、SSWの相談体制についての認識や活用状況（相談・支援等）に差が見られる。これは、教員の情報共有や協働指導の体制・児童生徒をアセスメントする力等に起因していると考えられる。

＜解決に向けた取組＞

- SSW配置校、派遣校において、教員の「児童生徒をアセスメントする力」を向上させるための研修会等の実施や市内全小・中学校に配布している「SSW活用事業便り」を効果的に活用することで、学校間でSSWの活用に差が生じないように、SSWの活用について教職員の理解促進を図る。

山形市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題を課題とする小中学校へ、教師と学校組織が適切な支援を行えるようサポートするため

（２）配置・採用計画上の工夫

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者を SSWC として教育委員会に配置し、各機関との連携を図れるようにしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数・・・４名
- ・資格・・・教員免許、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者
- ・単独校への配置３名、教育委員会への配置１名。

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・実施要項の策定（趣旨、業務、派遣日、謝金、研修等）
- ・SSWC について、中学校生徒指導連絡協議会及び校長会にて小中学校へ周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・県及び教育事務所主催の研修会に参加
- ・SSW 配置校において、校内における支援委員会を開催

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・SSW 及び SSWC、教育相談員

（２）研修回数（頻度）

- ・年３回

（３）研修内容

- ・講義及び事例検討

（４）特に効果のあった研修内容

- ・グループ研修（各市町村の SSWC の運用状況について）
- ・講義「いじめの早期発見と早期対応」

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 （**有** ・ 無 ）

○活用方法

- ・地域や学校の実情に応じて、学校や福祉関係機関、警察等との連携を図る。

（６）課題

- ・SSW と SSWC との連携がなかなか取れていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④⑦）＜派遣型＞

- ・不登校傾向児童が在籍する学校への派遣
- ・児童の行動観察による実態把握からの学校及び保護者への助言
- ・定期的なケース会議への出席。児童の実態の共通理解と短期的・長期的展望について、学校及び保護者への助言

【事例2】家庭環境の問題の活用事例（①）＜単独校型＞

- ・市の要保護児童対策地域協議会やケース会議等への出席による関係機関との連携
- ・学校への情報提供や助言
- ・地域の子ども食堂との連携による児童及び保護者への支援

【事例3】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・外部機関との連携を図ることができ、学校での対応の幅が広がった。
- ・問題行動や不登校児童へ適切に対応できた。
- ・1名を派遣型として教育委員会に配置したことにより、複数の学校に対応することができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

＜課題の原因＞

＜解決に向け実施した取組＞

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・SSW 同士が情報交換する時間が少ない。

＜課題の原因＞

- ・単独校型の配置が多いため、情報を共有する機会が少ない。特に派遣型のSSW と話し合う機会が少ない。

＜解決に向けた取組＞

- ・情報を共有したり、対応方法等について研究したりする機会を設ける。

宇都宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等，学校だけでは解決が困難な事案に対し，社会福祉等についての専門的な知識や経験に基づき，学校や家庭と福祉部門等の関係機関を繋ぎ，問題の解決に当たることができるよう支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに，福祉部門等の関係機関との連携を図りやすくするため，児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を配置している。

また，採用にあたっては，市のホームページ等で募集要項を掲載するとともに，栃木県社会福祉士会に周知協力を依頼し，専門性を有する人材の確保に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2名
- ・資格 社会福祉士の資格を有する者，教育分野において相談業務の経験がある者
- ・勤務形態 1週間当たり2人それぞれが5日（1日6時間）勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ＳＳＷ配置の目的や活用方法について記載した教職員用のリーフレットの配布を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・児童生徒指導関係の連絡会議等に参加し，各学校が抱える個別のケース事案の検討等において，専門的な視点からの助言や提案を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ＳＳＷ，担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・ＳＳＷ活用事業研修会（県教育委員会主催，年1回）への参加
- ・市こども家庭支援室との連絡協議（年1回）
- ・各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・修復的対話の実践法についてのワークショップ
- ・事例研究会及びＳＳＷの今後について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換
- ・各種研修会内容に沿ったもの（家庭の貧困や不登校などについて）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・修復的対話の実践法についてのワークショップ
- ・個別事案の検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置（有・☒無）
- 活用方法

（6）課題

- ・対応件数の増加に伴い，課題が複雑化・多様化しているため，解決に時間を要する事案が増えている。効果的な研修内容を充実・精選し，専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】精神疾患で入院した生徒とその家庭への支援のための活用事例

(①貧困対策 ④不登校 ⑦その他) <SSWの配置形態：派遣型>

当該生徒の母親はDV被害者で、再婚した継父は知的な低さと精神疾患の診断があり、当該生徒自身も被虐待児である。

父母の不適切な対応により、当該生徒は興奮や自殺企図等の精神症状を引き起こし、児童精神科に入院した。入院中の病状は安定していたが、家庭環境の課題が多く、入院は半年間に及んだ。退院に向けての会議で、中学校と病院との連携および登校できない場合の居場所の確保に向け、SSWが介入することになった。

SSWによる家庭訪問や、関係機関への同行支援などを行うことで母親・生徒との良い関係性が構築され、放課後等デイサービスの利用につなげることができた。放課後等デイサービスでは、自己肯定感を強化する対応をしてもらうことで、当該生徒も利用を楽しみにしている。

また、中学校とも密に連携し、当該生徒が登校しやすい環境を整えることで、当初のワンタッチ登校から、徐々に学校にいられる時間が増え、ほぼ毎日登校できるようになった。現在では進学希望が持てるようになっている。さらに、精神疾患で治療中の両親についてもSSWの介入により訪問看護につながり、精神状態も比較的安定した状態で経過している。

【事例2】養育力が低く不登校になった児童・生徒の支援のための活用事例

(①家庭環境の問題 ④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

当該生徒は小学校4年の後半に転校してから完全不登校になり、担任の家庭訪問でも会えない状態が続いていた。また、母親はDV被害者で、精神的に不安定なため養育力が低く、SCや児童相談所等に相談することはできるが、当該児童の生活（入浴しない、昼夜逆転でゲーム漬け等）を正すことができない状態であった。

学校から母親にSSWをつないでもらい、月1、2回の家庭訪問を継続し、母親・当該生徒との関係作りに努めた。その結果、中学校入学後も不登校が続いていたが、学校と連携の上、SSWが放課後の登校を促し、7月から月1回の放課後登校ができるようになった。放課後登校を重ねるごとに当該生徒の笑顔が見られるようになり、担任との会話も増え、自己開示もできるようになった。

現在、当該生徒からは、自身の不登校について「小4で学校に行けなくなったことをすごく後悔している。」「あの時もっと頑張っていってればよかった。」などの言葉が聞かれるようになった。また、適応支援教室への通級の意向を示しており、教育センターの教育相談にもつながっている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
A	新規ケース	４７	４７	４２	３６
B	前年度からの継続	２６	４３	４０	３９
C（Ａ＋Ｂ）	年度対応数	７３	９０	８２	７５
D	終結ケース	３０	４０	４３	４６
E（Ｃ－Ｄ）	次年度へ	４３	５０	３９	２９

・ＳＳＷの実効性が学校現場に広まり、学校からのＳＳＷへの要請が高まっている。よって段階的に増員を図ってきた。

・平成２８年度まで：２人がそれぞれ１週間３日、１日７時間勤務

・平成２９年度より：２人がそれぞれ１週間５日、１日６時間勤務

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

・ＳＳＷ要請件数等の増加に備えた、ＳＳＷの継続的な人材確保や予算措置等

<課題の原因>

・即時に現場で活躍できる知見の豊富なＳＳＷの人材不足

・人材確保のための予算不足

<解決に向け実施した取組>

・ＳＳＷの資質向上を目指した研修の実施及び、これまでの経験や実績を重視した人材採用

・継続した予算要望

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

・ＳＳＷの役割や活用について、現場の教員レベルでの理解が進んでおらず、本来であればＳＳＷを活用できるケースにおいても、学校が苦慮しながら独自に解決にあたっている事案がある。

<課題の原因>

・ＳＳＷの役割や活用については、学校の代表（児童指導主任・生徒指導主事・特別支援コーディネーター等）を集めた会議等の中で周知しているものの、その他の教員にとっては顔の见えない存在となっており、ＳＳＷの存在や職務内容等について全体に伝達しきれていない部分があるため。

<解決に向けた取組>

・各学校の研修会や児童生徒指導部会、教育相談部会にＳＳＷが出向き、研修や事案の検討に加わることで、現場の教員にその業務や役割について周知を図っていくようにする。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校を訪問し、人間関係性の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。また、当該児童生徒への効果的な支援についてコンサルテーションを行う。

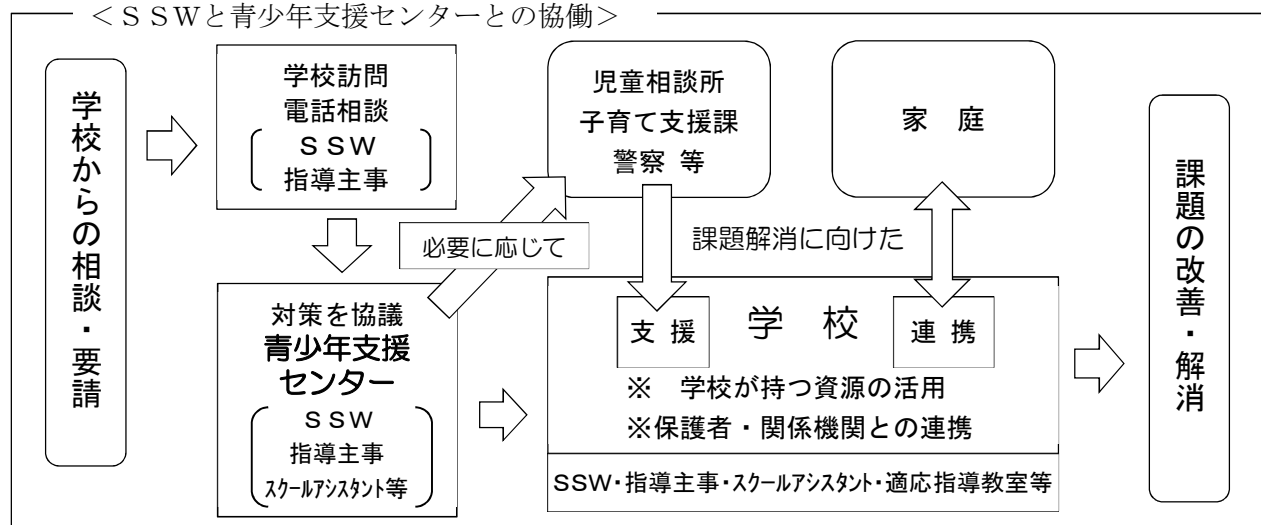
＜業務内容＞

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①問題行動等にかかわる児童生徒の関係性を見取り | ④校内研修・PTA研修会等での講話 |
| ②関係した子どもたちや保護者への支援 | ⑤いじめ相談ダイヤルでの相談対応 |
| ③校内でのケース会議等への参加・助言 | ⑥支援に向けたコンサルテーション |

（2）配置・採用計画上の工夫

○青少年支援センターに配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

＜SSWと青少年支援センターとの協働＞

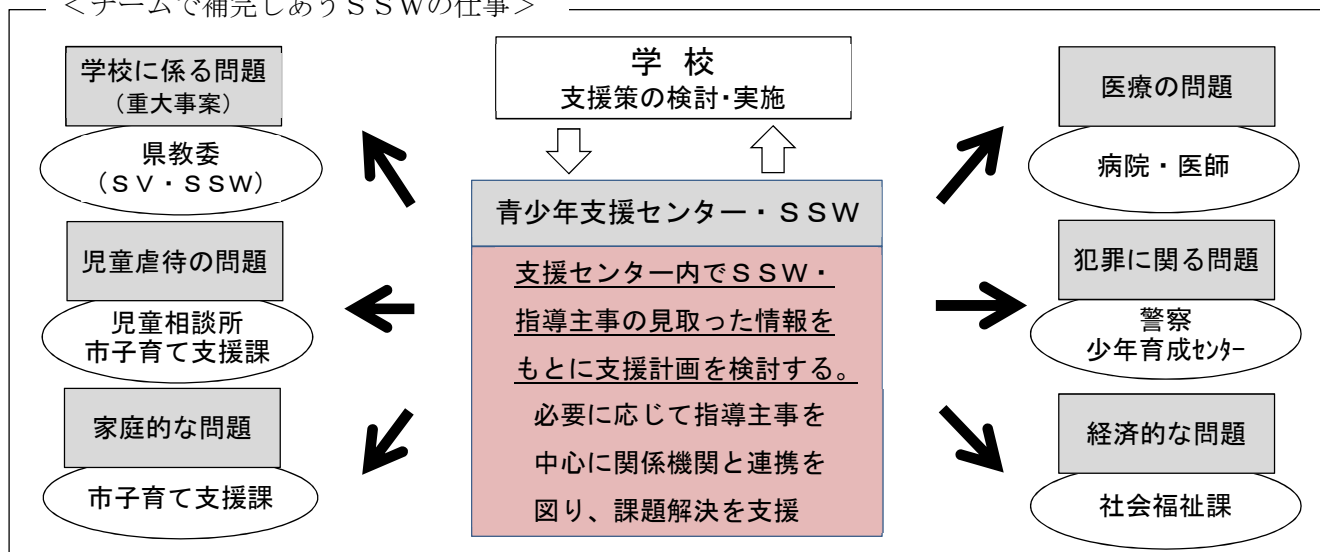


（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：1名 ②資格：心理に関する資格 ③勤務形態：4日／週、8時間／日

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



＜各学校への周知方法＞

○校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

○本市 S S W は 1 名のみであり、研修は実施できなかった。そのため、学校からの要請によって、指導主事と事例に対応する中で S S W 自身が自己研鑽を重ねていった。特に、心理に関する資格を生かし、事例を俯瞰的・多面的な視点で検証するとともに、課題解決に向けた支援の明確化を図ることができたため、その後の支援や学校への適切な助言に繋がった。

○課題 スーパービジョンを行える S V による研修の機会をいかに確保していくかが課題となっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例 1】継続的にいじめを訴える児童・保護者のための活用事例

(③いじめ ④不登校 ⑦心身の健康・保健に関する問題)

転入当初より、児童、保護者ともに人間関係が上手く築けないことを「いじめ」として訴えていた。学校は丁寧に対応したが、保護者による過剰な訴えが増えた。S S W と指導主事の訪問を実施し、当該児童や所属学級、学校全体の見取りを行った。当該児童や保護者には強いこだわりが見られたため、心理士による支援を行うことを確認した。その後、当該児童と保護者のカウンセリングにつなぎ、心理面からのサポートを継続的に行った。また、管理職・担任・S S W が役割分担を決めるとともに、担任の支援を行う臨時職員（スクールアシスタント）を教育委員会から派遣したことで、当該児童本人の成長促進と所属学級の環境整備が図られ、児童の安定した生活に繋がった。

【事例 2】学校での問題行動が目立つ児童のための活用事例

(⑦発達障害等に関する問題)

就学当初から問題行動が見られる児童に対して、家庭には困り感がなく特別な支援を必要としなかった。管理職や担任は丁寧に児童に関わっていたが、児童本人や家庭には伝わらず、効果的な支援が実現しなかった。そこで、S S W と指導主事が学校を訪問し、児童の実態把握と特性について情報共有を図った。S S W から、特性を考慮した児童への接し方や、家庭との関わり方について助言を行い、学校と教育委員会の協力体制を構築した。

【事例 3】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問 9 校 合計 21 回

① S S W を学校に派遣し、授業態度や対人関係に課題のある児童生徒について、担任や学年職員へのコンサルテーションを行った。そのことにより、学校の支援体制が明確になり、学校における支援方針が共有され、役割を分担して対象児童生徒や保護者への働きかけを行うことができた。

② 児童、保護者との継続的なカウンセリングを行いながら、学校と情報共有、支援方針の検討を行うことで、児童とその保護者の安定した学校生活に生かすことができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

S S W の効果的な活用に向けて、コーディネーターとしての役割を担う職員が欠かせないが、十分に機能を果たしていないケースも散見される。コーディネーターとなる教職員への研修を実施し、中心的な役割を果たす教職員の育成とともに、他の教職員へも S S W への理解を深めていく必要がある。

＜課題の原因＞

S S Wの目的や役割、有効性が学校に正確に周知されておらず、S S Wの効果的な活用について、教職員の理解が不足しているため。

＜解決に向け実施した取組＞

年度初めの校長会で、S S Wや活用例の紹介を行った。また、生徒指導や教育相談担当者の研修を実施し、教職員に対する生徒指導や教育相談の資質向上を目指した。

関係機関を交えたケース会議では、指導主事とともにS S Wも参加し、適切なアセスメントを行い、具体的な対応策を検討することができた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

S S Wが一人体制であるため、複数の事案に同時に対応することが困難である。また、学校と連携した対応を求められるため、教員だけでなく、S Cや不登校児童生徒の個別支援を行うS A（スクールアシスタント）、訪問支援を行うO D S（オープンドアサポーター）といった各校に勤務する関係職員との連携や役割分担を図る必要がある。

＜課題の原因＞

学校が抱える諸問題の解決に向けて、S S Wと教職員それぞれの役割分担が明確になっていないことや、指導方針の共有化が図られていないことが考えられる。

＜解決に向けた取組＞

今後も継続して具体的な取組の事例を収集し、S S W活用事業の成果を検証していく。また、研修会等へS S Wを講師として派遣することを通して、S S Wの役割や効果的な活用について周知し、チーム学校を目指して積極的な働きかけを行う。

高崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野からとらえ、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。

こうした支援において、スクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）は福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、ＳＳＷによる支援対象地域を６地域に分け、拠点型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、該当児童の進学やその兄弟姉妹等の関係で、小・中学校にまたがる支援が必要な場合もあるため、中学校区を区分として同じＳＳＷを配置する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ） ６名
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格等
- ・勤務形態 週４日（月～木曜日）、１日７.５時間勤務、週３０時間

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ＳＳＷ活用マニュアル（ＳＳＷ活用の手引き）を作成し、小・中学校及び関係機関へ配布する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、適応指導教室指導員研修会等で説明する。
- ・拠点校、新規派遣校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校内研修で、福祉的な支援の在り方、ＳＳＷの連携の仕方等を説明する。
- ・養護教諭部会で、学校及び養護教諭との連携の仕方等について、講義・情報交換する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

（２）研修回数（頻度）

- ・年複数回、研修会等へ参加。
- ・市庁舎（学校教育課）に全員が勤務する日に、担当指導主事を含めた事例検討会や情報交換をする。

（３）研修内容

- ・児童福祉の観点から、発達障害、虐待、貧困の児童生徒及び家庭への対応について考える。
- ・事例コンサルティング

（４）特に効果のあった研修内容

ＳＳＷが個々に抱えている事例に対して、他のワーカーたちがそれぞれの経験の中から、具体的な対応策を出し合って検討会を実施したことで、効果的な支援に努めることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

現在、スーパーバイザーの設置はない。今後、ＳＳＷの増員が見込まれる際に検討していく予定。

（６）課題

- ・事例検討会や研修会等の定期的な実施と、さらなる内容の充実（県が派遣するＳＳＷとの連携等）
- ・スーパーバイザーの設置
- ・研修費（出張費・講師謝金など）の拡充

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中3女子Aさん、不登校、友人との交遊なし、昼夜逆転、ほとんど外出なし。両親（日中仕事で外出）、姉（高校生）、兄（予備校生）と市営住宅に居住、Aさん以外は「健全に」生活しているが、Aさんへの積極的な働きかけはない。小2から欠席が増え、小5から完全不登校。中学は敷地に入ったこともない。担任の家庭訪問時に会えることもあるが会話はほぼ皆無。教材を渡しているが勉強している様子はない。2019年度よりSSWの本格介入開始。2019.4～8月長期的関与を想定、職業体験プランによる中学卒業後継続支援について説明すると親が興味を示し、コーディネーターの協力を仰ぎ、次第に自分の意志を言葉にするようになった。7月「勉強したい。高校に行きたい。」との希望を引き出した。長期引きこもりにより体力がないため、近くの公民館（徒歩5分）で掃除等の仕事をしながら図書室で勉強を開始。自宅学習を含め意欲的に勉強し、夏休み中に小学校の学習を終え、中学の勉強開始。8月末には初めて中学校内に入った。2019.9月～適応指導教室も見学したが、「登校する」決意、3日/週（午前中）登校、別室で勉強するようになった。公民館からの流れで当初SSWが勉強を教えていたが次第に学校に慣れ、教員（校長、教頭も）が対応できるようになった。さらに同級生徒のサポートにより教室で過ごす時間が増え、2学期末には別室併用しながら給食を含めほぼ全日、全時間完全登校できるようになった。公立入学試験で志望校に合格、卒業式、入学式にも参加でき、コロナ禍による休校、分散登校を経て、現在元気に登校、1学期学年上位の成績を維持している。

【事例2】家庭支援のための活用事例（④不登校、⑦その他）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

母：統合失調症、中学生の姉：自閉症、小学生の妹：特別支援学級、母と共依存

姉は癇癪を起すと、泣きながら母親に暴力を振るうため、妹は恐怖を感じて母親から離れられず、姉が暴れ出すと避難をする状態であった。姉は気持ちが昂ると、震えて泣きながらSOSを出すようだが、母親がその気持ちを受け止めることができない。姉は「母親に自分の辛さを分かってもらいたい」「友達と楽しく話がしたい」と思っているが、そのやり方が分らないと悩んでいた。母親に姉の気持ちを伝えるが、母親は理解できる状態ではなく、このままの状態が続くと殺されてしまうとの気持ちが強かった。そこで、不登校になり引きこもっている姉が、安心して関われる人を増やすこと、中学卒業後も高校へ登校できるよう支援を整えていくことにした。姉の特性を考え、放課後等デイサービスでの居場所づくりに、相談支援事業所、SC、SSW、学校とで話し合いを行い、役割を分担して家庭に関わっていった。SCは姉、SSWは母親に寄り添いながら関係者の調整を行っていった。少しずつ放課後等デイサービスで笑顔が見えてきた頃、高校に通えるか不安になり癇癪を起した。母親からSOSが入り、母親、姉、相談支援事業所、放課後等デイサービス担当者、SSWで話し合いを行った。姉が自分の気持ちを話せるようになったこと、卒業後も困ったときには相談できる相手がいることに姉、母が安心を得て、通信制高校に通いながら、社会福祉サービスを活用して社会的自立を目指す事になった。放課後等デイサービスを通して成長した姉に、母親も喜びを感じられるようになり、姉を褒めることができたことにより、家の中の環境も良くなっていった。

【事例3】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生192人、中学生138人
- ・訪問回数は、学校訪問1654回、家庭訪問542回、関係機関訪問473回
- ・「問題が解決」または「支援中であるが好転した」件数の割合は、全体の約38%である。
- ・教職員とのケース会議だけでなく、専門機関と連携した活動を行うことで、家庭や医療に係る問題（特に貧困、虐待、発達障害等）など児童生徒を取り巻く環境の改善に、SSWの支援は効果的なものとなっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞・SSWの人材確保とスーパーバイザーの設置

＜課題の原因＞・支援件数の増加 ・支援内容の複雑化、困難化

＜解決に向け実施した取組＞・新規SSW1名の増員 ・リーダーSSWの意識喚起

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞・SSW相互の相談、連携体制の強化

＜課題の原因＞・支援内容の複雑化、困難化

＜解決に向けた取組＞・週1回ミーティングでの事例検討会 ・関係機関招聘による学習会

川越市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、川越市の教育相談体制の一層の充実に資する。

※川越市立小学校32校、中学校22校、高等学校1校、特別支援学校1校 計56校対象

（2）配置・採用計画上の工夫

【派遣型】川越市の教育相談機関である川越市立教育センター分室（リバーラ）に、SSWを3名配置している。学校長の要請により、川越市教育委員会が学校等に派遣している。

【配置型】6名を小学校に配置し、各校近隣の小中学校も対象校として対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 9名

【資格】 精神保健福祉士 7名 社会福祉士 7名 教員免許 3名 その他資格 4名

【勤務形態】 8名→年間74日（1日6時間） 1名→年間32日（1日6時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、学校等に配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーにも、研修会で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの研修だけでなく、教職員研修等での周知に加え、教育相談員との連携をさらに充実させていく。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 9名

（2）研修回数（頻度）

年5回（4月、5月、9月、12月、3月）

※3月の研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

（3）研修内容

- ・川越市のスクールソーシャルワーカーについて
- ・児童発達支援センターの機能について
- ・事例検討
- ・各校の取組について、関係機関との連携について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

- ・研修会の講師（講演）
- ・事例検討におけるスーパーバイズ

（6）課題

- ・研修以外でのスクールソーシャルワーカー同士の情報共有システムの構築。
- ・スクールソーシャルワーカーと川越市の教育相談機関リバーラとの連携のさらなる充実。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）

<SSWの配置形態：派遣型>

<ケースの概要>

・中学校男子。父、母、兄（中3）、本人の4人家族。兄も不登校。父は単身赴任。母は週2で仕事、登校を渋る兄弟を学校に送り出す力がない。

<スクールソーシャルワーカーの支援>

- ・学校を訪問し、学校からの情報提供をもとに、今後の方針を確認した。
- ・母親と面談を行い、家庭での様子や母親の悩みを把握した。
- ・学校、母との面談を通して、本人を登校へつなげるため、中3の兄からアプローチすることとした。理由は、進路を目前にした兄の方が、登校へとつなげられるのではないかという見立てからであった。
- ・学校とスクールソーシャルワーカーが連携し、母親と兄へ家庭訪問等でアプローチを開始した。

<成果>

- ・兄は、7月、9月と少しずつ登校ができるようになり、3学期にはほぼ毎日登校できるようになった。高校も公立学校へと進学が決定した。
- ・兄の登校に影響を受け、本人も3学期には、授業日数の半数以上登校することができるようになった。

【事例2】保護者の不安定さからくる養育不十分な児童のための活用事例（①貧困対策④不登校）

<SSWの配置形態：拠点校型>

<ケースの概要>

・小学生の兄弟。母子家庭。母が精神的に不安定で、午前中起きられない。そのため、毎日午後から登校していた。学力の定着が難しく、欠席が増えている。

<スクールソーシャルワーカーの支援>

- ・管理職と一緒に家庭訪問。福祉との関わりを拒絶していた母だが、スクールソーシャルワーカーの話には応じた。
- ・定期的に家庭訪問する。家庭訪問した際には、兄弟を連れて登校させる。
- ・登校後、兄弟の学習支援も手伝い、関係性を深める。

<成果>

- ・粘り強く関係性を作ったことから、母、兄弟共にスクールソーシャルワーカーを信用するようになった。兄弟は、スクールソーシャルワーカーが来ると喜んで登校するようになった。母も前向きになり、早起きを心掛けるようになった。福祉へのつながりの拒否もなくなった。個別学習で学校への抵抗がなくなったことと、母が早起きするようになったことで、兄弟の不登校が改善された。

【事例3】該当なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 9名のスクールソーシャルワーカーが対応した実件数 計290件 （小学校244件、中学校46件）
- ・ そのうち問題が解決・改善したケースの割合 85.9%
- ・ 配置型では、教職員からの相談、学校生活を送る児童の様子が間近で見られる等、教職員及び児童・保護者とより深くかかわることができる。保護者との関係も築きやすい。
- ・ SSW配置事業も5年目となり、継続的にかかわるケースが増えたと同時に、家庭訪問数やケース会議の数も増加している。
- ・ 大学教授のスーパーバイズにより、SSWの質が向上している。スーパーバイザーが率先してケースを担当するため、学校からの信頼を得ることができている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ SSWのニーズが高く、現状ではまかないきれないため、事業拡大が必須である。
- ・ 今後、SSWの増員や困難事例の増加が予想させるため、質の向上が見込まれる研修の在り方を考えていく。

<課題の原因>

- ・ 学校が、他機関より相談しやすいためニーズが増加した。
- ・ スクールソーシャルワーカーの認知度が広がった。
- ・ 子どもの表出方法の多様化。
- ・ 共働き等、保護者が子どもに関わる時間が少なくなり、子育ての経験や関係性の構築が不足している。
- ・ 地域や社会との関わりが希薄となり、孤立する家庭が増えた。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 学校配置のスクールソーシャルワーカーを1名増員した。
- ・ スクールソーシャルワーカーが求められるニーズと質の向上とのバランスを考慮し、研修日数を調整した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ スクールソーシャルワーカー配置事業の拡大を図る。（年単位で計画的に）
- ・ スクールソーシャルワーカーの適切な活用法を周知徹底していく。（教育相談機関との連携）

<課題の原因>

- ・ 会計年度任用職員移行に伴う予算面での配置人員数の調整等
- ・ 学校間で、スクールソーシャルワーカーの活用についての理解に差がある。

<解決に向けた取組>

- ・ 活用の実績を積み重ね、市の施策の中で計画的に予算を確保し、人員の増員を図る。
- ・ 「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、継続的に学校等に配布して活用を図っていく。配置型、拠点校型への移行に向けて、学校内での対応の在り方について教育相談等に係る研修の中で情報提供していく。

越谷市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・暴力行為・児童虐待等の問題に対して、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら問題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中核市移行に伴い、平成27年度より市としてSSW3名を教育センターに配置している（平成26年度までは県費によるSSW2名を配置）。また、本市では、市内全ての小・中学校45校において「小中一貫教育推進研究」として研究指定をしている。このことを受けて、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に同一のSSWを配置することで、より円滑に包括的支援にあたることができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 → 教育センターに3名配置。小・中学校長が教育センター所長に派遣を依頼し、所長が地域担当SSWを該当校へ派遣する。

②資格 → 社会福祉士・精神保健福祉士等

③勤務形態 → 原則として平日週2日、1日あたり7時間。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインには、「活用のねらい」、「校内教育相談体制におけるSSWの位置付け」、「スクールソーシャルワーク活動における留意事項」等を示し、校長会で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談主任・学校相談員を対象にした教育相談研修会や年次研修における教育相談に関する講義等で、SSWの役割や活用方法について周知している。また、学校・関係機関と担当児童生徒の対応策について協議するケース会議にSSWも積極的に参加し、教職員と直接かかわる機会を増やしながら理解促進に努めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

①市長部局が主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加

②県が主催している研修会に必要な応じて参加

※①②ともにSSWの希望により参加

③教育センター内の全体研修会

（2）研修回数（頻度）

学期に1回程度

（3）研修内容

①児童虐待について

②DVについて

③カウンセリングについて

④関係機関との連携について

⑤発達障がいについて

（4）特に効果のあった研修内容

・事例研修（発達障がい起因し、集団不適応から不登校になっている児童生徒の個に応じた適切な支援について。医療や関係機関と連携した支援について。）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

①SVの設置 → 無

②活用方法 → 無

（6）課題

家庭環境の悪化により、児童生徒の健全な学校生活を支えるのが困難になり、結果として不登校になってしまう児童生徒や、情緒不安定になってしまう児童生徒が増加している。個々の家庭に応じた支援を充実させ、児童生徒にとって安心・安全な環境を整える必要がある。校長会や研修会でSSW活用の効果を広め、適切な対応に努めていく。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

母子家庭。中学生の姉弟がともに不登校となり、引きこもりがちになっていた。母の孤立感が大きく、連絡もとりにくい家庭であったが、SSWと学校双方で家庭訪問の際に得た情報を共有し、方向性を確認しながら家庭支援を継続したことによって、徐々に信頼関係を構築していった。姉は高校に進学したい希望があったため、県立高校の見学や説明会に付き添うなど、母と本人の気持ちに寄り添いながら相談を進め、高校進学につなげた。弟も姉が進学について考え出したタイミングで、前向きな気持ちになっていたため、適応指導教室の見学・体験を進め、定期的な通室につながった。

【事例2】母の精神疾患と子の就学支援のための活用事例（⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

母子家庭。母はパニック障害で精神障害者保健福祉手帳2級を取得していた。母は経済的な不安や生活のストレスから症状が重篤になると、子に対して暴言を吐くなど、子育てへの不安も高まってしまうことから支援を開始した。相談を重ねる中で、子の学習とコミュニケーション力の課題が見えてきたため、教育センターでの発達相談につなげた。学校・教育センター・SSWで連携しながら支援を進める中で、中学校入学時より特別支援学級への転籍が決まった。学校生活が安定したことにより、母の子育ての不安も徐々に解消に向かっていく。

【事例3】性的な被害についての活用事例（⑧性的な被害）＜SSWの配置形態：派遣型＞

家庭環境が複雑で、精神的に不安定になっている中学生の家庭支援を開始。定期的な家庭訪問を行い、信頼関係を築きつつ家庭支援を行っていた。その最中、子は家庭の中での孤立感から、不特定の人物とのSNSでのやりとりをはじめ、SNSトラブルに巻き込まれる被害にあう。家族にも打ち明けられず悩んでいたが、SSWの定期的な訪問の際、打ち明けることができた。その後、SSWからの情報をもとに学校、警察など関係機関との連携を速やかに進めることができ、被害を最小限に食い止めることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカーの配置について

小中学校区に同一のSSWを配置することで、小学校での支援状況などの情報を中学校にも円滑に引き継ぐことができた。また、多くのケースで中学校入学後も継続して派遣依頼があり、保護者や児童生徒に寄り添った支援ができた。

○不登校発生率について

	H27	H28	H29	H30	R1	R2目標値
小学校	0.19%	0.20%	0.35%	0.29%	0.38%	0.17%
中学校	2.06%	2.03%	2.05%	2.70%	3.20%	2.00%

※R2目標値は「令和2年度 総合的な不登校対策」に掲げている数値

（H28年度に目標値を設定し、5年間で目標値達成を目指す。）

児童生徒が明るく楽しい学校生活を送り、豊かに自己実現を図ることができるよう「令和2年度総合的な不登校対策」のひとつとしてスクールソーシャルワーカーを市内各小中学校の要請に応じて派遣し、学校と連携して児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童生徒及びその保護者等に包括的に支援を行い、問題の解決を図った。その成果として、全国と県の不登校児童生徒の割合を下回る数値が数年続いている。

（2）今後の課題

- ①保護者が経済・健康への問題を抱えているケースが多く、介護保険、年金制度、未成年後見人制度等、社会福祉制度について実践的・具体的に活用していくための研鑽を積むことが必要である。
- ②精神疾患の病気の知識や対応の仕方について研鑽を積むことが必要である。
- ③積極的にケース会議に参加し、学校、教育センター、関係諸機関（子育て支援課、生活福祉課、医療機関等）と連携を取り、チームとして児童生徒及び保護者を支援していくことが必要である。

川口市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市立学校に在籍する児童、保護者等に対し、スクールソーシャルワーカーが、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童及びその家庭等への支援などを行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

川口市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置する。学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣している。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許 等

勤務形態：①週2日、年間90日以内、勤務時間は1日につき6時間

(4) 「活動方針等に関する指針」(ガイドライン)策定とその周知方法について

本市では、「川口市スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定している。

主な内容は、以下の通りである。

- ①勤務日等について ②スクールソーシャルワーカーの身分・服務について
③学校及び地域等への周知について ④学校への派遣及び活動内容等について
⑤学校における活用について

【周知方法】（川口市スクールソーシャルワーカー活用指針より）

- ①スクールソーシャルワーカーの着任後、できるだけ早い時期に、校長会等の機会を活用し、職務内容や活用方法等について、学校への周知を図る。また、スクールソーシャルワーカー本人を伴って、学校訪問を実施するなど積極的な活用を推進できるように努める。
- ②地域の児童福祉関係者や関係機関に対して、あらゆる機会を活用し、スクールソーシャルワーカーの配置とその活用について、周知に努める。
- ③各学校の校長は、職員会議等を利用し、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用方法等について、教職員に周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW、教育研究所所員、教育研究所カウンセラー、訪問相談員

(2) 研修回数 (頻度)

- ①SV会議…年8回

（3）研修内容

- ① S V会議…理論研修、事例検討 ② スキルアップ研修会…講師による講義

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・個別のケースについての交流及び分析 ・解決に向けた進捗状況確認や事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 有 ・活用方法 上記のとおり

(6) 課題

スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図る研修の充実を図っていくことが今後の課題と捉えている。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（④不登校 ⑦発達障害）

（１）本人及び家庭の状況

家族構成は、母、兄、本人（小４）の３人。１年生より、登校を渋り出す。時折、母親と昼頃保健室登校し、養護教諭と話をした後、帰宅することが続いている。場面緘黙があり、周囲との関係が取りにくい状態である。学力も低い。母親は、気分には波があり、学校側の対応を煙たそうにすることが度々ある。

（２）対応

学校の要請に応じてＳＳＷが、学校を訪問し、校長、教頭、担任、養護教諭から情報収集を行う。その後、校内でＳＳＷ・担任・母親とで面談を行う。読み書きが十分にできないこと、簡単な計算も困難であるということ、以前、医療にかかったことがあり、ＡＳＤの診断を受けていたことが分かる。大きな声が苦手である、集中力が続かない等の様子からも、集団で過ごすことが苦手であることが登校渋りの原因の一つでであると思われた。母親から、今後の教育方針や障害について相談できる場が欲しいということで継続的な教育相談を勧めた。

（３）改善状況

本人の特性を共通理解することができたことで、継続的な保健室登校とクラブ活動への参加ができるようになった。その後、就学相談にもつなげた。

【事例２】貧困家庭（家庭環境の問題、福祉関係との連携等）のための活用事例（①貧困対策 ④不登校）

（１）本人及び家庭の状況

家族構成は、母、本人（中学生）の２人。生活保護適用家庭。小学校からの継続ケース。小学生のときから、別室登校、遅刻、早退を繰り返す。母親は、精神疾患を持ち、通院中。自宅の清掃ができずゴミで溢れている。また、金銭感覚が乏しく、生活保護費を計画せずに使ってしまう。

（２）対応

ＳＳＷは、障害福祉課、生活福祉課、学習支援センター、社会福祉協議会等の複数の福祉機関との連絡調整を図る。定期的にケース会議実施した。

（３）改善状況

少しずつ生活環境が整ってきた。親子ともに安定した生活を送れるようになり、卒業後の進路について話し合いを行うことができるようになった。支援センターと相談し、学習支援センターによる家庭訪問も行っていくよう準備を進めた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・対応学校数４６校（小：４３校、中：３校）、支援の対象となった児童生徒数は８０名（小：７１名 中：９名）である。
- ・問題を抱える児童生徒を支える保護者と学校が児童生徒の支援方法等について情報を共有することができた。

（２）今後の課題

- ・知識や経験豊富なＳＳＷの継続的な人材確保、人材育成を図る研修体制の整備を行っていく。
- ・学校が主体となって関係機関等と連携を図ったり、ケース会議を行ったりすることに対して、ＳＳＷはそのコーディネーター的役割であることの学校現場への周知を図る。

船橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子供の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、子供を支える家庭、学校、地域を作ることを目指している。

（2）配置・採用計画上の工夫

総合教育センターに5名を配置している。校長からの申請を受けて、各学校に派遣している。市内を5地区に分け、それぞれの担当地域を指定している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 5名
- ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許等（重複あり）
- ・勤務形態 週2日（1日7時間勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「活用のねらい」や「基本原則」などを記載した『S S W活用ガイドブック』を昨年度作成し、各学校へ配布をし、周知に努めている。また、校長会議や教頭会議で活用の仕方を説明するとともに、担当指導主事とS S Wと一緒に学校訪問を行い、その周知と活用について説明を行った。ガイドラインの作成については、検討中である。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

隔月で行われる中学校の生徒指導地区連絡会に参加し、管理職や生徒指導主事と連携した。また、養護部会や事務部会の研修でもS S Wの役割や派遣方法について話をして周知に努めた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

すべてのスクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーのみの研修会（年4回）・実務に関する研修（不定期）
生徒指導地区連絡会（隔月1回）・スクールカウンセラーの研修会に参加（年2回）

（3）研修内容

- ・外部講師を招き、スーパーバイズ体験や事例研究会の実施
- ・市内の特別支援教育、教育相談活動等に関する研修会に参加
- ・生徒指導地区連絡会に参加し中学校との情報交換を行う

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例研究会では、個人の抱えている事例の中から、支援の方法や関係機関との連携に悩んでいることを皆で共有し、アドバイスをし合い、それについて外部講師の指導をいただき、支援の方向性を決めることができた。
- ・市内の教育相談活動等の研修会に参加し、SCと情報交換したことにより、対象家庭への理解が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法 ○S Vの設置（有・**（無）**）

（6）課題

- ・件数増加に伴い、S S Wの増員が見込まれる。このことにより、各個人の力量の差を少なくするための研修内容の工夫。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校状態改善のための活用事例（④不登校）＜派遣型＞

中学1年より欠席が増え、2年ではほぼ全欠席であった。3年になり状況に変化がなく、学校より派遣要請があった。母は就労しており、日中は本人が一人で在宅。2年時には学校に行かないことで家族が厳しく接していた時期があり、家庭内の雰囲気が悪くなったとの話があった。SSWは母が仕事から帰宅した夕方に訪問し、無理やり登校を促すのではなく、会いたくないときには断ってよいことなどを話し支援を開始した。当初は母のみ対応したが、次第に本人と話ができるようになった。支援の中で本人の意向に任せてみることにすると、朝も母の出勤時には起床し、家事も手伝うようになり、担任の家庭訪問にも応じるようになった。また、本人と進路のことや趣味のことを話す中で、前向きな希望も話してくれるようになり、進路選択にあたっても、自分の意志で頑張りたいことを決めて行動することができ自信を持たせることができた。

【事例2】家庭環境により不登校となった児童への支援（④不登校 ⑦その他）＜派遣型＞

小学生の事例。両親は離婚、母親は精神的に不安定になり本児と別居、祖母が養育者となり同居している。母親と別居した頃から登校が不安定になり欠席が続き、学校より派遣要請があった。支援開始時、本児の生活リズムは乱れ、自分本位で祖母を従えていた。祖母支援も兼ね、家庭訪問を重ねた。本児は顔を見せないが、祖母とSSWのやり取りを自室から伺っていたので、祖母と本児の興味がありそうなことを話題にしたりして、メッセージを送り続けた。祖母とSSWの信頼関係ができると、本児の心配や不安に感じていることを聞くことができた。本児は学習の遅れを心配していることがわかり、市の学習支援を祖母に紹介した。それを聞いていた本児が興味を示し、自ら調べ、理解したうえで施設への通所を開始することとなった。本児は、そこで信頼できる先生に出会い、勉強に意欲を示し、友人もでき、現在も順調に登校を続けている。

【事例3】記載できる事例はありません。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

2年目の事業で、5名のSSWで85件のケースを支援した。

校種（学校数）	小学校（54）	中学校（27）	特別支援学校（1）	高等学校（1）
関わった校数	32	16	1	0
関わった件数	56	28	1	0

関わった件数で問題が解決したケース及び好転したケースが25件という成果を出している。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞ SSWの活用方法の周知について

＜課題の原因＞ SSWの役割についての理解が進んでいない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・中学校の生徒指導主事が集まる連絡会に出席し、情報共有をした。
- ・養護教諭の研修会や学校事務職員の研修会にてSSWの役割や活動内容について説明した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞ SSWの経験の違い等に沿った研修会のもちかた

＜課題の原因＞ ケースの増加に伴い、SSWの増員が見込まれるため。

＜解決に向けた取組＞

- ・SSWにアンケート調査を行い、研修計画に反映していく。
- ・新任SSWと実務経験のあるSSWの研修内容を分けていく。

柏市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整③学校内におけるチーム体制の構築、支援④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供⑤教職員への研修活動を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内11中学校にスクールソーシャルワーカー（以後SSWR）を配置し、中学校区の小学校についても相談を受理することとした。このうち、3名のSSWRは、不登校支援である学習相談室への勤務もしており、管轄地域内の小中学校からの相談を受理する体制をとった。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：11名（うち2名は指導主事）
- ・資格：教員免許7名、社会福祉士2名、精神保健福祉士4名（複数回答）
- ・勤務形態：1日6時間勤務（週1～3日程度）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

令和元年度の取り組みの一つとして、ガイドラインをSSWRが作成した。（令和2年度に各学校に配付。）

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

養護教諭、生徒指導主任に対し、SSWRの学校における役割やSSWRの業務の説明などの研修を実施した。具体的な事例を提示することで教員にもSSWRの活動をイメージできるようにして、理解促進を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、指導主事

（2）研修回数（頻度）

原則月に1回実施。

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・施設見学
- ・講義（生活保護制度について、要保護児童対策地域協議会について、社会福祉協議会について、特別支援教育について等）

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討は、事例提供者がこれまでの支援の在り方について振り返る場となることや、他のSSWRの意見を参考にできることから有意義であった。また、講師から児童生徒や保護者を理解するための視点についての的確な助言をもらえることで、参加者全員の資質向上につながると考えている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（無）

（6）課題

- ・事例検討の回数を増やしていく必要があるが、SSWRの勤務日数が限られているため、研修日を増やすことには限界があるという課題も生じている。
- ・今後は、初任者の採用も検討しているため、初任者研修を実施する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】①貧困対策（福祉機関との連携）④不登校のための活用事例＜SSWの配置形態：拠点校型＞

（1）概要

- ・中学3年生のAは、小学校5年生からほぼ全欠状態。
- ・病気の父親と2人暮らしで、生活保護受給世帯。
- ・外出することは、父子ともになく、引きこもっている状況。
- ・担任の訪問に対して拒否的で、学校との関係が構築できない。

（2）支援内容

- ・生活保護ケースワーカーの家庭訪問に同行し、関係づくりを始めた。2回目以降は、毎週定期的に家庭訪問し、Aだけでなく父親の話も聞くようにした。
- ・高校進学希望があったことから、SSWRが家庭訪問した際に、少しずつ学習を行うようにした。その後、市主催の学習支援事業につなぐことができ、週に1日は自力で通うことができるようになった。
- ・地域の主任児童委員とAをつなぎ、こども食堂を週に1日利用するようになった。
- ・囲碁に興味をもっていることから、囲碁が好きな民生委員を紹介し、毎週こども食堂で囲碁を楽しむようになった。
- ・不登校支援事業で行っている行事へ参加し、他の生徒との交流を楽しむことができた。
- ・学校で教員と囲碁をすることで別室登校できるようになった。登校した際は、学習プリントを行ったり、面接指導を受けたりするようになった。
- ・進学した高校の管理職、SSWRへ引き継ぎをした。

（3）改善状況・課題

数年間ほぼ引きこもっていた状況から、少しずつ関わる人・機関が増えていった。また、生活保護のケースワーカーと連携することで、父親とも高校進学に向けた費用等の具体的な話ができた。併せて、A本人が興味をもっている囲碁を通して支援したことで、中学校に登校することへの抵抗がなくなっていくと思われる。進学先の担任も囲碁を通してAと関わってくれ

ている。

【事例２】①貧困対策（社会福祉協議会との連携）②児童虐待（未然防止）⑦その他のための活用事例＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

（１）概要

- ・小学校４年生のＢは、授業中の離席、他の児童や担任への暴言や暴力がしばしば見られた。
- ・母親と２人暮らしで、母親の収入が不安定。
- ・母親が精神的に不安定になると自傷行為を繰り返してしまうことやＢへの暴言が課題であった。

（２）支援内容

- ・Ｂの担任、管理職、特別支援コーディネーターと連携し、校内でのＢの学習支援の体制を整えた。また、母親とも協議し、個別の教育支援計画を作成することとした。
- ・母の収入が減り、生活費のやりくりができなくなった時期があり、社会福祉協議会の貸付制度の利用へつなげた。
- ・保健所が定期的に家庭訪問や電話連絡をすることで、母親の見守りをした。
- ・市の家庭福祉担当課につなぐことで、母親の子育ての悩みを相談できるようにした。
- ・関わる関係機関が多く、虐待のリスクもあることから、要保護児童対策地域協議会のケースとし、情報共有・見守りを続けている。

（３）改善状況・課題

母親自身が、困ったときに相談する先が複数あることで、安心感につながったまた、校内でＢの支援体制が構築されていることから、Ｂの学習意欲が高まった。トラブルが生じたときに、Ｂ自身が落ち着いて振り返ることができるようになった。早朝や夜間帯に母親が不安定になるときが多く、その際の相談先、話を聞く体制にはまだ不十分な面もある。

【事例３】⑧性的な被害⑨ヤングケアラーの活用事例

該当事例なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①支援ケース数 Ｈ３０年度：２０４件（小学校：８５件，中学校：１１９件，高等学校：０件）
Ｒ元年度：３１６件（小学校：１１３件，中学校：２０２件，高等学校：１件）

②ＳＳＷを中学校に配置したことにより、現場から直接ＳＳＷに依頼ができるようになった。このことにより、早期からの支援が可能となった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ＳＶ体制の整備
- ・ＳＳＷの人数、勤務日数等の検討
- ・校内支援体制の確立

＜課題の原因＞

・教職員に向けてＳＳＷの活用の仕方を具体的に周知し、理解してもらうことが不十分だった。また、今後どのように事業を展開していくのか、改めて計画をしていくことと併せて、ＳＳＷの資質向上のためには、どのような研修が必要で、どのような方にＳＶを担っていただくかを検討していく必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ＳＳＷが、具体的な事例を入れたガイドラインを作成し、各学校に配付した。
- ・事例検討会に大学の教員を講師として招聘し、助言していただいた。
- ・ＳＳＷ配置校を６校から１１校に増やした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・全中学校区へＳＳＷを配置し、中学校区内の小学校も巡回するなど、より早期からの支援体制を構築できるようにする。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷが配置された中学校での活用は促進されているが、小学校への周知や仕組みづくりが十分とはいえない。

＜解決に向けた取組＞

- ・小学校において、校内でＳＣやＳＳＷも含めた支援体制を構築していく。このような体制の中で、小学校から中学校への十分な引き継ぎ、関係機関と連携した支援を目指す。
- ・ＳＶが受けられる体制づくりをし、ＳＳＷの資質向上に努めていく。

八王子市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の要因や背景が多様化、複雑化している中で、ＳＳＷ、心理職及び教員経験者で構成する登校支援チームを配置し、市立小・中学校全体を対象とした「個票システム」を活用して不登校の未然防止や不登校の解消につながる取組みの支援を行う。特に学校だけでは対応が困難なケースについては、学校の要請によりＳＳＷを派遣して、福祉的な観点から支援を実施し、関係機関との連携により子どもを取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育、心理、福祉の各領域の専門家からなるチームを構成し、不登校児童・生徒の実態把握や分析ができるようにしている。
- ・登校支援チームを不登校特例校である高尾山学園内に配置し、市内の不登校対策の拠点としている。
- ・ＳＳＷの専門性に対応力の向上を図る為、ケースに応じて複数の専門家をスーパーバイザーとして活用する体制を整備している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人員 年度当初は6名（令和2年2月に1名増員して7名体制とした）
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士
- 勤務形態 1日7.5時間 週4日（年間192日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「総合・教育相談活用ガイドー教職員用ー」を作成し全校に配布している。ＳＳＷの活用については、○ＳＳＷとは ○どういう時に派遣されるか ○支援内容等、となっている。また、年間の取組み状況を「総合教育相談室活動報告」として学校及び関係機関に配布している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

登校支援チームの定期刊行誌「笑顔の手紙」において「ＳＳＷの活用の仕方」を解説し、市立小中学校全校に配布することで教職員への理解促進を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員

（2）研修回数（頻度）

- ・スーパービジョン：年11回
- ・多摩総合精神保健福祉センター 精神保健福祉研修：適宜

（3）研修内容

- ・ケースの見立てや支援方針、対応、学校との協働、関係機関連携等について、福祉・教育・医療・心理等の各領域からスーパーバイザーを招き、そのケースに関わる関係機関の職員も出席して多角的に検討すると共に、ＳＳＷの資質向上をはかる。
- ・多摩総合精神保健福祉センターの精神保健福祉研修は、各ＳＳＷが必要な研修を選択して受講している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・当該ケースの見立てや検討に必要な領域のスーパーバイザーをその都度選定した上で、関係機関職員及び所管内の多職種が加わってケースを立体的にとらえ、支援方針を検討することで、介入の糸口や支援の新たな切り口が見出された。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有）

○活用方法

- ・特定のスーパーバイザーに固定をせず、検討を必要とするケースの状況に合わせて、福祉・教育・医療・心理等の専門的見地から助言が得られるスーパーバイザーに依頼している。
- ・1回あたり約3.5時間を確保して、2ケースについて状況や支援経過を説明の上、助言を受ける。
- ・実際にケース会議を開催してその様子をスーパーバイザーが観察し、ＳＳＷのケース会議運営手法について助言を受ける回を設ける。
- ・ＳＳＷだけでなく、課長、主査、主任、所管内研究主事及び心理相談員も出席し、チームで支援方針を検討・共有する。
- ・スーパーバイズ終了後、所管内でふりかえりを実施し、スーパーバイズを受けた内容のまとめや今後の支援への反映、他のケースへの水平展開等を具体的に確認・検討する。
- ・次回スーパーバイズについては、まず検討を必要とするケースをＳＳＷが選定し、どのような領域からの助言が必要か検討した上で、スーパーバイザーを選び、依頼している。

（6）課題

- ・当該ケース児童生徒が在籍する学校の職員や関係機関も出席してのスーパーバイズは、日程調整が難しい場合がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策ための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

《家庭環境》

父と本児（小4・女児）の父子家庭。父親は多忙であるが、熱心に養育している。

《SSW介入当初の状況》

本児は入学当初より登校しぶりがあり、父親の付き添いにより登校が継続されていた。小3に入り友人関係で傷つく出来事が重なり欠席が増加。ひきこもり傾向が強まり、担任が家庭訪問をしても本児と会うことができない状態が続いていた。父親は工夫をしながら登校を促していたが、思春期に入った本児の対応に苦慮していた。

《支援とその結果》

◎介入当時

当初は、問いかけにうなづくのみで答える等緘黙傾向が見られたが、SSWは定期的な家庭訪問を通して本児が好きなゲームやお絵描きを一緒に楽しむような関係づくりを行い、徐々に自分の意思や気持ちを言葉にできるようになってきた。そうした中、同年齢児童に会うことへの恐怖はあるものの登校意欲があることがわかってきた。

◎学校との役割分担

本児の思いを学校と共有し、今後の支援について役割分担を行った。学校は担任や管理職がSSWとは別日に家庭訪問を行い、課題や書類等を手渡しだけではなく、ゲームやアニメの話しながら本児との関係を築いた。

◎登校支援

こうした取り組みを続けたところ、本児が「学校に行きたい」と口にし始めたことから、本児が安心して登校できる環境を整えるために学校とSSWは調整を重ねた。まずは、好きな給食の献立の日に登校し、校長室で給食を食べることを登校への糸口とした。そして、本児の学習意欲が高まり月3～4回の登校が継続できるようになったため、学校は特別支援教室専門員や専科担当等担任以外の教職員も本児の登校時に課題の添削や創作活動で関わるなど別室登校のしくみを構築した。

◎まとめ

学校が丁寧に本児との関係を築くと同時に、本児の思いや家庭状況についてSSWと学校が共有することで、本児の気持ちを尊重した支援を展開することができた。また、不登校児童を学校全体で支えたいという学校の強い思いにより本児だけではなく、教室に入りづらい児童を受け止める校内の居場所を整備することができた。

【事例2】不登校対策のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

《家庭環境》

父と本児（小6女児）の父子家庭

《支援経過》

本児は不安感が強く、小学校入学時から登校渋りがあった。常に父親が付き添うことでしばらくは登校できていたが、次第に人間関係への不安感により登校できなくなった。人目が気になり、登校以外の外出もできなくなっていた。SSWは小6初めに小学校から相談を受け、支援を開始した。家庭訪問を通してゲーム等で遊びながら関係作りを行い、家族以外との大人と関わることで外部への意識やつながりを持ってもらうことをねらいとした。家庭訪問を続ける中で、本児が学校への不安等を表出する場面が増えてきたため、遊ぶ時間とは別に話を聞く時間を確保し不安を受けとめて情緒の安定を図った。SSWが聞き取った本児の気持ちを、本児の了承のもと担任へ伝え、学校での本児への関わり方を検討することで担任と本児との関係作りを目指した。担任が本児の気持ちに配慮した丁寧に関わりを根気よく続けたことで本児が感じていた学校への不安が和らぎ、小6の3学期には放課後登校ができるようになった。

並行して、SSWが本児の頑張りの成長を継続的に父親にフィードバックすることで、本児に適した環境を親子で足並みをそろえて模索できるようになり、適応指導教室の利用につながった。放課後登校や適応指導教室への通級ができるようになったことで本児は自信がつき、公共交通機関を使った外出もできるようになった。中学進学を前に、適応指導教室への通級継続ではなく地域の中学校への登校を目指したい気持ちが高まり、入学後より前向きに登校に向けて取り組むことができている。引き続き、登校に同行することで、学校で過ごす時間を増やしていくことを目標に、支援を続けていく予定である。

【事例3】⑧性的な被害 ⑨ヤングケアラーのための活用事例 該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市のSSWは不登校児童生徒対策をはじめとして、学校だけでは対応が困難なケースについて、学校からの依頼派遣型で活用している。令和元年度末時点では、市内108校（小学校70校・中学校38校）の市立学校のうち、53校（一部学校には複数の担当ケースあり）にSSWを派遣して継続的な支援を行っている。この派遣校数は平成22年のSSW活用事業開始当初に対して182%増にあたり、SSWの活用は市内小中学校に浸透してきている。継続支援ケースがない学校においても、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を目的として年4回の巡回相談を実施し、学校とともに支援の糸口を検討するなど、学校支援体制の強化を図っている。また、児童精神科等に入院していた子どもが学校に復帰する際には、市内に3か所ある適応指導教室の活用や、学校への試験的登校を調整する等、SSWが病院の医療ソーシャルワーカーと連携することで、治療成果を損なうことなく登校が再開できる方法を、子どもたち個々の状態に合わせて検討・調整している。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

・不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の問題意識もないために関係機関につながらず、児童生徒の状態が長期間把握できないケースが増えている。

＜課題の原因＞

・家庭基盤の脆弱さを背景とした困難ケースの増加。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ＳＳＷを増員し、全市立小・中学校への年４回の巡回相談を実施し、学校支援体制の更なる充実を図った。
- ・複数の専門家によるスーパーバイズを実施し、ＳＳＷの対応力の向上を図った。
- ・「個票システム」（八王子版「児童生徒理解・支援シート」）を通して、在籍校、適応指導教室、教育相談室等との連携の強化・充実を図るとともに、学校内で出席状況カードや個別シートを活用してもらうことで、不登校児童・生徒の早期対応を目指した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の問題意識もないために関係機関につながらず、児童生徒の状態が長期間把握できないケースが増えている。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期にわたる学校の休業や学校の再開による様々な不安やストレスから、登校を渋ったり、外出を控えようとする児童・生徒が増加する可能性があり、それに伴い、不登校児童・生徒の増加が見込まれる。

＜課題の原因＞

- ・不登校の様態は、児童・生徒の発達の課題や家庭環境の脆弱さ、新型コロナウイルス感染拡大など社会状況を背景とするものなど、学校だけでは対応が困難なケースが増加している。

＜解決に向けた取組＞

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期にわたる学校の休業や学校の再開による様々な不安やストレスから、登校を渋る児童・生徒が増加する可能性があるため、登校している段階からこれまで以上に児童・生徒の不安定さに気付き、必要な配慮ができるよう学校を支援する。
- ・スクールソーシャルワーカーを４名増員し、全市立小・中学校に対して毎月巡回相談を実施できる体制を構築し、学校だけでは対応が困難なケースについても、学校とともに支援の糸口を検討するなど学校支援体制の更なる充実を図る。
- ・複数の専門家によるスーパーバイズを実施し、ＳＳＷの対応力の向上を図る。
- ・個票システム（出席状況カード・個人カード）を活用した、学校、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、教育相談室等との連携の強化・充実を図り、校内における登校渋り等を含めた不登校児童・生徒の早期発見・早期対応を支援する。
- ・高尾山学園における不登校対応のノウハウを発信するなど、市内各小・中学校における「全ての子ども達が安心して過ごせる学校づくり」につなげていく。

横須賀市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

6つの小学校を拠点として配置する。要請により、それ以外の市立小中学校・特別支援学校・高校のケースにも対応する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

*市内に6名を配置（1名が予算上の2名分で勤務しており実質は5名）

*社会福祉士または精神保健福祉士の資格は全員取得（採用の必須条件）。

その他、5名中、教員免許取得者3名、臨床心理士資格取得者1名

*非常勤職員として、4名は年間35日、1名は年間70日、1日7時間45分勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

◆実施要綱

①趣旨 ②SSWの派遣 ③SSWの職務 ④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

◆活用の手引き

①SSWとは ②SSWが活用される場面の例 ③SSWにできること

④教育委員会の役割 ⑤SSWが対応する前に学校で準備しておくこと ⑥SSWの対応例

*年度当初に学校あて文書を通して周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・市所属SSW5名

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・他機関との連携協議（サポートチーム会議の開催について）
- ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・支援中の事例を扱っての事例検討会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

- ・年2回、他4名のSSWの拠点校を訪問し、スーパーバイズを実施
- ・年3回の研修（情報交換会）での事例検討会におけるスーパーバイズ

（6）課題

- ・関係機関との顔の見える連携の強化
- ・1名のSSWがスーパーバイザーを兼ねており、そのスーパーバイザーが主で対応しているケースもあるため、スーパーバイズが後手になってしまう

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】④不登校のための活用事例＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学生女子。1年生時より出席日数が少ない。2年時に担任が母親と話をし、本人とも関係づくりをしたのち、登校支援などをしながら出席日数が少しずつ増えていった。家庭環境として、学校に行くという目標がなく、家庭も学校へ行かせるという意味が弱い。ただ、学校と家庭との関係づくりができてきたので、3年時になって、学区外の祖母宅に滞在する機会が増えた本人に対して、以前に増して送迎支援をしてきたことにより夏休み前までは、学校生活を楽しめるところまできた。しかし、夏休み後に来れなくなり、最近では、祖母宅からも外出することが減り、本人に自分が学校へ行っていないという意識が芽生えて、授業についていけないという意識も出てきている様子。家庭に、登校させるという意味が弱いと、本人の意思として学校に行きたいと言えるよう、再度2年時のような関係づくりを担当だけでなく、相談員やSSWも含めて、校内外の支援体制を再構築するために定期的にケース会議を開いている。

【事例2】①貧困対策④不登校のための活用事例＜SSWの配置形態：拠点校型＞

支援級在籍の中学生。小学校時代、友だちとのトラブルから登校渋りが始まる。A中学校入学後も欠席が多かったが、中1で突然歩行困難となり、入院する。身体機能に異常はなく、心因性との診断で精神科医療に繋がる。歩行できないため登校できず、家で寝たきりの状態になる。

SSWは学校からの依頼で担任とともに数回の家庭訪問を行う。歩けない生徒の介護を高齢の祖母が一手に引き受けており、祖母の負担軽減のために介護用ベッドの導入、移送サービスの利用などを提案し、相談窓口を紹介する。

その後、歩行可能となるが登校できず、生徒の希望でB中学校へ転校する。2年生では多少登校できていたが、3年生になり再び欠席がちとなる。進路選択の時期になり、B中学校の依頼により、再びSSWが関わる。

「進学しない」ということになり、中学校卒業後の進路について各関係機関との連携を行うために学校にてケース会議を開催する。その後も地域の社会資源との調整を行い、施設見学に同行する。家族とは必要に応じて面談を行う。

卒業後は「体調が戻るまで自宅で療養させたい」という家族の希望により、在宅生活となるが、地域の資源の紹介を行い、アフターフォローの電話連絡を行う。また、祖母の意向を確認の上、地域包括支援センターへ情報提供を行う。

【事例3】

②児童虐待、⑨ヤングケアラーのための活用事例のための活用事例＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学生・小学生の兄弟。もともと父母と生活していたが、外国籍の母が帰国してしまい、その後のCovid-19感染拡大を受けて帰国できない状態。このため父子で生活していたが、父が病気で倒れ左半身に麻痺が残る、介護を要する状態になってしまった。ただ父は、入院中のリハビリに拒否的で、リハビリなしで退院した。

父は小学校校長に「家のことは自分がやります」と退院後に話したようであるが、小学生の担任曰く「食事は中学生ができることをやっている。その他の家事も中学生から命令されてやっていて、時々『ちゃんとやれ!』と怒鳴られたり殴られたりする」と話しているとSSWに報告。

父の要介護状態という課題はあるも、こども達に対しては虐待（ネグレクト）状態であるともいえるため、中学校と連携の上、介護保険サービスの利用や本児らの子育てについての考え方を確認する。SSWとの面接を近日設定する予定。【昨年度末からの継続事案】

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援対象となる児童生徒の早期発見・早期対応、及びS S Wの周知を目的として「児童生徒を取り巻く環境チェック」という調査を、市内全校で夏休み前に実施している。各S S Wがそのチェックに当てはまる児童生徒の聞き取りを実施し、環境面での支援を必要とする児童生徒の早期発見、対応ができるようになった。また、この取組で、各学校とS S Wとがより身近な関係になった。
- 必要に応じて関係機関を招いて会議を開催し、それぞれの立場で支援の役割を分担し、それを継続することで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題改善につながった事例もあった。
- S S Wへのコンサルテーション、ケース会議への参加依頼が増えている。

【相談実績（回）】＊平成28年度より、S S W 3名から6名に増員。

	支援児童生徒数	訪問件数	ケース会議開催数	機関連携件数
H26	104	164	67	166
H27	115	204	44	156
H28	447	386	58	246
H29	613	420	105	208
H30	763	406	91	213
R 1	596	406	96	180

＊訪問先 …学校、家庭、市教委、関係機関等

＊機関連携…児童家庭福祉関係 保健医療関係 警察関係等

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

- S S Wが介入すべきケースに着実に対応できるように、S S Wの役割を更に学校に周知する。
- 環境調査の取組により、支援対象児童生徒数が増加しており、S S Wの勤務時間の増加が必要である。
- 関係機関へのあいさつ回りや諸会議への出席を通して、各関係機関とのより顔の見える連携が必要である。

＜課題の原因＞

- 学校内でのS S Wの役割の周知が足りない。
- 予算の関係で勤務時間の増加は厳しいものがある。
- 勤務時間数と研修や各学校への来訪、事案への対処を振り分けると、挨拶回りに割く時間を中々保証できない。

＜解決に向け実施した取組＞

- 「児童生徒を取り巻く環境チェック」という調査を、市内全校で夏休み前に実施。
- 令和2年度の予算請求にて、各S S Wの年間時間数を5日間ずつ増加させることができた。
- 年度初めの研修の時間を上手く使うことで、諸機関の挨拶回りも合わせて行なうようにしている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- コロナ禍の中での緊急対応のような、特別な対応による、通常業務の時間数の確保。
- 限られた時間を有効活用するための各学校や家庭との調整手段。

＜課題の原因＞

- 年間40日間の中で「児童生徒を取り巻く環境チェック」で一人が十数校に来訪し、相談を受け、派遣依頼に応える中で、緊急対応に関する余力の時間を予算内では、算出できない。
- 現在は、個人の携帯の使用を許可できないため、拠点校か本庁からの電話で、依頼者や学校との日程調整を行っている。

＜解決に向けた取組＞

- どちらも、予算を確保する必要がある事項である。

富山市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うＳＳＷを配置し、教育相談体制を強化する。

（２）配置・採用計画上の工夫

単独校型（１校に年間を通じて派遣する）は、小学校１６校、中学校２校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、中学校１７校。派遣型は、市教委で４２０時間確保し必要に応じて派遣した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数（資格）：ＳＳＷ１０名（延べ人数：社会福祉士９名、精神保健福祉士３名、小学校教諭一種１名、特別支援学校教諭一種１名、小・中・高等学校一種〈家庭〉１名）
- ・ 勤務形態（１校当たり）：７０時間（週２時間×３５週）…２４校、１０５時間（週３時間×３５週）…５校、１４０時間（週４時間×３５週）…５校、１７５時間（週５時間×３５週）…１校、市教委派遣４２０時間

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ 家庭と学校、関係機関をつなぐＳＳＷのネットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動した。
- ・ 連絡協議会を行い、活動の振り返りとＳＳＷ間及び担当教員との情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、年に２度の研修会を開き、スーパーバイザーの助言の下にＳＳＷとしての資質の向上を図った。
- ・ 校長会等で支援体制の説明をするとともに、機会あるごとに各小・中学校に活動を紹介した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ 市ＳＳＷ１０名
- ・ ＳＳＷ配置小中学校の担当者３５名

（２）研修回数（頻度）

- ・ ＳＳＷ研修会を年に２回（市ＳＳＷ１０名、内アドバイザー役１名）
- ・ ＳＳＷ連絡協議会を年に１回（市ＳＳＷ１０名、小中学校担当者３５名）

（３）研修内容

- ・ ＳＳＷ研修会では、児童生徒や保護者と面談した際の事例や、ケース会議、講師等を招いた研修会の報告を行い、ＳＳＷとしての資質の向上を図るとともに、来年度の活動計画案について検討を行った。
- ・ 年度初めに開催した連絡協議会では、ＳＳＷとその配置校の担当教諭の参加による、現場に即した支援体制を目指し、ＳＳＷの効果的な支援の在り方について理解を深めた。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ 年度初めの連絡協議会では、アドバイザーからＳＳＷの活動や活用方法、これまでの効果的な事例や今後の課題等を関係小・中学校の担当者に周知した。各学校の情報交換も含めて、担当者からは、的確なアドバイスと今後のＳＳＷの在り方について示唆に富む講話を聴くことができ、その後の活動の支えとなったという声が聞かれた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ ＳＶの設置 無

（６）課題

- ・ 継続支援が必要な事例だけでなく、単発的な支援を求める事例も増えており、各学校はＳＳＷの配置回数・時間等の増加を求めている。支援の方法や支援の期間は、各々のＳＳＷの判断で事例に応じて対応している現状の中、幅広い支援をするためにも効率的な支援の在り方を今後いっそう考えていく必要がある。対応事例の検証をし合うなど、今後の対応に生かす事例検討会（研修会）の一層の充実が課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校、⑤暴力行為、⑦発達障害等に関する問題）

＜ＳＳＷの配置形態：単独校型＞

＜支援対象＞中学３年生女子 発達障害の診断あり

＜現状・背景＞

対象生徒は、現在母親、姉、本人の３人家族である。本人は、小学校中学年時から不登校が続いていた。

本人は、発達障害の診断もあることや、幼少期から父親からのＤＶによる精神的なダメージを強く受けたことなどから、情動が不安定であり、欲求衝動が抑えられず母親に対して物を投げつけたり暴れたりすることが多い生活状況であった。特別支援学級に在籍しており登校することは少ない。

中学校１年の１学期から完全不登校となり、学校としては、児童相談所等の専門機関と連携していた。中学校２年生の２学期、家庭内での暴力や粗暴な行動が目立ってきたことで、母親が子育てに対して限界を感じ、生徒本人との生活を切り離したいと考えていることを学校に相談し、ＳＳＷによる支援を始めることとなった。

＜ＳＳＷの支援＞

生徒本人及び母親の継続的な面談を行い、話を傾聴しながら専門機関との関連性の把握に努めた。さらに、これまで関わってきた機関と協議を重ね支援策を検討した。

福祉型障害児入所施設の利用について相談し、ショートステイを活用した施設利用等について支援を行った。また、障害児入所施設への入所及び特別支援学校への転入に向けてサポートを行った。

＜成果＞

ＳＳＷの継続的な支援により、夏季休業中の長期入所体験、特別支援学校の体験会に参加することができ、施設生活に対する自信と支援学校での学習に対する興味を深めることができた。さらには、中学校３年のときに特別支援学校へ転出が決まった。

ＳＳＷを中心に、学級担任、養護教諭、ＳＣが連携し、各専門性に応じた役割分担をして継続的な支援が可能となり、本人及び保護者の心の安定を図ることができた。ＳＳＷが連絡調整に積極的に取り組んだ成果である。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校）

＜ＳＳＷの配置形態：単独校型＞

＜支援対象＞小学６年生男子

＜現状・背景＞

対象児童は、両親と高校生の兄弟達と４人家族である。本人は、こだわりが強く、学校での集団生活にも不適合を起こしていた。小学４年生時に友達とのトラブルを発端として不登校状態となった。両親ともに本人の意思を尊重し、強く登校刺激を与えることはしていなかった。

学校としては、担任教諭が週予定表や学習プリントなどを本人が渡すようにし、見通しがもてるようにすることと、家庭学習についても達成感がもてるように努めた。本人や保護者の意思を酌んで、登校を強く促すことはしなかった。

＜ＳＳＷの支援＞

教頭からの紹介を受け、母親からの電話相談に対応し、本人の家庭での様子や母親の悩みを温かく受け止め、本人を含めた家族の気持ちに寄り添った。さらに、毎週定期的に家庭訪問を実施した。本人と面談をしながら内面を把握するようになるとともに、学校の様子を伝え、本人の登校意欲が少しでも高まるように継続して関わった。また、保護者に対しても、本人との接し方を助言するなどして、学校と家庭のつながりが深まっていくように尽力した。

＜成果＞

ＳＳＷとの面談を通して、徐々に登校意欲が高まり、放課後登校につながった。ＳＳＷを介して放課後担任と本人が話をする機会も増え、授業中に登校し相談室で学習する姿も見られるようになった。学校行事への参加意欲も高まり、卒業式にも参加できた。

ＳＳＷのカウンセリングによって、本人の思いを引き出し、登校できなかった理由などを聞くことができた。また、保護者に対しても、学級担任等の言動についても客観的に伝えることを通して、本人の成長のために何をすべきか、学校と保護者がベクトルをそろえて対応することを可能とした。

【４】成果と今後の課題

(１) ＳＳＷ活用事業の成果

- ・ 不登校児童生徒や貧困等、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的存在であるＳＳＷがかかわることで、学校・関係機関との連携が円滑になるとともに、生活改善への手立てが明確になり、児童生徒の家庭生活の安定、延いては学校生活の向上につながった。
- ・ ＳＳＷの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐＳＳＷの役割に注目する教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員が明確な課題と目標をもって、問題に取り組むようになってきている。
- ・ ＳＳＷが学校等でのケース会議のコーディネートをしたり、支援をしたりすることで、学校が一連の対応の「目標」と「方法（役割分担）」と「スケジュール」を明確に設定することができるようになった。

(２) 今後の課題

- ・ ＳＳＷの活動が効果を上げる中、多くのＳＳＷは兼業であり、人材確保等への待遇の改善が急務である。そのためにも、どのようにＳＳＷの活動を評価するかが、重要な課題となっている。
- ・ 増加する若手教員をはじめ、多くの教員が問題を抱える家庭に対する接し方を学ぶため、ＳＳＷと教員との合同研修会を実施することができるような配置時間の拡充が必要である。

金沢市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童生徒やその家庭に関わりながら、必要に応じて児童相談所や警察、家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（金沢市教育プラザ／児童相談所も併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向けるよう職員を配置している。

また、課題がある多くのケース等については、複数のＳＳＷで学校との初回の情報交換に臨むなど、相互に連携を取りながら個々のケースに対応するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：３人
- ②所有資格：教員免許状
- ③勤務形態：１人当たり 週20時間×48週（年間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）」に基づく具体的な行動計画（第四次）として平成30年3月に策定した「金沢子どもを育む行動計画2018」に、以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、広報を行っている。

【記載内容】 4. 学校の行動指針／1 小学校・中学校の行動指針／②豊かな心と社会性を育成します

◇教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する

5. 行政の行動計画／3 学校教育等の充実／1 豊かな人間性を育む教育の推進

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学期に1度、ＳＳＷと教育委員会の担当者が協議会を実施し、個々のケースに対する今後の方針について協議している。また、年に1回、福祉局の子どもソーシャルワーカーとの合同の協議会を持ち、相互の連携体制を確認するとともに、さらに強化するための方策について協議している。

教職員への周知の方法としては、市教委主催の定例校長会議にて、ＳＳＷの派遣について周知している。また、各校の生徒指導主事が集まって行われる生徒指導推進協議会にも参加し、その存在についてはすべての学校の生徒指導主事が認識している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

児童相談所職員や小・中学校生徒指導担当者を対象とした研修を受講している。

（2）研修回数（頻度）

年間12回程度

（3）研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

（4）特に効果のあった研修内容

小・中学校生徒指導担当者（連絡協議会）の研修を一緒に受講することにより、要支援児童生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有・**無**） ○活用方法 無

（6）課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、ＳＳＷに特化した研修を実施できていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- 状況 中学2年2月下旬よりSSWと関わる。長時間のゲーム・ゲーム関係の動画視聴により生活リズムが崩れる。母親からは、本人との関係がうまくいっていないことを聞く。本人からは、母親と喧嘩し登校しなくなることが多い。叱られたことに対して立腹し、ドアを壊したり壁に穴を開けたりして暴れた時期があることを聞く。本人・妹より団らんがなく食事も別々に摂っていることを明かされる。
- 方針
- ・1日でも多く登校し、学校へと繋げる。
 - ・家族関係の調整をはかることで、本人・母親の心の安定に繋げる。
 - ・卒業・進学に向け、共に寄り添い学習を支援していく。
- 概要 訪問時にUNOやトランプで楽しむと、母親から夕食時に家族でUNOやトランプで盛り上がり久しぶりに楽しかったことを聞く。本人は、体験入学や進路について親と相談するのが面倒と主張するも、必要性について話すと理解する。母親には事前に協力を求め、本人は母親とその後相談できたことを嬉しく感じるようになる。学習支援をすることにより自信となり登校へと一旦繋がるが、続かず。目的を持たせ登校することで、再度毎日楽しく登校できるようになる。欠席が続いた後の登校時に、学習の進度に驚き、不安が募り、また後退。楽しい交流活動に戻し心をほぐすことに努めた後、学校へSSWと一緒にいこうと誘い何度か同行する。私立受験前に再度学習支援をする。受験への不安が大きくなり、学校へ行きたくない、辛いとこぼす。入試の日も行くのか、ひきこもりになるのではと心配になる。母親は不安も増大し、本人を怒る行動に出る。即、訪問し本人にいろいろな話をしていく中、本人は登校するとのこと。最悪の結果(不合格)もパニックにならず受け止められるよう事前にいろいろ話しておく。常に母親のケアも忘れずに努めた。母親のショックの方が大きかったが、本人は公立受験に即切り替えることができた。本人が不安な面接の練習、計算の練習等共に取り組む。本番に同じような問題が出題され、本人のテンションは上がり2日間の試験を無事終え、見事合格。卒業式にも約束通り出席することができた。母親は、「わが子とどう接してよいか迷ったり責めたりの繰り返しで困っているときに救われた。本人の学習支援・登校支援等本当に感謝している。」と涙ながらに語る。本人の口数が増え、食事と共に摂るようになったことも嬉しく思うと加えられる。

【事例2】不登校解決のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- 状況 小4女子、小2男子共に完全不登校。また、自閉症傾向（小2男子）及び発達障害傾向（小4女子）あり。母親の特性が強く、被害妄想、子供への過干渉、感情の強い浮き沈み等が見られ、また書類を書く・期限を守る等の事項を特に苦手とする。金銭面での困り感も見られる。
- 方針
- ・自宅への訪問を強く拒否された為、月に一度学校にて母親と1時間弱の面談を行う。
 - ・母親の話を聞き、理解し共感する事で信頼関係を築いていく事を目的とする。
 - ・面談日に児童二人の同行を母親にお願いし学校に連れて来てもらう事で児童の健康状態の確認、社会性の習得を狙う。
- 概要 面談日に児童二人を連れて来ることは母親の達成感に繋がるようで、継続の大事な要素になっている。
- 面談中、小4女兒は教育相談担当教諭と図書館や相談室で過ごすが、小2男児は母親が自らの元から離すことが出来ない為、SSWと面談をしている部屋で塗り絵をする等して過ごしている。少しの段差が危ない、黒板の粉は身体に悪い、棚は指を挟む恐れがある等、母親は男児の一举一動から目を離さず注意を繰り返す。
- 女兒、男児の成長と共に障害の疑いが一層強くなりそれにより母親の困り感も大きくなっていった為、面談を繰り返す中で、療育手帳の申請を勧める。しかし申請書類が手元に来てから数ヶ月経っても申請書を完成させる事ができない為（書き方がわからない箇所がある、証明写真を準備出来ない等）、それをきっかけに子どもソーシャルワーカーについて説明し、今後関わる事を母親に提案。母親は快諾し、すぐに母親・子どもソーシャルワーカー、SSWで顔合わせを行った。その後子どもソーシャルワーカーの支援により、順調に療育手帳申請書類を書く事が出来、提出出来た。
- 今後も学校、子どもソーシャルワーカー、SSWの三者が連携を取り情報交換を繰り返す事で母親の困り感の解消、児童の状況把握、また社会性の習得、登校日数の増加を目指す。

【事例3】該当なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校児童生徒に対して、定期的な家庭訪問により信頼関係を築き、少しずつ登校支援を重ねることにより、徐々にではあるが、登校できる日数が増えたり、ＳＳＷ以外にも教員とのつながりが持てるようになったりと、好ましい変化が見られた。ＳＳＷの活用だけがその要因であるとはいえないが、複数の児童生徒に関してよい変化が見られた。

また、保護者の仕事の関係で、教員が家庭訪問することができない日中にしか会えないような保護者に対して、家庭訪問を行い、家での子どもの様子や保護者の相談や要望を聞くなど、学校と家庭の間に入り、橋渡しの役割を果たすことで、状況把握や教員の負担軽減に役立っている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

ＳＳＷの負担が増加してきている。

＜課題の原因＞

児童生徒が抱える問題（背景にある家庭環境）は多様化、深刻化しており、幅広い知識（非行、貧困、虐待、発達障害など）や対応力が必要となることや、小・中学校の連携をベースに各学校が組織的に対応できるように関係機関（児童相談所、福祉、医療、警察、地域など）との連携（チーム体制）のさらなる強化を図っていく必要があり、連携する機関が増えるため。

＜解決に向け実施した取組＞

ＳＳＷが児童生徒や保護者対応で困ったときや判断に迷うようなときには、学校指導課に相談することになっており、風通しの良い連携が取れている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

問題を抱えている児童生徒は多く、今もＳＳＷの助けを必要としている家庭や学校が多いが、現状の人数では対応が難しくなることが予想される。

＜課題の原因＞

不登校（傾向）の児童生徒の数が年々増加し続けている。

＜解決に向けた取組＞

不登校の未然防止や初期対応についてまとめたリーフレットを作成して居場所づくりや絆づくりの必要性について周知するとともに、いじめ防止のための講演会を企画しミドルリーダーの意識を高めるなど、不登校の根本的な原因を解消する取組を実施している。

甲府市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・貧困・児童虐待等の課題を抱える児童生徒について、関係機関との連携を図り教育相談体制を強化する中で、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会学校教育課に嘱託職員として1名を配置。
- ・学校長からの派遣申請により各校への対応を行う。また、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 1名
- ・資格 教員免許（2種）
- ・勤務形態 週5日、29時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活動指針（ガイドライン）として策定されたものは無し
- ・「甲府市スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定
- ・活用に関して、校長会・教頭会等で周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導主事会や不登校担当者会でSSW活用についての説明を実施
- ・SSWが生徒指導アドバイザー、自立支援カウンセラーとともに全小中学校を訪問し、各校の情報を得るとともにスクールソーシャルワーカーの活用の説明や、担当者との顔合わせを実施

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW，担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・県教委主催のSSW活用事業運営協議会への参加（年2回）
- ・ケースの検討会議（適宜）
- ・市教委主催の生徒指導担当会議（月1回）不登校担当会議（年2回）等への参加

（3）研修内容

- ・関係機関との情報交換、連携方法、支援における課題について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無し
- 活用方法 なし

（6）課題

SSWについてはケース検討会議や生徒指導及び不登校担当者会議への参加を通して支援や関係機関との連携の在り方について学んでいるが、その他はSSW自身の自主的な受講（県や高校のSSW勉強会、県臨床心理士会主催の研修等）に任せている。市独自のSSWに特化した研修は行っておらず、どのように幅広い知識を得て資質向上を図ることができるか今後の課題である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境の変化により不登校になった児童のための活用事例

（①貧困対策、④不登校、⑦その他）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

家庭不和により保護者は家庭内で孤立し不在がちとなった。児童は不安から不登校になった。保護者は経済・健康への問題を抱えていたが、他機関の関わりがない家庭であった。家庭訪問や手続きへの動向を通して、保護者や児童と信頼関係を構築していった。保護者から家庭の困りごとが語られたため、各関係機関（学校、基幹相談支援センター、行政担当課、病院）につないだ。学校主催のケース会議に都度参加し、家庭と関わった際に得た情報を学校と共有し、児童への対応策、家庭への関わり方を話し合った。学校と家庭が協力して児童の不登校について話し合える関係性を作った。

【事例２】保護者が精神的に不安定で養育が不十分な児童のための活用事例

（②児童虐待、④不登校、⑦その他）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

保護者の疾病病状が重篤になり、児童を養育することや登校させることが困難な状況になった。社会機能にも障害が起き、学校を含む関係機関と関係の構築が困難な状況であった。関係機関（学校、行政担当課、MSW）と情報共有・支援方針の共有をおこなったうえで、家庭訪問を通して保護者と信頼関係を構築した。訪問した際は、児童と宿題をする、児童と余暇活動をするを通して児童とも信頼関係を構築した。児童が登校するとことを望んだ場合は、保護者の同意を得てＳＳＷが児童と登校し、保護者と児童がそれぞれの関係機関の支援者と過ごすことができるよう配慮した。児童は教員や友人と徐々に関係の構築を目指せるようになった。

【事例３】ヤングケアラー児童への活用事例

（①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑦その他、⑨ヤングケアラー）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

ひとり親であり、親には精神疾患があった。週１回家庭訪問を行い、親や児童と関わりながら信頼関係を構築した。児童は家事のほとんどを担っており、疲労から登校しないこともあった。親は児童が登校すると不安定になり、登校させることに非協力的であった。児童は整容すること等、学校生活への適応に必要な事柄への支援を要する状態であった。子育て相談、家事支援等が行われるよう行政担当課につないだ。また、親、児童の障害福祉サービスの利用のため基幹相談支援センターにつないだ。学校と福祉機関が協働し児童の登校の維持がされている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・教員の関わりが困難な問題を抱えた家庭に対してＳＳＷが継続して関わることで、学校や関係機関との連携が図られ、生活環境の改善への方向性が明確になり、児童生徒の家庭生活の安定につながることができた。
- ・学校訪問（教職員への指導・助言）１２１回、教育支援面接３２回、関係機関との打合せ４９回、ケース会議１７回、家庭訪問・登校支援等２５８回。継続支援対象者のうち「問題が解決」または「問題が好転した」割合は２９％である。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
平成３０年度はスクールソーシャルワーカー活用事業を実施していない。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

児童生徒が抱える問題が多様化、深刻化していることや、学校現場にＳＳＷの役割が認知されつつあることにより、これまで以上に派遣依頼件数の増加が見込まれる。そのため、今後はいかに校内支援体制の強化を図り、より効果的なＳＳＷの活用方法や学校との連携方法を確立していけるかが課題となる。

そのため、各校の生徒指導主事をはじめとした、校内のコーディネーターとしての役割を担う教員の育成を図っていく必要がある。

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

S S Wを岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、センター）内に3名配置。事案に応じて、学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース会議の企画等を行うことで、問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすと共に、各学校の相談・支援体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

センターは、子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安にワンストップで総合的に対応する機関であるとの周知が進み、本人、保護者、学校、地域、病院、警察等関係機関から、様々な相談が集まってくる。

S S Wをセンター内に配置し、寄せられた相談に対し、地域資源をコーディネートすることで、センター内の各係や関係機関が実働部分を担う形が生まれるため、非常に多くのケースに対応することができ、市内すべての学校を支援できる体制が可能となっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：3人 資格：教員免許状（小学校、中学校、高校）

勤務形態：嘱託職員（週5日、28時間45分勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

S S W活用事業のねらい、職務内容、情報共有の在り方等を記載。センター全体の活用について周知を図る目的でリーフレットや活用ナビブック、要覧等を作成し、各学校等に配付。さらに、校長会、教頭会、生徒指導主事会、教育相談主任会等に出向き、活用について説明、依頼した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

8月に「“エールぎふ”活用研修」を実施。各学校の希望者に対し、センターの概要や活用方法について説明をし、理解を深めた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 ・ S S W及びセンター内の各相談員

（2）研修回数（頻度） ・ 年間9回

（3）研修内容

- ・ スクールロイヤー、少年補導、思春期のトリセツなど、子どもを支える体制
- ・ 不登校に関する研修、児童虐待防止研修、いじめにかかわる研修 など

（4）特に効果のあった研修内容

「思春期のトリセツ」 岐阜病院 精神保健福祉士

思春期の子どもたちの繊細さにふれ、そういった子どもたちとどうにかかわっていくとよいか。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 （ **有** ） ・ 無 ）

○活用方法 ・ センターの専門アドバイザーである児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等から、必要に応じて助言をもらっている。

（6）課題

- ・ 年々複雑なケースが増加し、3名で市内すべての学校を継続的に担当するには限界があり、S S Wだけでなく、各担当者が中心となれるような情報収集やその更新、スキルアップのための研修や経験が必須となる。（特に新しい職員の専門性の向上や引き継ぎ等）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】関係機関と連携した貧困支援を通して、不登校の解消を目指す活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型＞

生活保護家庭。本児は、小学生の頃より不登校で、ゲーム三昧。母は自身も特性があり、人間関係のトラブルで離職。母は学校からの電話にも応じず、本児も会えない状態であった。そこで、母が就労に向け動く姿を示すことが、本児の不登校改善のきっかけになると考え、そのためのコーディネートがSSWが実施した。

まず、母の検査及びカウンセリングをセンターで実施。母に自身の特性理解を促すと共に、母が繰り返しセンターに来所することで、本児の来所につながった。その後、SSWが生活福祉課に同行し就労にかかわる相談を行ったところ、福祉的就労を勧められたため、SSWが母方祖母に連絡し、精神保健福祉手帳を取得すると共に、復職支援プログラムのある病院や市民健康センターを紹介した。母が複数機関の支援を受けながら就労に向け動く中で、本児も母に同行し、SSWをはじめとする大人とのやり取りを経験。徐々に自信を取り戻し、中学校入学を機に相談室登校ができるようになった。

【事例2】児童虐待を防ぎ、子どもの養育環境を整えるための活用事例（②児童虐待、④不登校、⑦その他）＜派遣型＞

母子家庭。本児には発達にやや偏りがあり、自分の好きなことに没頭してしまうため、夜遅くまで起きていて朝起きられず、母とのいさかきも絶えなかった。そこで、母はイライラ感を募らせて手をあげ、本児が痣を作って登校したため、虐待の通報が入った。

SSWが児童相談所と共に母と面談し、手をあげたことへの指導と子育ての悩みについて対応をした。話の中で、本児が医療機関を受診中であることがわかったため、SSWが同行して医師からの指導を一緒に受けた。母の困り感（イライラ感）は、母の帰宅時までには本児が宿題を済ませていないことが大きな要因であると分かったため、SSWが学習支援を行う事業所を紹介。本児が事業所へ自力で通い、宿題を済ませることができるようになり、母の困り感が減少した。

【事例3】ヤングケアラーに対する支援のための活用事例（⑨ヤングケアラー、③いじめ、④不登校）＜派遣型＞

父子家庭で、要介護の祖母が同居。子どもたち2人はいずれも長期欠席中。父は、祖母の介護のために高校生の長女を休学させ、下の子にも介護を手伝わせていた。祖母を訪問した地域包括支援センターから、児童虐待ではないかとの相談があり、児童相談所が家庭訪問するものの、父は「いじめのせいで学校へ行けなくなった。介護は子どもたちが進んでやっている。」と言って譲らなかった。父は感情の起伏が激しく攻撃的で、外部がかかわることが難しい状況であった。

そこで、SSWがケース会議を開き、関係機関との情報共有・役割分担を明確にした。児童虐待については児童相談所が、いじめに関しては学校と教育委員会が、不登校についてはセンターが対応することとした。その結果、それまでは話し合いができなかった父と学校が話し合う機会をもてるようになり、長期欠席中であった2人が、センターの適応指導教室に通うことができるようになった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

センターは、福祉と教育の垣根を越えた相談・支援機関である。SSWがその橋渡しの役割を担い、それぞれの専門性を活かせる関係機関と連携することで、連携の重要性・利便性が浸透してきた。

	対応学校数	対応児童生徒数	訪問回数	ケース会議開催数
H29年度	小43 中24 高8 特7	小95 中67 高8 特12	240	138
H30年度	小42 中20 高5 特4	小156 中72 高6 特10	320	192
H31(R元)年度	小44 中25 高7 特5	小144 中85 高8 特6	325	171

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞これまで以上に高い専門性を求められること、SSWやセンター内職員の研修体制を構築すると共に、その人材育成のための研修期間を確保できる財政的な保証が必要になる。

＜課題の原因＞SSWについての周知が進み、学校等から困難ケースの依頼が増加するとともに、連携機関も増加し、常に最新の情報を取得する必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞各担当係で行う研修やセンターの研修など、異なる業務の研修にも積極的に参加、意見交流を行うことで、最新の情報を共有できるよう努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞困難ケースの増加を受け、アセスメント力や環境調整力を更に高める必要がある。

＜課題の原因＞問題の原因も複雑化し、家族関係がこじれていたり、家族が支援を受け入れようとしなかったりするなど、解決に向けての歩みだしが困難な場合が増加している。

＜解決に向けた取組＞多くの関係機関を交えたネットワーク会議を有効活用し、互いの事例を交流することで互いに学びあい、よりよい環境調整の方途を探るようにする。

岡崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子供の家庭環境等による問題に対処するため、学校と連携して関係機関との連携を図ったり、対象に直接働きかけたりして、課題の解決を図る。

業務の内容 ①教育相談活動の実施 ②学校への指導・助言 ③関係機関との連携、調整

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・岡崎市の「児童生徒健全育成推進業務」として配置している。
- ・福祉の専門家として社会福祉士を配置するとともに、学校現場の事情に精通した教員ＯＢも配置している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・教員ＯＢ（教員免許状）：４名 ・社会福祉士：４名（ＳＶ１名を含む） 合計８名
- ・勤務形態：週１２時間 年間４８週（ＳＶ 年１４回 １回６時間）
- ・勤務地：岡崎市教育相談センター（派遣型）

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

活動方針等に関する指針については、本市作成の「教育相談センターの手引き」の中に「ＳＳＷ活用事業」としてページを設け、事業の趣旨や支援内容、手続き等を示している。ＳＳＷを周知する方法としては、校長会等を通じて、事例や成果の報告、活用手続きの説明をしている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教員の夏季研修会等でＳＳＷの活動の実際を伝え、現場への周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・経験の少ないＳＳＷ ・教員ＯＢのＳＳＷ

（２）研修回数（頻度）

- ・月２回程度（月に１回は、ＳＶと共にケース会議を行っている）

（３）研修内容

- ・経験の少ないＳＳＷには、経験豊かな社会福祉士が、具体的な事例を通じた研修を行っている。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・月１回の情報交換会で教員のＯＢと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修している。教員ＯＢのＳＳＷには、福祉分野に関する情報や経験に精通している社会福祉士の情報が効果的で、社会福祉士のＳＳＷには、学校現場の状況や考え方が共有され、お互いの研修の機会となっている。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法 月１回程度のケース会議参加 対応困難な事例への複数対応

（６）課題

- ・ＳＳＷの必要感に応じた研修内容を設定すること。
- ・他市町の担当主事やＳＳＷとのつながりを構築すること。その上での情報交換を基にした研修内容の充実。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭と学校をつなぐ活用事例（④不登校、⑦家庭環境の問題）＜派遣型＞

本人は小学５年生、通常学級に在籍。母親は家に不在のことが多い。叔父が対応することが多い。経済的に苦しい家庭である。服装が毎日ほとんど変わらず、季節にあったものを着ていない。本人の教科書に落書きがあった時に、様々な状況から自作自演と学校が判断したことから、保護者と学校との関係が悪くなり、本人の断続的な欠席が続くことになった。ＳＳＷは、ＳＣを活用して本人の心の問題を読み解くことを提案した。また、行事など楽しい活動をきっかけに登校を促すよう支援した。さらに、学校外の公共施設でＳＳＷが学習支援を行うなどして信頼関係を築いた。年度の終わりにはわだかまりも解けて、登校できるようになった。

【事例２】専門的助言が改善につながった活用事例（①不登校、④児童虐待、⑥非行・不良行為）＜派遣型＞

本人は中学２年生、通常学級に在籍。過去、本人の「父より暴言がある。ご飯を用意してもらえない」との発言から、要対協の要保護児童（心理的虐待）となった。要対協管理は終結したが、養父との対立関係は悪化し家庭内で孤立。母と学校関係者との関係も悪化。また、養父のキャッシュカード無断利用など本人の非行傾向が続いていた。そこで、家庭環境を変えるため、児相による一時保護から施設措置を本人と母と養父に提案したり、①本人の自己決定や自己選択が疎外されない、②関係者が繋がりを維持しながら本人の修復的自己形成を裏打ちする姿勢を持つことを関係者に提案したりした。また、学校へは、進級の際のクラス編成に対してＳＳＷから見た友人関係の見立てを伝えるなどした。年度が変わり、現在順調に登校している。

【事例３】本市においては、対応事例がない。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

■令和元年度支援方法（のべ回数） ＊（ ）内は平成３０年度

面 談	電話相談	学校訪問	家庭訪問	関係機関訪問	研 修	ケース会議	班会議	ＳＶ	合 計
１４７ (２２２)	２６９１ (２０３９)	３４６ (３３５)	６２５ (５２４)	１０９ (１４８)	１９ (６５)	３１ (４７)	６８ (７０)	４ (６)	４０６０ (３４５６)

社会福祉士の専門的な知識や経験と教育分野に詳しい学校関係者で構成される本市のＳＳＷの人材構成は、事案の内容に応じてバランスよく対応することができ、要請した学校からは、「ケース会議により、自分たちのやるべきことが明確になっている」などの声があがっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

本市教育相談センター内の他のセクション（臨床心理士等）との情報共有が円滑に実施できていない。

＜課題の原因＞

セクションごとの業務の縦割り意識や会議内容の形骸化。

＜解決に向け実施した取組＞

会議の精選、参加者の再考、内容の充実を図り、様々な視点からよりよい支援に向けた議論を行っている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

派遣要請が増加したことで、１ケースにかかる時間が短くなってきている。

＜課題の原因＞

学校現場の需要とＳＳＷ共有体制のずれ。

＜解決に向けた取組＞

令和２年度から社会福祉士の資格をもつＳＳＷ３人の常勤化を図ったところである。

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- イ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ウ 多職種が勤務する豊田市青少年相談センター業務の調整

（2）配置・採用計画上の工夫

- ア 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、5人配置している。中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。
- イ 元年度当初は5名であったが、年度途中で2名退職し欠員が出た。令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、採用計画を見直し、報酬額を変更したことで、2月、3月にそれぞれ1名ずつ採用できた。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 豊田市青少年相談センターに、会計年度任用職員として社会福祉士5人を配置している。
- イ 5人のうち、1人が精神保健福祉士、2人が教員免許状の資格を所有している。
- ウ 1日7時間 週5日勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

ア 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

<方針>

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援することを目的とする。

<周知方法>

- ・学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引を配布する。
- ・学校訪問時に説明する。
- ・教育相談主任研修会、特別支援教育コーディネーター研修会で役割の説明、あいさつをする。

イ 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・現職研修訪問で「豊田市青少年相談センターの活用」、「不登校」をテーマとして選択した小・中学校に対して指導主事や公認心理師・臨床心理士とともにスクールソーシャルワーカー（以下 S S W r）が講師となって役割の説明をする。
- ・心の相談員研修や初任者研修（養護教諭対象）での講師として役割の説明をする。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー（以下 S S W r）

（2）研修回数（頻度）

- ア 豊田市青少年相談センター内での相談部の研修（月1回程度）
- イ 外部講師を招いての研修（年5回）
- ウ 外部機関（大学）が主催する研修会への参加（随時）

（3）研修内容

- ア 青少年相談センター内にいる少年非行相談員をファシリテーターとして、毎月事例検討会を実施
- イ 外部講師を招いての事例検討会及び学習会

（4）特に効果のあった研修内容

外部講師を招いての事例検討会（問題への関わり方や動き方、相談者へのアセスメント等）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ア S V の設置（有）

イ 活用方法

少年非行相談員（臨床心理士）が、S S W r の担当する事例に対して指導・助言をしている。

（6）課題

豊田市は小学校75校、中学校28校、特別支援学校1校、合わせて104校ある。各学校での認知度が高まりつつあることにより、S S W r への相談件数は増加してきている。今後も相談件数が増えていくことが予想されるため、S S W r の人数や配置形態について、豊田市としてのビジョンを確立する必要性を感じている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困の問題に対する活用事例（①貧困の問題、②児童虐待、④不登校）＜派遣型＞

概要：小5男子、自閉症の診断あり。両親と4人兄弟の6人家族。本人は集団行動が苦手で小4途中から欠席が増加。担任の先生が根気よく声掛けを行い、相談室登校や夕方登校ができるように改善できていた。母からSSWrに相談があり家庭内の問題で困っていることが分かった。

支援：発達診断のできる医療機関を受診中。当相談センター内で心理士と面接を継続していたが、母から家庭のことで困っていると相談があった。経済的な問題については就学援助制度の利用を勧め、認定されたため4人分の学費に余裕が出た。また、父と本人の関係が悪く暴力を受けていたため、市役所子ども家庭課へ同行し、早急に対応を依頼した。今年度も虐待の問題や不登校、家庭の問題（離婚したい）など、学校や関係機関と連携しながら支援を継続していく。

【事例2】不登校と発達課題に対する活用事例（④不登校、⑦発達障害）＜派遣型＞

概要：小4男子、両親と弟の4人家族。「学校に行くのを嫌がる」と母からSSWrに相談。本人及び母との面談を行い、学校や家庭での様子を聞く。本人は「宿題ができないこと、家でもっとゲームをしたいこと」などをゆっくりではあるが話す。母は、本人の癇癪に対して対応方法に困っていた。学校は学力や発達の課題を心配しており、発達検査を行うことをSCから保護者に提案したが、父が受け入れなかった。本人の特性を理解した対応が必要であることを学校と共有し、支援を行った。

支援：学校、保護者、SSWrで本人の困り感を共有し、SCがWISC検査を行った。母の精神的なサポートのために、市役所子ども家庭課が介入し、母の病院受診、家事サポートの相談先を紹介した。検査結果をもとに、本人の困り感と、支援の方法を関係機関で共有した。本人は医療機関を受診し、支援のアドバイスを受けた。両親の本人への接し方の工夫、分かりやすい学習支援方法を担任が理解することなどにより、徐々に落ち着いてきた。登校を渋ることはあるが、通学団で登校できている。

【事例3】不登校、自傷行為、脆弱な家庭環境に対する活用事例

（④不登校、⑤暴力行為、⑦家庭環境）＜派遣型＞

概要：中3男子、母と妹の3人家族の母子家庭。生活保護世帯。不登校。発達障害のある妹も登校渋りあり。本人に母が昼夜逆転の改善を促すが、母に対する暴言、暴力あり。担任らが頻回に家庭訪問。幼少期にネグレクトによる一時保護歴あり。養護教諭がリストカット痕を発見し、SSWrが介入。

支援：リストカットが繰り返され、現在も続いている。SSWr介入後、青少年相談センター内の児童精神科医の協力のもと、市役所保健師の支援を受け、医療機関受診につなげた。定期的に支援会議を行い、地域全体で本家庭を見守るために連携。生活困窮世帯向けの学習サポートや、妹の放課後等デイサービスの導入、生活保護就学支援員による自宅訪問等、家庭全体に対するサポートを強化。SSWrは、担任らとともに母面談を行い、母支援とともに不登校支援を継続。高校進学に向けて本人の登校意欲も高まり、登校日数も増え、定時制高校へ進学。精神科通院も継続でき、精神面も安定。

【4】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 研修、講演活動 13回
- イ 訪問活動 339回（学校訪問311回 家庭訪問28回）
- ウ ケース会議 183回（教職員 128回 関係機関55回）
- エ 継続支援対象児童生徒の抱える問題388件中 問題が解決236件（60.8%）、好転120件（30.9%）

（２）課題と課題解決に向けた取組

- ア 昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・人材の確保
- ・力量向上
- ・SSWrの認知度向上

<課題の原因>

- ・より条件の良い職場に転職されるなど、いろいろな職種で社会福祉士の取り合いになっている状況がある。
- ・学校が抱える問題が多様化、複雑化してきている状況に対応できる力をつけていく状況がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・会計年度任用職員に変わることを契機に、採用計画を見直し、報酬額を変更する改善をした。
- ・外部の講師を招いての事例検討会や学習会を行ったり、青少年相談センター内にいる少年非行相談員をファシリテーターとして事例検討会を行ったりした。
- ・学校に出向いていく機会を増やす努力をしていくことで認知度の向上に努めるとともに、実際に学校の諸問題に対応する中で力量向上を図った。

イ 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・様々な問題に対応できるように、さらなる力量向上をめざす。
- ・より多くの学校でSSWrが活用されるように、さらなる認知度向上をめざす。

<課題の原因>

- ・学校が抱える多様化、複雑化する問題に5名のSSWrが同じように対応できる力をつける必要がある。
- ・派遣型であるため、管理職の先生が窓口となって対応してもらうことが多く、その他の先生方への認知度がなかなか高まっていないため、より多くの先生に知ってもらう必要がある。

<解決に向けた取組>

- ・5名のSSWrに経験の差があるため、学校の問題に同じように対応できる力をつけるために事例検討を行うだけでなく、月1回打合せ会でも各自困っている事例を出し合い、助言し合う機会を設けるなど、研修の充実を図る
- ・目的をもって学校に出向くようにするため、各学校で行われているいじめ対策委員会や不登校対策委員会、生徒指導部会、子どもを語る会などが開催されている日に合わせて訪問し、認知度の向上をめざすとともに、学校で起きている問題に早期対応しやすい状況をつくっていく。

豊中市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 定期的派遣（前年度に申請のあった学校に配置）※令和元年度は21校
- ・ 事案対応派遣（校長が依頼したもので事務局が必要と認めるものについて派遣を行う）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：スクールソーシャルワーカー8名、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名
- ・ 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を所有
- ・ 勤務形態：原則として2週間に1回、1日6時間以内、年間120時間以内

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

・ 『スクールソーシャルワーカーの活用について』等を作成し、活用のねらいや職務内容などを連絡会にて、スクールソーシャルワーカーや配置校に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 派遣要項を校長会議で配布するなど、周知に努めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
- ・ 定期的派遣（配置型）校の管理職・担当者（年間3回）

（2）研修回数（頻度）

- ・ 年間12回（月に1回）

（3）研修内容

- ・ 事業についての市の方針、目的等の共有 ・ ケース検討会 ・ 定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・ 教職員対象の不登校対応研修に参加 ・ 関係機関マップ作成
- ・ 児童福祉部局、コミュニティソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの情報交流会

（4）特に効果のあった研修内容

・ 事例検討会…実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行っている。

- ・ 交流会…コミュニティソーシャルワーカー等福祉部局と円滑な連携を図るため、情報交流を行った。
…スクールカウンセラーとの連携を深めるために、共に関わった事例紹介や情報交流を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（**有** ・ 無）

○活用方法

- ・ 実践、事例検討における指導と助言 ・ ケース会議参観における助言 ・ 困難事案に対する助言、対応

（6）課題

・ 市長部局、他機関連携方法などの研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上保つための研修内容を考えていくこと。

- ・ 教職員がスクールソーシャルワーカー活用についての知識やスキルを身につけていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】組織的対応のための活用事例（⑤暴力行為⑦その他）＜単独校型＞

思い通りにならないと暴言、威嚇、暴力などをしてしまい、友だちとトラブルになることが多く、教室から飛び出してしまうこともあった。担任・支援担・養護教諭・SSW窓口・SSWで定期的にケース会議を開く中で、SSWより「本児童もチームにしてみてもは。」との提案があった。“児童自身”が何に困っているのか、どうしたいのか、本人の思いを確認するために毎日振り返りを行い、今すぐできることを話し合った。それに合わせて、教職員でそれぞれ役割を決めて実践していった。例としては、自分がパニックになった際に先生に大声で名前を呼ばれると“怒られる”と思うってしまうと話してくれたことに対して、肩をトントンと叩きながら小声で呼び、落ち着くように促すことにした。養護教諭から始まり、全教職員に共有したことで、落ち着けるようになり、自分がしたことを振り返れるようになっていった。

両親にもケース会議参加を促すなど、本人に加え、関わる大人みんなでチームになることで、学校と家庭それぞれの様子や困りごとを共有し、対策の実践を行うことができた。

成果として、現在の児童は学習に取り組むことが増え、教室から飛び出すこともなくなっている。現在も担任だけではなく、今年度の関係者でケース会議を開き、見守りを続けている。

【事例2】家庭に問題を抱えている児童のための活用事例（①貧困対策⑦その他）＜単独校型＞

父親が数々の大病を併発している影響で、母親の精神状態が不安定の中、本児童が入学してきた。母親は自身の両親にも頼れない状況であった。入学前に、母親から泣きながら電話があり、本児童の学校生活にも支障が出ると考え、学校としてSSWとの面談を勧めた。

SSWと定期的に面談し、母親の心の安定を図ってきた。子どもは、父親が病気の影響から昔の様子でないことに心を痛み、不安定な行動が出るようになってきたが、母親がSSWと話すことで、気持ちを整理し、夫や両親に言えないこと（もしもの時の生活のこと、扶養や介護のための福祉的支援について等）も相談するようになった結果、徐々に落ち着きを取り戻し、子どもにも目が向くようになった。

現在も同じSSWが定期的に面談を行い、児童が安定した学校生活を送るために、母親の支援を継続している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・平成25年度より、スクールソーシャルワーカーが複数名活動するようになり、現在に至るまで増加の傾向を辿っている。R2年度には、SSWが8名から18名へと増員、2週ごとに勤務1日から毎週勤務1日できるようになった。また、支援解決率も上昇した。不登校については13%⇒18%、いじめ・暴力行為等の問題行動については17%⇒31%、友人・教職員との関係の問題については12%⇒27%という結果になった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の支援中の数は前年度比1.6倍（251→419）と増加率は昨年同様だが件数は増加しており、問題は長期化しているといえる。

＜課題の原因＞

スクールソーシャルワーカーが限られた時間の中（2週間ごとの勤務1日）で、助言、他機関連携等、精査して行う必要があるため。

＜解決に向け実施した取組＞

「豊中市スクールソーシャルワーカー活用事例集」を作成し、学校や豊中市SSWに配布。前例を示すことでより効率よく活用できる参考資料とするとともに、SSWの必要性を訴えかけた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ① 多様なケースに対応するために必要なＳＳＷの力量や、学校内でのＳＳＷの活用の仕方に差がある。
- ② 様々な視点からアセスメント、プランニングを行うために必要な関係機関と、スムーズに連携しにくい。

＜課題の原因＞

- ① 各個人の過去の経験が様々であることと、ＳＳＷの仕事内容や活用方法が浸透しきっていない学校もある。
- ② ＳＳＷが関係機関との顔合わせや、直接のやり取りを行うことが少ない。

＜解決に向けた取組＞

- ① 研修の質を向上することはもとより、連絡会でＳＳＷ同士の交流を持つことや、日ごろから相談ができるようにＳＳＷを組織化（チームやグループを作成）し、豊中市ＳＳＷがチームで取り組むことで、力量の差を埋める。
- ② 研修の講師に関係機関を呼ぶことや、連絡会とは別に各関係機関との交流会を持つことにより、情報共有できる場をできるだけ多く設定する。また、ＳＳＷの組織化と同様に、市内の圏域ごとに交流会を持てるように検討していく。

高槻市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等は教育上の大きな課題となっている。こうした児童生徒の問題行動等の背景では、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているため、学校だけの取組では解決が難しいケースが存在する。そこで、学校の枠を超えて、関係機関等との連携を強化し、社会福祉士等の専門的な知識やスキルを活用しながら、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーターとして、学校や児童生徒を支援すること。

（２）配置・採用計画上の工夫

【配 置】 教育委員会に配置

【採用等】 市の非常勤職員として採用し、市の関係機関との組織的な対応の強化を図った。

（３）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 ３名

【資 格】 社会福祉士、社会福祉主事任用資格、幼稚園教諭２種免許

【勤務形態】 週４回、週２９時間（１日あたり７時間１５分）

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

【活動方針等】

- （１）学校における生徒指導体制、支援体制の充実（関係機関とのコーディネート機能の充実）
- （２）福祉的視点をいかした教職員に対する支援、コンサルテーション、情報提供
- （３）関係機関とのネットワークの構築
- （４）問題を抱えている児童生徒が置かれている環境へのアプローチ
- （５）中学校区の担当ＳＳＷｅｒの紹介
- （６）中学校区のＳＣとの情報共有、連携

【周知方法】

校長会、教頭会、小中学生指導担当者連絡会等で活動方針や勤務形態の説明とＳＳＷｅｒの紹介

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導及び教育相談担当教員（生徒指導担等）や要保護児童生徒の担任等を対象とした研修の実施。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

高槻市スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

- ・ 市のＳＶ研修（１回／月）
- ・ 市内の社会福祉士等で構成する研修会（２回／年）
- ・ 府のＳＳＷｅｒ養成研修（７回／年）
- ・ 府の課題別研修（４回／年）
- ・ 高槻市ＳＣ・ＳＳＷｅｒ連絡協議会（２回／年）

（３）研修内容

- ・ 市のＳＶ研修の中で、各ＳＳＷｅｒが対応しているケースの検討と交流
- ・ 市内の社会福祉士として採用された職員を中心に、福祉関係に所属する社会福祉士の知識と技術の向上により専門性を高めるための合同勉強会に参加している。
- ・ 府のＳＳＷｅｒ養成研修や課題別研修で、「児童虐待」「いじめ」「貧困」「発達障がい」等をテーマに講義、グループワーク、ケース会議の進め方のロールプレイ

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ ＳＳＷｅｒ個人で対応が困難な事例も、ＳＶによるスーパーバイズを受けることで、学校でのチーム体制の構築、関係機関との連携がスムーズになり、解決や好転に近づくプランニングまで行うことができた。そのことにより、学校に対してよりよい支援を行うことができた。

- ・ 府のSSWe r研修では、実践的なテーマについて、SV及びCSSWe rによる講義やグループワーク等を通じて、SSWe rに求められる役割について認識を深めることができた。
- ・ 実践交流等から、SSWe rとして児童生徒への支援や健全な育成のために必要な力を具体的に理解することができた。
- ・ 庁内の社会福祉士等で構成する研修会では福祉関係法の制度、各関係課の事業の理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

困難な事案に対してのスーパーバイズ、直接支援や月1～2回のSV会議での指導助言

(6) 課題

- ・ SSWe rの知識や技術をさらに向上させるための研修プログラムの検討
- ・ より効果的なスーパーバイズの在り方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】落ち着いた生活基盤と進学支援のための活用事例 (⑦その他 (心身の健康に関する問題) ②虐待)

(1) 事例概要

- ① 家庭環境：一人親家庭 (実母は校区内に居住)
- ② 経緯：遅刻・欠席が多く、気分の落ち込みも激しい為、担任は父、母ともに面談を行った。その中で、「約束を守れない本人を父は厳しく叱り、そのため本人が母宅へ行くことがある」ことがわかる。父はそれを容認している反面、母が以前から暴力で解決するところがあったため、本人が母宅へ行くことを心配している。

(2) SSWe rの関わり

学校から派遣要請があり、校内ケース会議を提案。本人の自己肯定感は低く、父から厳しく叱られることを負担に感じる本人は母宅で過ごすことがあるが、母からの暴力にSOSを出せず、本人にとって不安定な生活が継続されているとアセスメントし、次のプランニングを行った。

- ・ 本人の思いを担当が聞き取り、安心して話せる大人 (SC等) との関係を構築する。
- ・ 周りに支援者がいない、担任、管理職、SC等が定期的に面談を行う。
- ・ 母の不適切な関わりを見守るため、父に「母と本人の関わり」についての情報共有を求める。

(3) その後の経過

SSWe rが医療機関と連携し、本人の医療受診に至る。その後、担任が、父子の医療受診に係る同行支援を行うことで、定期的な通院が可能となり、父子関係にも改善が見られた。結果、父宅から安定して登校できるようになった。

【事例2】複数の課題を抱えた家庭への福祉サービス導入の活用事例 (①貧困対策 ③いじめ ④不登校 ⑦発達障がい)

(1) 事例概要

- ① 家庭環境：自宅が不衛生な状況にある。
- ② 経緯：母が感じる子育てや家庭でのしんどさに対して、SC面談や福祉サービスの利用を提案するが「費用がかかる、パートナーが反対している」等の理由により利用に至らなかった。

(2) SSWe rの関り

いじめ不登校委員会で、拡大ケース会議を提案。本人の自立支援のために、母の了承のもと、学校・関係機関と連携ケース会議を調整。学校と関係機関で清拭や歯磨き指導を行う。家庭支援体制構築のために、母をCSWにつなぎ、家計の見直しの支援を行った。福祉サービス利用の必要性和費用の確認をSSWe rとCSWで行い、障がい福祉課へつないだ。母を相談支援事業所につなぎ、福祉サービスの導入に至る。SSWe rは本人の自立支援のために、随時母と方向性の確認を行った。

(3) その後の経過

訪問介護員は母の不安を取り除きながら、家庭の不衛生な状況は少しずつ改善され、本人の登校日数は徐々に増え、教室で過ごせるようになった。支援の連携は継続され、学校でも本人・家庭のSOSをつかみやすくなった。

【事例3】ヤングケアラーについて活用事例 (②虐待④不登校⑨ヤングケアラー)

(1) 事例概要

- ① 家庭環境：両親、本人、妹の4人家族。生活保護家庭。姉妹ともに要保護児童。
- ② 経緯：中学校入学時より学校行事には参加しているが、通常は週1回程度の登校状況。欠席時には家庭に連絡がつきにくいことが多い。

（２）ＳＳＷｅｒの関わり

小中連携ケース会議を調整。その中で、妹の夜間放置の事実が共有されたため、その後、個別ケース検討会議の開催を依頼した。会議の中で、妹の養育が本人の拠り所になっていること、母もそれに乗じて妹の養育に携わらないことが、本人の登校状況に影響している可能性が話し合われ、まず学校が本人の気持ちを聞いていくことを確認した。中学校、市の福祉部局と連携し、支援状況の共有、方向性の確認をした。

（３）その後の経過

中学校担任が、本人・母と放課後登校を含む定期的な登校について話し、今後継続して支援していく。ＳＳＷｅｒは定期的に中学校の校内委員会やケース会議に参加し、状況をモニタリング。学校・市福祉部局と方向性を確認しながら支援を行っていくとともに、本人への直接支援についても検討していく。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

市の非常勤職員として雇用し派遣型に変更して４年目となる。市職員として活動することで、子育て総合支援センター、社会福祉協議会、市の関係諸機関等との連携がより一層進んだ。また、スクールソーシャルワーカー活用推進を各校へ呼びかける中で、支援実績のある学校数が、令和元年度には全小学校４１校・全中学校１８校で活動を行うことができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ＳＳＷｅｒ活用状況に、学校間で差異がある。長期欠席の児童生徒数が増加していく中、スクリーニングを活用した早期発見・早期対応を行っていくため、学校体制の中でＳＳＷｅｒが位置づくよう支援する必要がある。

<課題の原因>

本市のＳＳＷｅｒは教育委員会を拠点とした派遣型であるため、ＳＳＷｅｒが各校の課題を把握する方法は、ＳＳＷｅｒからの定期的な学校への現況確認か、学校からの報告や相談が必要であり、特に早期対応のためには、すみやかな学校からの報告が求められる。しかし、各校の生徒指導担当者の経験等によりＳＳＷｅｒの有効的な活用に差がある。

<解決に向け実施した取組>

生徒指導担当者等連絡会等において、ＳＳＷｅｒの活用について、具体的な実践例を説明するなどの研修会を実施することで、初めて生徒指導担当となった教員にもＳＳＷｅｒ活用という選択肢を認知できるようにはたらきかけた。

③ 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要と原因>

ＳＳＷｅｒが行うべき援助活動と学校が求める支援が一致しない場合がある。これは、学校現場におけるＳＳＷｅｒに対する認知は広がりつつあるが、その役割に対する認知がまだ十分でないことが原因として考えられる。

<解決に向けた取組>

ＳＳＷｅｒの役割を周知するための研修等を企画実施する。また、市の生徒指導担当者連絡会などにＳＳＷｅｒが出席し、その役割について周知する機会を設ける。

枚方市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力の向上を支援することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・中学校区からの申請に基づき、9中学校区にそれぞれ1名ずつSSWを配置し、中学校を拠点校として配置し、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、他の小中学校からの要請により、SSW及びSVの派遣を行う。
- ・他の専門家とともに「ひらかた学校支援チーム」の一員として、通常時の学校訪問及び緊急支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 SV 1名、SSW 9名
- ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許
- ・勤務形態 SV は、SSW へのスーパーバイズ等で年間 41 回（1 回 3 時間）、SSW は、配置中学校区における活動等で年間 61 回（1 回 4 時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

配置校の学校の教職員とのチーム体制によるケース対応、教職員と連携した校内ケース会議のファシリテーションや福祉的手法のアドバイス、小中合同ケース会議等、小中学校教職員が協働した校種間連携の推進、学校と関係機関等との連携のコーディネート、中学校配置のスクールカウンセラーとの連携・枚方市教育委員会が開催する研修会及び連絡会等への参加、教職員と協働した不登校の未然防止の取組及び早期対応・義務教育 9 年間を見据えた系統性・継続性のある生徒指導体制の構築 等

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSW の活用に関して、校長会等で周知するとともに、生徒指導主事等を対象とした説明会を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SV 及び SSW

（2）研修回数（頻度）

- ・年間 6 回

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの技法について（SV による指導）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・対応事案について、SV と SSW が具体的な対応方法の検討を行い、配置校等で活用できたこと。
- ・子ども総合相談センター（家庭児童相談所）の相談員等との交流

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SV の設置 （ **有** ・ 無 ）

○活用方法

- ・SSW の配置校におけるスーパービジョン及び校内研修会等実施に向けた準備及び指導
- ・教職員（管理職・生徒指導主事等）研修の講師
- ・緊急事案に対する支援
- ・枚方市いじめ問題対策連絡協議会委員 等

（6）課題

- ・SV 及び SSW が他の自治体と兼任しているため、研修会等実施のための日程調整が困難。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境問題・保護者対応・関係諸機関との連携での活用

(①家庭環境問題(貧困・衛生面)、子ども総合相談センター(家庭児童相談所)や生活福祉等関係諸機関との連携④不登校傾向 ⑦保護者と生徒の知的障害・発達障害)

<SSWの配置形態：拠点校型>

ひとり親家庭で、経済的にもかなり厳しく、生活保護を受けている。保護者は理解力に乏しい。当該生徒は、入学後数週間して感染性胃腸炎にかかったことを機に、欠席が長く続いた。

家庭ではガスが通っておらず、冬の入浴が困難で、また、当該生徒は食事を十分に摂っていない可能性が高かった。家庭訪問時には、母親が出てくるだけで、当該生徒と会わせてもらえないことから、生存も危ぶまれたため、SSWや関係諸機関とも相談。

ケース会議を開き、家庭状況や、今後の対応等も含め、学校と関係機関が互いに情報を共有。連携をしながら対応にあたることを確認。生活福祉に係るサービスについても、SSWから連携先となる機関についての紹介などアドバイスをいただいた。

【事例2】子ども理解促進と指導方針の共有のための活用事例

(①貧困対策、②児童虐待、④不登校)

<SSWの配置形態：拠点校型>

週1回の生徒指導部会において、各学年における配慮を要する生徒や不登校生徒の現状や支援等について共有した。また、月1回の不登校委員会においてSSWとも情報を共有していく中で、ケース会議の対象となる生徒を挙げ、ケース会議を月1回行った。

担任・こども支援コーディネーター・管理職・支援学級担任など関係する教員とともに、ケース会議を行うことを通して、生徒及び保護者、家庭などについての見立てをした上で、個に応じた必要な支援について、全教職員で共有することができた。

今後考えられる状況や必要な支援、具体的に行動できる手立てを一緒に考えることができた。

【事例3】〇〇〇〇のための活用事例(例；⑧性的な被害)<SSWの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型(該当するもの以外を削除すること。)>

令和元年度の活用事例び「性的虐待」や「ヤングケアラー」の該当事例はなかった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけるなど、多角的・多面的に捉え、見立てをすることで、教職員は新たな気づきをし、児童・生徒、または保護者に適切な支援をすることができている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(平成30年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・「スクールソーシャルワーカー」の適切な活用と教職員への理解

<課題の原因>

- ・枚方市内で小中学校が64校あるのに対してSSWが9人しかいない。
- ・配置されると来年も引き続き要望される学校が多いが、SSWの役割等についてまだまだ認知が低く、教職員も外部の人という認識が強いため、活用をためらってしまうことがある。

<解決に向け実施した取組>

- ・校長会や小中学校生徒指導連絡会等あらゆる役職・立場の方に対し周知。
- ・配置校の管理職・担当者に対し、活用の仕方や成果等について説明を行うとともに、前年度活用し、成果のあった学校に発表をしていただいた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・不登校や不登校傾向にある児童・生徒の対応について、状況や取り巻く環境などは多種・多様であり、複雑化している。枚方市においても不登校児童・生徒数が増加しており、また、不登校児童・生徒とともにその保護者や家庭への働きかけも要することがあり、SSW を活用しながらも、学校の教職員自身が関係機関等で連携し、事案への対応ができるようになること。

<課題の原因>

- ・社会福祉的な視点に関しては、教職員が自分たちの知識として吸収しようとするのではなく、SSW に頼ってしまっているところがある。
- ・SSW の役割や意義等について説明は聞いているが、実践や成功体験がないので、すべての学校において十分な理解が困難である。

<解決に向けた取組>

- ・校長会や生徒指導連絡会などの校内ケース会議において、SSW によるファシリテーションや福祉的アドバイス等もふまえた取組を、学校が組織的に行うことについて具体的に示す。
- ・SSW を活用しての取組により成果をあげた事例を全体に示す等、SSW を活用することのメリットや意義を周知する。

東大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えている。子どもの些細な変化やSOSを見逃すことなく早期発見・早期対応を行う必要があり、課題等の改善のためには教職員のみならず、関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、環境改善を図る必要がある。東大阪市ではS Wを拠点校の小学校に継続的に配置することで、中学校区の学校園での相談対応や、ケース会議における福祉の視点からのアセスメント、教職員等への研修などを実施し、園児児童生徒・保護者への支援体制の充実を図ることを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校については、希望する小学校より提出された「平成31年度S W活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校9校を選出し、S Wを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

「配置人数」・・・11名

「資格」 社会福祉士8名、精神保健福祉士4名、学校心理士1名、公認心理師1名、教員免許状4名、通訳案内士（韓国語）1名、シニア産業カウンセラー1名、介護支援専門員1名

「勤務形態」

- ・拠点型と派遣型の活用、拠点型の活用は、週2回勤務、1回6時間の年間630回の活用（年間70回×9校）
- ・派遣型の活用は市教委が学校からのS Wの派遣依頼を受け、1回3時間勤務を基本とし、年間100回の活用

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・市教委策定の「小学校におけるS W拠点校方針」を全小学校へ送付し、拠点校申請募集を実施
- ・教育施策連絡会において校長に対し、S Wの紹介及び活用について周知
- ・拠点校区以外の学校園に対してS Wの派遣活用について周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会においてS Wの活用について周知
- ・拠点校の中学校区におけるケース会議やいじめ対策委員会、校内体制会議等への参画
- ・拠点校の中学校区で行う「長期欠席、不登校対策ブロック会議」への参加
- ・新規配置校に対し、S Wに対する理解の促進と活用に関する研修の実施
- ・拠点校以外の学校園の要請に応じ研修の実施

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・S Wや拠点校S W担当教員を対象に、東大阪市S W連絡会を開催

（2）研修回数（頻度）

- ・年間12回

（3）研修内容

- ・拠点校活動においての情報共有や事例検討
- ・関係機関との連携

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケース会議の進め方や、いじめ対応、虐待対応についての研修
- ・機関連携に関する研修
- ・市内の虐待状況と福祉事業に関する研修
- ・子どもの居場所づくり支援事業に関する研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 （ 無 ）

○活用方法

（6）課題

- ・学校がより有効にS Wを活用できるよう、より具体的なS W等専門家の活用についての研修が必要である。
- ・S Wのスキルアップのための研修の充実。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校児童のチーム支援のための活用事例（④不登校）＜拠点校型＞

再婚相手の父と母と児童の３人暮らし。母は精神的な疾患をもっており、時折児童が家事を担うことがある。

バスケットが好きで、前の学年時は友達とバスケットを楽しむ姿があったが、家庭のしんどさから学校に足が向きにくくなり、前の学年の１学期から遅刻や欠席が増えだした。当該学年になってからは週に２回程度の登校となり、髪を抜くなど自傷行為が見られた。ＳＳＷを含めたケース会議を継続的に行ない、児童の学校での居場所づくり（保健室など）を検討。児童が来た時にはできるだけ多くの教職員が関われるよう、どの時間にどの先生が空いているか予定表を本人に渡した。

児童が登校した際には、関わる教職員全員が最大限に褒めるというプランを教職員全体で共有した。また、母との信頼関係を構築するため、担任とＳＳＷと一緒に家庭訪問を行ない、母のしんどさを受け止め、信頼関係を築くことに努めた。母が通院している精神科クリニックのＭＳＷなどとも連携しながら、家庭支援サービスにつなげることを検討した。

【事例２】放課後デイサービス利用のための活用事例（⑦その他）＜拠点校型＞

女兒、男児のきょうだいで、４月に他市より転入。休みがちであることや学習の遅れなどから家庭支援の必要性を校内で確認し、ＳＳＷを活用し放課後等デイサービス利用のための支援開始。

担任、支援学級担任から発達面の課題や家庭環境などについてのアセスメントを行うとともに、個人面談時にＳＳＷが同席し、母親とのつながりを持つようにした。女兒は、転入前は放課後デイサービスを利用していたが、転入後は手続きをしておらず、再度東大阪市で手続きが必要であった。母親自身へも支援が必要であり、一人で手続きするのは困難な状況であった。また、女兒は障害者手帳の取得をしていないため、障害児者支援センターでの相談、診察、検査等へＳＳＷが同行し、医師の診断書取得後の市役所への申請手続きにも同行支援を行った。

相談支援事業所との連携をすることで翌年４月から放課後デイサービスの利用開始につながった。今後も経過観察を続けるとともに、母親が男児の療育手帳の取得を希望しているため、引き続き支援を行っている。

【事例３】該当事例無し

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度にＳＳＷが参加したケース会議は５８７件である。ＳＳＷの派遣要請数が年々増えており、ＳＳＷの有効性が広く認識されてきていると言える。不登校支援、放課後デイサービスや子ども食堂などの社会資源に接続した事例も増えてきている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

ＳＳＷのニーズが高まる中、日程調整がうまくいかず、すぐさまＳＳＷを派遣することができなかったケースも多くあった。また、子どもと家庭の課題が多様化・複雑化していることから、対応困難なケースも多々あった。

＜課題の原因＞

ＳＳＷの配置人数や専門性の高い人材の不足、緊急の派遣要請が多く日程調整が困難であったことなど。

＜解決に向け実施した取組＞

ＳＳＷの活用について学校園に周知。配置人数を増やし、弁護士や大学教員によるソーシャルワークに関する研修を実施。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

専門性の高い人材の確保、経験の浅いＳＳＷの育成が必要である。

＜課題の原因＞

学校現場で勤務した経験のない新規のＳＳＷが増えてきているため。

＜解決に向けた取組＞

- ・経験豊富なＳＳＷ３名をリーダーと位置づけ、経験の浅いＳＳＷに対し、ケースの進捗管理や対応の相談を行う。
- ・リーダーと市教委が協議し、必要と考えられる知識や、社会資源の情報について、効率的な研修を企画し育成支援を行う。

八尾市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等課題のある子どもの課題解決のため、スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を、学校へ配置・派遣し、ケース会議や教職員研修を通して、配置・派遣校における生徒指導体制の充実を図るとともに、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童・生徒・保護者への支援体制の充実を図る。
- ・学校と教育委員会が連携し、ＳＳＷを学校へ派遣のうえ、各学校でのケース会議を開催し、諸課題解決に向けた体制整備を図り、課題のある子どもの健全育成を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・生徒指導上の課題の大きい小中学校５校に拠点校として配置し、校内チーム支援体制を構築する。
- ・拠点校以外の学校からケース会議派遣依頼要請があった場合や中学校区不登校対応委員会への派遣要請があった場合には、拠点校からＳＳＷを派遣することによって、広域的に対応できるようにする。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援していく。
- ・教職員研修の講師として派遣することによって、ＳＳＷの視点を幅広く広める。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：５名
- ・資格：社会福祉士５名（そのうち１名教員免許状）
- ・勤務形態：拠点校型、年間３５週、週１日（１日６時間）ケース会議など派遣依頼要請があれば依頼校へ派遣する。

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
- ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」要項などの資料を作成し、八尾市ＳＳＷ連絡協議会や学校訪問などにおいて周知。
- ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
- ・「家庭の教育力レベルアップ事業」の指定校に対して、ＳＳＷを講師とした校内研修の実施。
- ・家庭教育支援コーディネーター会議において、ＳＳＷを講師とした研修の実施。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

八尾市ＳＳＷ、教育委員会指導主事・指導員

（２）研修回数（頻度）

八尾市連絡協議会（年４回）・大阪府教育委員会ＳＳＷ連絡会（年６回）
大阪府育成支援研修（年７回）・大阪府課題別研修（年４回）

（３）研修内容

事例検討や情報交換・参加した研修会の内容について全ＳＳＷへの共有・教職員研修に向けて、講義内容などの検討や勉強会。

（４）特に効果のあった研修内容

大阪府主催の連絡協議会や研修に参加することによって、ＳＳＷの活用方法や、さまざまな事例に対する対応や支援方法を学ぶことができた。また、八尾市連絡協議会にて、それぞれが関わっている事案について、支援方法の検討や助言、情報交換、意見交流を行うことによって共通認識を図ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・☐無）

○活用方法

上記の研修会や学校からの相談などにおいて、必要に応じて各ＳＳＷへ指導助言や各種研修等の紹介、教職員研修の検討・資料作成などを行う。

（６）課題

ＳＳＷの資質向上に向けた研修内容の充実。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】いじめの問題対策のための活用事例（③いじめ、④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

母から担任に「いじめが原因で登校したくないと言っている。しばらく休ませる。」と入電。校内いじめ対策委員会を開催。部活内でのトラブルを共有。関係生徒からの聞き取り。市教委への報告。母への連絡を継続。（本人には会えない。）フリースクールを検討している。ＳＳＷを交えたアセスメントとプランニングを行った。ＳＳＷより重大事態として対応していく必要があること、訴えを一つひとつ認定していくこと、アンケートについてプランニングを示し理解していただくこと、現認確認について、学力保障について（放課後や家庭訪問での学習支援・適応指導教室）等助言。全校生徒対象にアンケートの実施。今回のアンケートでは本事象については何も出てこなかったこと、今後も調査を続けていくこと、将来的に本人からも話を聞きたいこと、学年としての課題（陰口体質）が見えてきたことを報告。保護者の意思を尊重したうえで、定期的な連絡とポストインの継続。養護教諭同行のもと脊柱側弯症の検査を受診することができた。フリースクールに通い始める。フリースクールとの連携を図る。フリースクールに通うことになっているが、在籍生として関係の構築をめざして、週１程度の連絡やポストインを継続している。

【事例２】問題行動対応のための活用事例（⑤暴力行為⑥非行・不良行為）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

幼少期に父母が離婚。2018年父が交通事故で他界。祖父母が後見人となり一緒に暮らしている。家庭で反抗的な態度をとり、注意されると暴れていた。買い与えた覚えのないもの（モバイルバッテリーやボールペン、キーホルダー）を隠し持っていた。友だちから預かっていると言いつつと言い、その後家から持ち出しなくなっていた。コンビニで万引きをする。学校では暴力事象はない。担任へ甘える。（接触要求が高い）遅刻が多く、９月ごろから保健室によく行くようになる。１月にいじめられていると訴える。（周囲の児童から確認はとれていない。１、２学期のアンケートでもそのような記述はない。）祖父が１１月ごろから入院し、祖母は介護のため病院へ通っている。祖母は精神的な負担を抱えている様子。そのため、２月からＳＣとのカウンセリングをスタートした。ＳＳＷを交えたケース会議では、アセスメントを行い、本人と面談を行い事象内容の確認や思いの確認することや、祖母とも面談を行い家庭状況・介護状況を伺い福祉機関のサポートが必要か確認すること、ＳＣへ行動観察を依頼し本人とつながってもらうこと等プランニングされた。また、今後、非行事象が起きた場合は、警察機関等との連携が必要であることや中学校への丁寧な引継ぎの必要性を確認した。現在も保護者・本人に対しての見守り・支援を続けている。

【事例３】該当事例なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・活動件数は、平成29年度654件、平成30年度888件、令和元年度1252件と増加しており、「チーム学校」の一員として教職員とともに活動することができた。また、不登校のみならず、家庭環境や発達課題、友だちとの関わり等、子どもを取り巻く様々な課題に対して教職員や関係機関と連携して支援にあたることができた。
- ・ＳＳＷの周知が進み、ケース会議派遣依頼は平成29年度24件、平成30年度27件、令和元年度36件と増加している。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

多職種連携、関係機関連携の充実。ＳＳＷの増員と勤務時間数の確保。

＜課題の原因＞

本市でのＳＳＷ経験の浅さ。ＳＳＷの周知が進み、各校のニーズの高まり。

＜解決に向け実施した取組＞

ＳＳＷ担当者やスーパーバイザーより、関係機関や地域資源、スクールカウンセラー等の情報提供を行う。市のＳＳＷ連絡協議会での情報交換。ＳＳＷ1名増員。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

全市立学校へのＳＳＷの活用。ＳＳＷの人員確保と資質向上のための研修。さらなるＳＳＷの周知と有効活用。

＜課題の原因＞

- ・経験の浅いＳＳＷや本市での活動が１年目のＳＳＷが増えたこと。
- ・各校それぞれ課題を抱えておりＳＳＷのニーズが高まっている中で、ＳＳＷの配置が十分とは言えない。

＜解決に向けた取組＞

- ・スーパーバイザーによるＳＳＷや配置校への直接支援を、学期に１回ずつ行う。
- ・ＳＳＷ増員のための予算確保。
- ・ＳＳＷによる全市立学校への巡回の実施。
- ・配置校でのＳＳＷについての校内研修や、家庭教育支援コーディネーターに対してのＳＳＷの活用についての研修の実施。

尼崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

要支援の子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、教育現場に福祉の視点を導入して、学校の対応力の向上の側面的支援、学校と他の社会資源とのネットワーク構築などを図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

6名のSSWを6中学校区（5中学校・5小学校）に配置し、その他の学校においては派遣活用で対応している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

（配置人数）6名 （資格）社会福祉士・精神保健福祉士 （勤務形態）1日6時間勤務を基本として週3日、年間156日

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーク推進事業実施要項」を策定し、指針とするとともに、活用のねらいやSSWの職務内容などを、配置校や小中学校長会・教頭会等で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

配置校担当者会にて、SVによる効果的なSSWの活用法についての研修を実施した。また、小中学校生徒指導担当者会において、SSWの職務内容や活用法について、SSWからの説明を実施した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

SSW、教育委員会事務局関係職員、福祉局関係職員、教員を対象にSSW連絡会や事例検討会を開催

（２）研修回数（頻度）

毎月開催

（３）研修内容

- ・配置校や派遣校での活動報告、・事例検討（SVによる研修）

（４）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、心理分野、教育分野、法曹分野の4名のSVからの各専門分野の研修と事例へのスーパーバイズ

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有） ○活用方法・SSW連絡会や連携会議、事例検討会での指導助言 ・SSWおよび教職員向け研修の講師

（６）課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】虐待の疑われる児童の不登校改善ための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）④不登校）＜派遣型＞

4年生まで欠席0日だった児童が、5年生になり全く学校へ来なくなった。担任は定期的に家庭訪問したが改善はみられなかった。母はシングルマザーで人目を気にする人。なんとか本児を学校に行かせようときつく責めたり、叩いたりしており、虐待も疑われたことからSSW派遣申請を行った。SSWはケース会議の中で学年の切り替わりの時期の友人関係や、家庭環境の変化を尋ねた。また本児の性格や行動パターン、母の人柄についても質問をした。それらへの返答から4年の終わりに独居の祖母が要介護状態になり、母は介護と仕事と子育てをこなさなければならない状況にあることがわかった。さらにそのストレスを、本児の生活を厳しく管理することや、勉強や友人関係への口出しや指示を執拗にすることで発散しているように見えた。SSWは本児の利口さや自主性の強さが母への反発心を生んでいる一方で、リソースであるとアセスメントした。これを受け担任は本児に「現状を共有し、本人の考えや思いを整理するとともに、それをどのように母に伝えるか」という作戦会議を提案した。また母への支援も必要と感じ、プライドの高い母が秘密を守ってもらいながら気持ちを整理できる手段としてSCを紹介した。SSWとケース会議を行ったことで母や本児を「困っている人」として捉えることができ、学校の支援の方針が決めやすくなった。

【事例２】愛着に関わる児童の理解と愛着障害の研修のための活用事例（⑤暴力行為⑦その他（愛着に関わる障害）＜単独校型＞

気に入らないことがあると人やものに当たり、すぐに教室を飛び出す本児は学校の教師すべてが知る存在となっていた。暴力的な振る舞いが後を断たず、その都度、家庭に連絡を入れていたが、本児の行動はエスカレートする一方だった。本校配置のSSWは本児の行動観察を行い、「愛着障害」の可能性が高いとアセスメントしていた。多くの教員が名前こそ聞いたことはあるものの、愛着障害がどういう障害なのか、またどのような対応が必要なのかを理解していなかったため、夏季休業中に職員研修を行うことにした。SSWから愛着障害の理論と子どもにどのような支援が必要なのかという具体的な話がなされたのち、本児にどのような支援を展開していくべきかを話し合った。キーパーソンとなる存在の必要性、安心安全環境の必要性を確認し、学年全体で本児への支援体制を組むこととなった。これまで問題の報告となっていた家庭への電話の内容も工夫した。いいことはもちろん、問題を本児がどう理解したか、どう解決したかという話をし、家庭で本児の努力を保護者が認められる仕掛けに変えていった。教員はSSWによる研修を受け、こういった問題行動には「支援」が必要であると知ることができた。

【事例３】ヤングケアラーとなった児童の生活を地域で支えるための活用事例（①貧困対策（家庭環境・福祉連携）④不登校 ⑨ヤングケアラー）＜単独校型＞

事故で両親を早くに亡くした本児は、幼少期から母方祖母と叔母（母の妹）に育てられていた。本児が１年生の時、叔母が結婚し、本児は祖母と２人暮らしとなった。３年生の冬、祖母が大病を患い車椅子生活となる。この時期から本児は学校を休むことが多くなり、週に１日登校できればよい状況となる。家庭訪問をすると本児は拒否せず対応するが、それが翌日の登校にはつながらない。タブレットを与えられており、夜通しゲームをして、朝方に寝る生活をしているようだった。学校はSSWと家庭児童相談室に「本児のケアや押し出しを家庭ができる状態でないため、本児は施設に入所した方がよいのではないか」と相談する。これを受けSSWは担任と協力して定期的に家庭訪問を行い、本児や祖母の意向を確認するとともに、生活の実態把握を行った。SSW・家児相で連携をとり、叔母同席のもと機関連携のケース会議も実施した。そこでは祖母の利用できるサービスの見直しをケアマネジャーと行い、ヤングケアラーとなっている本児の負担の軽減を試みた。並行して本児の学習面のアセスメントも実施し、不登校要因の一つである学習面のサポート体制も組んだ。祖母・本人の希望である「２人で生活すること」が継続していけるように学校、福祉サービス、地域でチーム支援体制が徐々に整い、本児が登校できる日も少しずつ増えていった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

福祉局から教育委員会に事業を移管し、迅速な対応に努めたこと等で活動件数が増加し、学校における認知度も向上した。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

SSW活用方法や制度理解について、学校現場での理解が不十分であったこと

＜課題の原因＞

教員を対象にした周知の場が限定されており、不十分であったこと

＜解決に向け実施した取組＞

・教育委員会への事業移管 ・SSWの活用のねらいや職務内容について教員向け研修会を実施する等、周知の場を設けた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

・全中学校区へのSSWの配置が実現できていないこと

＜課題の原因＞

・本市に勤務するSSWの人員が不足していること

＜解決に向けた取組＞

・SSWの増員と勤務形態の改善を検討

姫路市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実に資するとともに、学校園や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校園を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、迅速かつ適切な問題解決を図る。また、国の「チーム学校」構想に呼応し、教職員以外の専門スタッフの学校園運営への参画を推進し、教職員が幼児児童生徒の指導に一層専念できる環境整備と学校園の教育力・組織力の向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

姫路市立学校（12校）への拠点校配置方式とし、スクールソーシャルワーカーが配置されていない市立学校園についても派遣等により対応する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数：12名

② 資格：社会福祉士9名、精神保健福祉士5名、教員免許状3名、音楽療法心理士1名、認定心理士1名、田研心理検査士1名、メンタルヘルスケア専門員1名、介護福祉士1名、児童福祉士1名、保育士1名、介護支援専門員3名、臨床心理士1名

③ 勤務形態：

ア 勤務日は、原則として、同一曜日を指定するものとするが、特に必要があると認めるときは、指定した曜日以外の曜日を勤務日として指定することができるものとする。

イ 勤務時間は、原則として1日7時間とし、年間245時間とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールソーシャルワーカーの配置目的や役割等を記した「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定し、市立の全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校に配布し、教職員への周知を図っている。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

拠点校においては、スクールソーシャルワーカーが配置目的や活用方法等について全教職員対象に説明を実施している。また、連携校においては、スクールソーシャルワーカーが年度当初に訪問し、全教職員に周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

配置する全てのスクールソーシャルワーカー（12名）

（2）研修回数（頻度）

全体研修：年2回（7月・1月）

（3）研修内容

本市のスーパーバイザーである学識経験者（大学教授）による講演及び指導・助言

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討

※本市のスーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーとしての職歴があり、その経験に基づいた的確な指導・助言を受けることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：あり

○活用方法

研修会に招聘するとともに、年5回のスーパービジョンを実施し、各スクールソーシャルワーカーが必要に応じて、事案対応等についての助言を受けている。

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカー個々のニーズに合った研修を設定することが難しい。
- ・他職を兼務するスクールソーシャルワーカーが全員参加できる研修日程を組むことが難しい。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】貧困から子供を守るための活用事例（①貧困対策）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

衣服や頭髮が不衛生で、不適切な養育環境にある子供への支援について、スクールソーシャルワーカーがケース検討会議で教職員に母親への声かけ方法等、適切な助言を行った。また、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携しながら対応を進め、今後は、家庭への直接介入も視野に入れ、本人及び家庭へのアプローチを続け、養育環境の改善を目指している。

【事例２】児童虐待から子供を守るための活用事例（②児童虐待）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

身体的虐待、心理的虐待と考えられる行為が常態化していた子供への支援について、スクールソーシャルワーカーが関係機関との連絡調整を行い、教育委員会、福祉部局の関係者を交えたケース検討会議を開き、家庭への支援方針を協議・決定した。その後、それぞれの役割を明確にしながら、継続的に支援を行い、見守りを継続している。

【事例３】該当事例なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

（表１）

	平成３０年度	令和元年度
総相談件数	２９９６件	２９２２件
延べ面談者数	１１８１４人	８３５１人
拠点校外の相談件数	８３４件	９６８件
支援対象幼児児童生徒数	４５２人	４１８人
問題が解決及び支援中であるが好転	５３件	５０件

スクールソーシャルワーカーの配置を倍増してから２年が経過したが、総相談件数については、昨年度同様の件数があり、拠点校以外の学校からの相談件数についても、昨年度比で約１．２倍となっており、スクールソーシャルワーカーの周知が進んでいる。また、継続的な支援が必要な幼児児童生徒について、スクールソーシャルワーカーが教職員や保護者及び本人に対して適切な助言を行うことで、問題が解決したり好転したりするケースも多く、学校における教育相談体制の充実と子供への福祉的な支援の構築が図ることができている。

（表２）相談内容区分

	平成３０年度	令和元年度
不登校	１０６６件	１２０５件
児童虐待	１４８件	９８件
家庭環境の問題	７４６件	１１８９件
発達障害等に関する問題	４０７件	３８４件

相談内容の件数については、昨年同様に「不登校」が最も多く、次いで「家庭環境の問題」、「発達障害等に関する問題」となっている。特に、「家庭環境の問題」は大きく増加していることもあり、スクールソーシャルワーカーが学校と保護者、保護者と関係機関、関係機関と学校の間に入り、円滑につなぐ役割を担うケースが増加しており、教職員や保護者のニーズも高くなっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・拠点校以外の学校に対して、スクールソーシャルワーカーの活用についての周知が進んでいない。
- ・スクールソーシャルワーカーの増員による支援の質の低下が危惧される。

<課題の原因>

- ・拠点校以外の学校にとっては、スクールソーシャルワーカーと顔を合わせる機会がなく、情報交換等の日常の連携を行うことが困難である。
- ・経験が浅いスクールソーシャルワーカーを任用している。

<解決に向け実施した取組>

- ・スクールソーシャルワーカーが、定期的に拠点校以外の学校に訪問を行い、教職員への周知を進めた。
- ・学識経験者による年5回のスーパービジョンを実施し、個々のスクールソーシャルワーカーに指導、助言を行うことで、スクールソーシャルワーカーの資質及び能力の向上に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーが関わるができるケースが限られている。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保。

<課題の原因>

- ・スクールソーシャルワーカーが担当する学校数が多い。
- ・幼児児童生徒の抱える課題が多様化、複雑化し、スクールソーシャルワーカーの必要性が高まっているが、社会福祉士や精神保健福祉士の専門的な資格をもつ人材を確保することが難しい。

<解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーを増員し、全中学校に配置することで、担当する学校数を減らしていく。
- ・スクールソーシャルワーカーの募集方法を改善し、広く広報していく。

西宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、ＳＳＷを学校園に配置・派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

西宮市教育委員会 学校保健安全課 学校問題解決支援チームの一員とし、市内各中学校区に配置。各校長の要請によって教育委員会が各小中学校に派遣をした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 5人（国庫補助 1/3 と市費負担で学校保健安全課に配置。）
- ・資格 社会福祉士 5人・精神保健福祉士 2人・教員免許 1人・心理に関する資格 1人
- ・勤務形態 週 4 日、30 時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・西宮市スクールソーシャルワーカー派遣事業実施要領に基づき活動を行った。生徒指導担当者等
で趣旨や活動内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・月 1 回、ＳＳＷ連絡会議を行い、各小中学校での教職員に対する理解促進に向けた取組について協議、研修を行った。
- ・各校のいじめ対応チーム等、生徒指導に関する校内組織に位置づけ、教職員との情報共有等、その効果的な活用を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ＳＳＷ 5 名

（2）研修回数（頻度）

- ・5 人のＳＳＷが、月 1 回ＳＳＷ連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に 6 回のスーパーバイズを受けた。

（3）研修内容

- ・ＳＳＷ連絡会議では、それぞれのＳＳＷが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 : 無

○活用方法 : 社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

（6）課題

- ・ＳＳＷの経験の豊富さが充実した支援につながることから、スーパーバイズなどを通じて資質向上に努めること。
- ・要保護児童対策協議会や研修会に積極的に参加し、情報収集を行って、学校現場に対してＳＳＷの活用についてさらに周知を図ること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】保護者が学校批判を繰り返している不登校児童についての活用事例

(②児童虐待、④不登校、⑦その他) < S S Wの配置形態：拠点校型 >

○事例の概要

ひとり親(母)家庭：母、姉(中1)、小5男児(本児 療育手帳B2所持)の3人暮らし。

本児は小学校4年2学期から完全不登校となった。当時の担任が電話や家庭訪問を繰り返していたが、不登校の原因は小学2年時の担任が発達障害児への配慮がなかったことだという訴え。当初担任が保護者に寄り添いながら話を聞いていたが、訴えは収まらずどんどん攻撃的になってきていた。その後学校からの電話や家庭訪問に出なくなり本児の様子がわからなくなった。

○事態の経緯及び対応

学校との関係が取れない状況のまま、教育委員会などの関係機関にも学校批判を繰り返していたことから、当該学校担当の S S Wが保護者と面談し保護者の訴えの聞き取り、今後について相談していくこととなった。

面談内容から、保護者の心身状況の悪化、「死ぬ」発言、子どもの姿が見えないことなどから通告が必要と判断、要保護児童対策協議会と連携し過去の経緯(過去要対協ケースだった)を共有、家庭状況の把握などおこなった。

○成果

母親も精神保健福祉手帳所持していること、長く病院に行けていないこと、人から悪く思われていると思ってしまうこと、嫌われていると思ってしまうこと、学校に行ってほしいがゲームばかりして言うこと聞いてくれないことなど困っていることを確認できた。繰り返していた学校批判は、「何とかしてほしい」「助けてほしい」「私は悪くない」と言う訴えなのではないかと見立てをすることができた。

困っている状況を改善するために、病院や関係機関同行訪問や必要な手続きを手伝うことなどを通じ、本当は「学校へ行してほしい」という希望を聞くことが出来たことから、そのためには学校の協力が必要ということを理解され、校長や担任の家庭訪問を受け入れ、本児とも話ができるようになった。S S Wは家庭(保護者と本児)と学校のつなぎ直しをおこなうことができた。

【事例2】発達特性のある児童の支援のための活用事例 (⑦その他) < S S Wの配置形態：拠点校型 >

○問題の概要等

多動傾向があり、他児とのトラブルが頻発している児童。母は療育に熱心で、習い事や訓練等色々取り組ませているが、学校には不信感があった。学校と家庭との連携がとれず、担任は本児に対し懸命に向き合うも、日々トラブルが起こり続けた。

○S S Wの関わり

- ・母との面談(家庭での生活状況や訓練・療育等の利用状況の聞き取り、関係機関の把握)
- ・関係機関との情報共有
- ・連携ケース会議の開催

○経過・改善状況

- ・保育所等訪問支援事業の利用を開始し、療育担当者が定期的に授業に入り本児への関わり方を一緒に考えていくことで、担任のモチベーションが上がった。
- ・障害児相談支援事業の利用を開始したことで、定期的に家族、学校、福祉サービス事業者が集まり、モニタリング会議をもつようになった。
- ・上記を重ねるうちに徐々に本児の行動が落ち着いてきて、クラスで穏やかに過ごせるようになってきた。これまで進級を迎えるたびに、周囲の保護者から「一緒にクラスにしないで」という声が挙がっていたが、今年の進級時にはそのような声は挙がらなかった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 3名のSSWを令和元年度より5名に増員した。
- ・ 拠点校型として小学校41校、中学校20校に対応している。
- ・ 制度を理解した上でSSWを活用した学校からは、派遣要請が増えており、学校現場の評価は高まってきている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 教職員とのより良い協働体制の確立
- ・ 平成29年3月31日に通知された学校教育法施行規則の一部改正に伴い、SSWの認知度は高まりつつあるが、更なる周知を行い、今後も引き続きその機能や役割について理解を深める

<課題の原因>

- ・ 教職員における制度の周知や理解

<解決に向け実施した取組>

- ・ 積極的に学校を訪問してケース会議を行い、アセスメントやプランニングを行った。
- ・ SSWを各中学校区に拠点として配置し、支援体制を整えた。
- ・ 3名だったSSWを令和元年度より5名に増員した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ 年々増加傾向にある、事案件数とその問題内容の複雑化に対する対応
- ・ 問題解決に向けた対応の長期化に対する人員の確保

<課題の原因>

- ・ 様々な環境要因からくる不登校や、連絡が取りにくい家庭の増加
- ・ 虐待やネグレクトが疑われる家庭や保護者が学校の取組みに理解を示さない家庭の増加
- ・ 発達障害が疑われる児童生徒の増加

<解決に向けた取組>

- ・ 専門的な知識を有するSSWの更なる拡充（人員の拡充）
- ・ SSWと教員との協働体制の確立
- ・ 事案に対するSSWを含む組織的な学校体制づくりと福祉担当部署等、関係機関との連携
- ・ SSWの資質向上に向けた研修機会の更なる拡充

明石市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の心理的、情緒的課題や発達障害に係る課題、児童虐待等、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校と外部福祉関係機関等のネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の構築や保護者の支援等、児童生徒が置かれた環境に働きかけ状況を改善することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

令和元年度については、9名のSSWを市内全中学校区となる13中学校区（13中学校・28小学校）に配置。地域性の理解や、小学校から中学校への引継ぎ、ケースに係るきょうだいについての学校間の連携等において効果的であることから、中学校を拠点とし、校区小学校へも連携校として関わるよう配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 9名
- ②資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許状・保育士
- ③勤務形態 原則1週間に1日、1日につき7時間45分(休憩45分) 年間44週
個々の業務時間については学校長と協議の上、教育委員会が決定する。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

活動方針等に関する指針（ガイドライン）として策定されたものは無し。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育委員会担当課が作成した「SSWの配置・活動について」の資料をもとに、各学校において教職員向けの研修を行い、理解促進に努めた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

明石市スクールソーシャルワーカー（配置SSW）

（2）研修回数（頻度）

年間5回（第5回：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

（3）研修内容

第1回：明石市の概要、明石こどもセンターとの連携、市内の児童生徒の問題行動・不登校の状況、SSWの業務、活動報告、スクールカウンセラーの業務等について

第2回：活動報告、事例検討、子ども食堂等について

第3回：明石市立発達支援センター、各SSWの専門性等について

第4回：明石市の学校における特別支援教育、不登校支援等について

第5回：視察研修「神戸法務少年支援センター」、活動報告について（中止）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 関係機関（明石こどもセンター、あかしこども財団、明石市教育委員会事務局各担当課指導主事、明石市立発達支援センター等）に従事している職員から、直接具体的な資源内容の教示を受けることで、顔の見える関係が構築でき、また関係機関の業務を深く理解することで、効率的な連携が可能になった。
- ・ それぞれの研修会前後に、事例についての活用資源や、各SSWの活動についての意見等を集約した情報資料を配布。その資料をSSW間の情報交換会にて活用することで、不安解消に資することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 （有・**無**）

○活用方法

（6）課題

- ・ 研修日を多く望む声もあるが、限られた勤務日数や、兼職されている状況があるため、時間の確保が困難である。
- ・ SSWの専門性の高い研修や、視察研修等を実施するにあたって、研修費の拡充が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】性的興味を持つ男子生徒支援の活用事例（⑥非行・不良行為）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

男子生徒が、性的な興味から女子生徒を触る事案があった。学校は保護者に指導の協力を仰ぐが協力的でなかった為、SSWを活用。SSWが本人や保護者と面談を行った。SSWはそこで本人の思いや保護者の思い、困り感などを把握し、それらについての助言や親子間の代弁を行い、親子関係の調整を図った。SSWは学校においてケース会議を実施し、女子生徒へのサポートや、男子生徒の家庭環境の理解を進め、支援策の検討等を行った。その中で事案の再発を懸念する学校の思いを受け、法務少年支援センターに相談を行った。そこからの助言を受けて再度保護者と面談し、少年サポートセンターでの指導を促したところ、親子での往訪に至った。SSWは生徒の困っている一つの学習支援についても、新担任への引継ぎ、学習習熟の把握等について支援中である。その後学校の見守りの下、本人は落ち着いて生活が送れている。

【事例2】父親が失踪し、先が見えず不安定になっている家庭への活用事例

＜SSWの配置形態：派遣型＞①貧困対策、②児童虐待

父親が失踪し、離婚調停となるが周囲に頼れる身内もおらず母親が不安定になっているといったSCが得た情報と、学校で生徒が給食を食えるように食べる姿があるといった状況からSSWに介入依頼があった。SSWは母親と面談を重ねる中で、次々に表出されていく課題に対して、金銭面の資源の情報提供、こども食堂、明石こどもセンター、DVセンター等との連携や緊急時を含めた体制の調整、それら手続きのための同行支援等を行った。学校においても、情報共有や支援内容の検討と確認のために適宜ケース会議を行い、学校内の環境調整を行った。家庭環境についての多くの不安が軽減されることで、母親の精神状態が安定し、現在子どもたちも落ち着いて生活できている。今後については卒業に向けての支援と、課題は残っていることから、事情に合わせて支援ができるように、関係機関等との連携も継続し、見守りを行っている。

【事例3】

該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成31年(令和元年)度については、明石市全中学校13校区すべてにSSWを配置し、延べ2188件の取扱件数があった。1校区当たりの取扱件数は昨年度と比較して13%増となっている。継続してSSWが学校支援にあたることにより、取扱件数が増加する傾向がみられ、SSWが配置されて2年目の中学校区では、小学校支援が進み取扱件数が43%増であったり、前年に引き続き同じSSWが支援を行なった中学校区では、取扱件数が50%増となった例もあった。また、ケース会議についても、1校区当たりの数が倍増しており、支援を行うための意思決定の場として、浸透し始めている。各学校からの評価としては、SSWの支援が入ることで、学校がケース支援の手法を学ぶことができている、ケース会議の浸透の推進や、ケース会議の運営を中心となって進めてくれている、重大事案が起こった時、SSWを通じて機関連携ができ、その後の学校の対応をスムーズに行うことができた、などが挙げられている。一方、勤務状況(週に1日の形態)での課題が多く出され、学校からは情報把握のずれがあり、継続した対応や緊急対応が困難といった意見や、SSWからも関係機関との連携において、勤務時間外の対応や個人の携帯電話等での連絡の補い等をせざるを得ないこと、また拠点校配置ということで、その連携校の小学校数、学校規模によっては、SSWの業務時間が不足する場合があること、学校規模に関わらず、支援のための資源の開拓や、確認に要する時間がSSWの業務時間内で十分に確保できないこと、などが挙げられている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

各SSWによって、活動の成果に関する判断基準がさまざまであり、統一を図っていく必要がある。

<課題の原因>

各SSWによって、活動の捉えの異なりや表現方法が異なることで、教育委員会が把握する成果が不明瞭になっていた。

<解決に向け実施した取組>

活動報告書の記載方法について丁寧にくり返し説明等を行うことで、表現の方法の統一化を進め、判断基準の均一化を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

SSWが支援しているケースについて、その進捗状況や成果等をより詳しく挙げてもらう必要がある。

<課題の原因>

現在の活動報告から得る内容は断続的であり、支援内容や成果が見えにくい。

<解決に向けた取組>

ケース支援のプロセスや進捗状況、SSW自身の活動評価、学校の関りなどについて、より詳しく把握するために活動報告の書式を追加する。

奈良市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることや、事件・事故、災害等発生時の児童生徒や保護者のケアなどの対応も求められるなど、学校における対応が多岐に渡っており、福祉や警察などの関係機関と連携することがますます重要となっていることから、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会事務局いじめ防止生徒指導課に1名を配置
- ・毎月各校から児童生徒の生徒指導上の課題について当課へ報告を受け情報を共有し、さらに、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：1名
- ・資格：社会福祉士、児童福祉司
- ・勤務形態：週4日、8時30分から17時15分（7時間45分）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・令和元年6月にガイドラインを策定し、校長会などで管理職に周知し、全ての教職員がガイドラインをいつでも確認できるようにデータでも共有を行った。
- ・年度当初に管理職と生徒指導主事といじめ対応教員に、スクールソーシャルワーカーの活用について説明を行い、市の小・中学校それぞれの生徒指導部会にスクールソーシャルワーカーが自ら参加し、職務や役割について周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校訪問を随時実施し、教職員の困り感に対応する際、スクールソーシャルワーカーの活用についても伝えた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・市主催の研修等に適宜参加

（3）研修内容

- ・児童虐待と非行防止
- ・自殺予防について
- ・学校でできる摂食障害の早期発見と対応

（4）特に効果のあった研修内容

- ・児童虐待と非行の関係
- ・若年発症の摂食障害の気づきと対応支援

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・無）

○活用方法 年間10回程度スーパーバイズを実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上と奈良市における円滑な運営体制の構築に向けて指導助言を受けた。

（6）課題

- ・スーパーバイザーの人材確保と、スクールソーシャルワーカーのスキルアップや各校へのスクールソーシャルワーカー活用事業に関する周知。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待が疑われる児童支援のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・虐待の疑いがあると学校から相談が入る。児童が、時々痣を作って登校することがあり、児童に確認すると、「机で打った。」「ボールが当たった。」と言いそれ以上話そうとしない。学校とケース会議を重ねている時に、近隣から児童相談所へ「親から物で殴られている。」と通告が入る。また、児童の頭頂部が円形脱毛になっているのを先生が見つけた話を聞こうとするが、あまり話そうとしない。ケース会議の中で、学校の先生に話すことで児童にとって不利益なことがあるため、1人で抱えている可能性があると思われた。学校の中で児童への関わりを考え、関係機関とも連携をとるための役割分担を行った。

【事例2】登校後自教室に入室しない児童支援のための活用事例（⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・児童が、ある日を境に自分のクラスに入らず、隣のクラスで過ごすようになった。学校として、児童が教室へ入るように働きかけているが一向に入ろうとしない。派遣要請があり、SSWが学校に行きケース会議を行う。同じクラスの他の児童との関係、それに伴う担任との関係に不具合があり教室に入りにくくなっていると見立て、担任と児童の1対1で話す時間を増やすこととなった。また、隣のクラスの担任とも連携し児童の居場所を作る工夫を行った。

【事例3】性的な被害についての活用事例

- ・該当事例なし。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

〈対応学校数〉45校（65校中）

〈支援した児童生徒数〉小学校：64人 中学校：49人 高等学校：4人

前年度より対応学校数が増加し、それに伴い支援した児童生徒数も増加している。ガイドラインを策定したことで、教職員にスクールソーシャルワーカーの役割などの周知が進んできた成果でもある。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカーの活用についてガイドラインを策定し、市立学校の教職員に向けてさらに周知を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けて、スーパーバイザーの設置が急務である。

＜課題の原因＞

- ・管理職には周知をしていたが、教職員までスクールソーシャルワーカーについての周知が行き届いていなかった。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ガイドラインを策定し、周知の機会を増やすために、各校の教育相談コーディネーターにスクールソーシャルワーカーについての研修を行った。
- ・スーパーバイザーの設置に向けて、人材確保を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・対応するスクールソーシャルワーカーが1名なので、各校より依頼のあったケースについて、困難を抱えている児童生徒全てに丁寧な対応をすることが難しいため、増員が必要と考える。

＜課題の原因＞

- ・経験豊富なスクールソーシャルワーカーの人材確保に時間を要する。

＜解決に向けた取組＞

- ・奈良市において、スクールソーシャルワーカーの円滑な運営体制の構築をし、スクールソーシャルワーカーの人材確保に努める。

和歌山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワーク構築を図りながら、校内における適切な支援、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

学校内における支援体制構築のサポートや、教職員へのＳＳＷの視点を取り入れた研修活動を行うため。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内各地域の実情を踏まえ、特に課題の多い中学校区(小学校も含む)を選定し配置。その他の学校においては学校長の要請に応じて派遣している。令和元年度は、昨年より2名増え7名が配置された。次年度は市内18校ある中学校区において2校区で1名の配置ができるよう、段階的に増員を要請している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数7名(資格：社会福祉士ならびに精神保健福祉士2名、社会福祉士5名)

勤務形態：拠点校型 7名(中学校13校 小学校46校 その他派遣 合計年30回 1回6時間)

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・市として、ＳＳＷの設置要綱を策定しており、年度当初に各学校へ担当者とＳＳＷが訪問し、学校長に説明等を行っている。内容は、配置目的、ＳＳＷの委嘱及び所属、職務内容、勤務形態等を簡潔にまとめたものとなっている。全教職員へは、県のパンフレットを活用し周知を呼びかけているが、今後さらに詳しく事例を用いた説明ができるよう、設置要綱の改訂や市独自のガイドラインの策定を検討している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ＳＳＷによる虐待防止に関する教職員向け研修の実施や、ＳＳＷの役割について全職員へ説明する機会を設ける等、理解促進を図っている。また、ＳＳＷ自身が自己紹介を兼ねて個々に「通信」を発行し、教職員とのより良い関係づくりに取り組んでいる。
- ・小中校長会において、随時ＳＳＷの活動について報告や連絡を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・和歌山市スクールソーシャルワーカー7名及び担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・ＳＶを講師に招いての事例検討研修及び報告会(2か月に1回程度)
- ・県内スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事対象の研修(2回)
- ・県内スクールカウンセラーとの合同研修(1回)

（3）研修内容

- ・実際の事例について、ＳＶの方の意見をいただきながら参加者で協議。
- ・効果的なスクールソーシャルワーカーの活動方法やケース会議の持ち方。(県ＳＶ講師)
- ・県内ＳＳＷで各々の取組の交流。また、模擬事例を用いてのグループアセスメント。
- ・いじめ問題や不登校等、問題行動に対する組織的な取組の仕方。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＶを講師に招き、今後の諸課題についてＳＳＷに求められる資質、学校連携との大切さを助言頂いた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 設置はしていないが、講師として招き研修・事例検討を行った。
- 活用方法 年間を通して関わっていただける方に依頼し、必要に応じて相談等を行った。

（6）課題

- ・近年、不登校生の数が増加傾向にあり、市としても喫緊の課題として重く受け止めている。その中でも家庭に問題を抱えるケースが多く、他機関との密な連携や家庭との直接的な関わりが増加していることから、ＳＳＷの役割については、ＳＳＷ自身も周囲もこれまで以上に関わり方について理解を深める必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】問題行動を繰り返す児童と学校対応への活用事例（⑥非行・不良行為 ⑦学校支援） <拠点校型>

○問題の概要等

本人（中2男児）、姉、妹の4人家族で、母は介護福祉施設に勤務している。職場でも責任ある役職を任されており仕事が忙しい。家族は仲が良く、母はお弁当も作り学校へも行かせようとしているが、本人が校内で友人とトラブルになったことをきっかけに不登校になった。本人は家族との関係は良好だが、学校へ行くと授業妨害や対教師暴力を行うようになり、学校としては、度重なる問題行動に対し出席停止の対応、また鑑別所の暴力防止プログラムを受けるよう説得する等、打開策を講じながらも日々状況の悪化に危機感を抱いていた。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

S S Wが関わり本人の学校での様子を見ていくと、表情に特徴的な癖が見られ、本人もそのことを大変気にしていることがわかった。またその事が原因でこれまでのトラブルが起こっていたことも把握した。母も、特徴的な癖であることから、病院へも相談に行ったという。大きなコンプレックスを抱えたまま中学生になり、新たな人間関係を築く上で躓いてしまったという見立てを行った上で、教職員が本人の気持ちを理解し、安心して登校できる居場所づくりを提案した。校内において生徒理解の場（生徒についての情報交換や手立てを検討する会議等）はあったが、まずは教職員が問題行動を繰り返す生徒に対し、子どもの気持ちを汲み取り、学校としてどのように関わるかという支援体制について、教職員が意見交換をすることが必要であると感じ助言に至る。

○経過、改善状況

生徒指導主任が積極的に本人と関わり登校を促したことで、母も学校への対応に不信感を募らせていたが、それが緩和され協力的になってきた。母の気持ちが変わることで、本人も家族の手助けにより別室登校ができるまでになった。教職員のチームとしての支援体制について、S S Wの助言により教職員同士で生徒のことについて考え話し合える時間の確保ができた。

【事例2】児童虐待における家庭支援の活用事例（②児童虐待 ④不登校）<拠点校型>

○問題の概要等

母、中2の女儿（長女）と弟3人（小2、小1、2歳児）の母子家庭で、母は夜の飲食業関係の仕事をしており、中2の長女が兄弟の面倒をみている。長女は昨年度学校でクラスメイトとの関係がうまくいかず不登校になり、今年度に入ると、卒業生や他校の生徒とのつながりから無断外泊等、非行傾向が高くなった。担任が家庭訪問をしても、本人に会えないこともあり、母の言うことも聞かないといった状況になっていた。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

S S Wが入り、関係機関につないだ（保健センター、こども総合支援センター）。虐待ケースとして関わってもらうことになり、S S WとCWで度々家庭訪問を行い家庭状況の把握に努めた。また、弟たちの小学校へも訪問し、生活状況等を聞き取り、学校側の相談も受けた。その中で、長女のことに對して、母からも相談を受ける等つながりが見えてきた。長女の非行がエスカレートし、母が児童相談所（以下、児相）に相談し一時保護となる。長女との関係をもう一度見つめなおす意味でも、児相を通じて子どもの負担を減らし不安を解消させていくことを母と約束。家庭環境改善を求め、祖母の助けを借りることができるようになった。

○経過、改善状況

長女は一時保護解除後、非行傾向にあった生活状況の改善に向け、S S Wの働きかけで、市の適応指導教室（ふれあい教室）へ入級し、定期的に利用している。また、学校へも別室の登校が開始された。関係期機関、担任、S S Wと本人、母と面談を行い、状況を確認しながら環境改善のアドバイスを行っている。また、祖母が夜間就労時に家へ来てくれることで、長女も安定し来年の受験に向けて学習にも意欲を見せ始めた。次年度は教室に入れることを目標に引き続き支援を行っていく。母も、CWからアドバイスを受け昼の仕事を探している。弟についても発達に課題が見られS S Wの関わりで検査、支援学級へ入級が決まった。

【事例3】活用事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・全配置校学校においてコーディネーターとなる先生を指定し、校内支援体制づくりを担い、役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。S S Wによる支援対象児童は約238人（180件）となり、うち、家庭環境に問題があるケースが150件と全体の83%を占めている。また関係機関と連携したケースは117件と全体の78%となり、S S Wの支援が児童の環境の改善と校内支援体制の強化に大きく作用していることが挙げられる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度の取り組み

- ・学校及び関係機関との連携を一層円滑かつ効果的に行う方法の検討
- ・スクールソーシャルワーカーの人員確保、任用日数・時間の増加にともなう財源の確保

<課題の原因>

- ・多様化する支援内容について、人材が不足しており支援に有する時間の確保が難しい。

<解決に向け実施した取組>

- ・校内における虐待防止に関する研修を行い、教職員へS S Wや関係機関の役割の理解を深め、円滑に連携が取れるようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

- ・引き続き、人員の確保や時間の増加、今後さらに小学校への支援体制にも力を入れていく。
- ・S S Wの役割について、校内で周知されるよう研修事業を積極的に行う。

<解決に向けた取組>

- ・全校区S S Wの配置と、教職員への研修事業を積極的に行いS S Wの理解促進に努める。

鳥取市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の諸問題に対し、学校が教育と福祉に係る諸機関と連携しながら児童生徒やその保護者に効果的な支援を行うことができるように、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）が諸条件の環境調整を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・令和３年度の１０名配置を目指して、年次計画で配置人数や勤務時間を増やしている。
- ・配置人数等の増加に伴い、統括スクールソーシャルワーカーを１名配置し、庶務に当たる。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕６名（１名につき２～３中学校区及び義務教育学校を担当）

〔資格〕社会福祉士２名、精神保健福祉士１名、教員免許取得者２名、元警察官１名

〔勤務形態〕統括ＳＳＷは週２９時間、他の５名は週１２時間勤務（学校のニーズに合わせて巡回訪問）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

鳥取県教育委員会の「教育相談体制充実のための手引き」、「ケース会議マニュアル」にあるＳＳＷの職務内容と連携の在り方をもとに、管理職や教育相談コーディネーターに対して周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

①については、行政懇談会や教頭会の研修（年１回）において周知を行った。教育相談コーディネーター対象の研修（年２回）では、①の内容を、具体的な事例をもとに演習を行いながら周知を図った。

上記以外の教職員に対しては、各中・義務教育学校区担当のＳＳＷが巡回訪問を行う中で、また、定例会議や支援会議に参加することで、理解の促進を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① 市教委配置のＳＳＷ・担当指導主事
- ② 県内ＳＳＷ

（2）研修回数（頻度）

- ① 市教委内研修 月１回
- ② 県教委主催研修 年５回

（3）研修内容

- ① 学校巡回訪問の状況確認・情報共有、研修内容の協議、ケース検討等
- ② 効果的な機関連携・ケース会議、学校理解、包括的アセスメントからはじまる支援のデザイン、児童虐待対応に関する法の理解、児童虐待対応におけるＳＳＷの動き

（4）特に効果のあった研修内容

①では毎月、具体的な事例検討を行った。互いに困っているケースを出し合い、今後の支援について協議することで、ＳＳＷの資質向上につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ 無 ）

（6）課題

本市ではＳＳＷの世代交代が進んでいるが、新任ＳＳＷに対する研修が十分とは言えない。学校からの要請が増える中で、月１回のケース検討会、県教委主催の研修に参加することも時間的に厳しい状況にある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】教育相談体制充実のための活用事例（①貧困対策）＜巡回型＞

○高校進学に当たり、学校や関係諸機関と連携して支援を行った本事業開始以来の継続ケース

祖父母（未成年後見人）に養育されている生徒が進学に当たって様々な不安を抱えている状況を教職員が察知し、訪問時に校区担当のＳＳＷに相談した。

中学２年の冬に修学旅行の参加費の準備に困ったことがあったため、入学諸費用に対する支援や奨学金制度についてＳＳＷがすぐに対応できるよう準備を進めており、ほどなく申請に係る支援を行った。あわせて、養育環境についても、民生児童委員や児童相談所等と連携して再調整を図った。

本生徒は、安心して希望する県立高校を受検し、合格。進学が決まった後は、高校のＳＳＷに本ケースの引継ぎを行って、本市ＳＳＷは義務教育９年間の支援を終えた。

【事例2】教育相談体制充実のための活用事例（①貧困対策、⑤非行・不良行為）＜巡回型＞

○家庭事情による望まない転校によって、親子関係が悪化し、外泊等の問題行動に至ったケース

本生徒の深夜徘徊・外泊、他校生徒との交友等の情報から性被害等が懸念される状態にあったため、学校を通じて警察関係の相談機関を紹介し、両親と本生徒の悩み等を受け止めてもらった。ＳＳＷは、地域等から情報を集め、親子の支えになっている祖父母に働きかけて両親と本生徒との関係調整を学校とともにに行った。早期にキーパーソンと関わりながら対応したことで、親子関係が好転し、本生徒の心の安定が図られ、問題行動が見られなくなった。

【事例3】該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

校区担当のＳＳＷによる巡回訪問を始めたことで、市内全小・中・義務教育学校への周知が進み、教育相談コーディネーターや管理職からの相談が増えてきた（学校訪問回数 前年比１．６倍）。学校で定期的に開催される不登校や生徒指導等の会議への参加要請も増え（支援会議参加 前年比２．１倍）、適切な助言や提案をして校内の支援体制や相談体制の構築に関わることができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

福祉や医療等専門的な視点からの支援を必要とする児童生徒が少なくないが、ＳＳＷの体制が十分でないため、学校のニーズに応じた対応ができていない。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷの配置人数、勤務時間が限られていること

＜解決に向け実施した取組＞

- ・統括ＳＳＷを置き、各ＳＳＷの事務的な業務の一部を負担し、学校等への訪問時間を確保

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

学校と関係諸機関との連携が進みつつある中、学校は、児童生徒や保護者と関係諸機関を直接つなぐ役割をＳＳＷに期待しているが、現体制ではかなり限定したケースにしか対応できない状況である。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷの配置人数、勤務時間が限られていること
- ・学校、ＳＳＷが地域資源を活用できていないこと

＜解決に向けた取組＞

これまで連携していなかった部局とも課題共有し、各地域で活用できる資源についての情報を集め、連携について考えていく。

松江市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校をはじめとする生徒指導上の課題のある事案にＳＳＷを配置・派遣し、保護者に対する支援や福祉関係との連携を行い、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図る。
- ・ＳＳＷがもつ社会福祉等の専門的な知識・技能を学校現場にも取り入れることで教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、全ての児童生徒の健全育成に向けた指導・支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・拠点とする中学校区を担当してアセスメントや該当児童生徒等への支援等にあたる「拠点校型ＳＳＷ」と、学校からの要請に応じて家庭支援等必要なケースに応じて該当学校に派遣する「派遣型ＳＳＷ」の配置・派遣を行った。

①拠点校型について

- 令和元年度は5中学校区に配置した。
- ケース派遣は、派遣型ＳＳＷだけでなく、拠点校型ＳＳＷも派遣型ＳＳＷとして活動できる。

②派遣型について

- 学校長の要請をうけ、市教委が該当の学校にＳＳＷを派遣した。
- 令和元年度は4ケースに3人のＳＳＷを派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 拠点校型ＳＳＷ5人・教員免許状、警察ＯＢ、心理士・年間62時間～220時間
- 派遣型ＳＳＷ12人（うち5人は拠点校型を兼ねる）・教員免許状、警察ＯＢ、心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師・1ケース1～4時間×103回

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・松江市スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項において、事業の趣旨や基本的な考え方、ＳＳＷの配置及び派遣、委嘱、職務内容、勤務形態、謝金等についての内容を記載している。
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業について、校長会や教頭会、生徒指導主任・主事連絡会等において事業説明を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・拠点校型ＳＳＷについては、拠点となる中学校の管理職に事業説明を行い、中学校区における小中管理職会、生徒指導部会等でのＳＳＷ活用についての周知を依頼した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・松江市委嘱のスクールソーシャルワーカー、松江市教育委員会生徒指導推進室員

（2）研修回数（頻度）

- ・松江市主催のスクールソーシャルワーカー活用事業に係る連絡協議会を3回実施。（内2回研修会実施）
- ・サポートワーカー（松江市単独事業）の研修会を4回実施（任意参加）
- ・県主催のＳＳＷ研修会（任意参加）
- ・他機関主催のＳＳＷ研修会（任意参加）

（3）研修内容

- ・「市福祉事業との連携について」「事例検討」
- ・「ＳＳＷの役割と支援の在り方について」

（4）特に効果のあった研修内容

- ・他県講師を招聘しての研修：「チーム学校時代のＳＳＷ活用事業」というテーマを柱に、他県のＳＳＷ活用事業の取組を知り、チーム支援の実際を知ることができる機会となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有・）

（6）課題

- ・ＳＳＷや市教委の参加だけでなく、参加者の幅を広げた研修会の実施。
- ・他機関との連携を含めた研修や連絡協議会の在り方、ならびに事例検討や講義・演習を通じてスクールソーシャルワーカーのスキルの向上をめざした研修内容の検討。
- ・スーパーバイザーの在り方の検討。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境による生活不安定生徒への活用事例（①家庭環境の問題、福祉機関との連携 ②関係機関との連携 ③非行・不良行為）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

- ・本児の校内での問題行動（ルールを守れない、対教師暴力、暴言）、他校生（異性）に関わる問題、家庭における生活状況や母親の養育に課題があったため、本児、保護者への対応、福祉等の関係機関へのつなぎのため、経験豊かなSSWが関わった。
- ・SSWがサポート会議や要対協議会議に出席し、学校や各関係機関との情報共有や連携の仕方等について、校内組織（校内生徒指導支援チーム）の一員として、チーム支援体制の役割の中、本児、本児家庭の支援にあたることができた。
- ・SSWが本児と別室で直接関わったり家庭訪問を実施したりすることで、関係を築きながら見立てを行ったり、本児に寄り添った対応を取ったりすることで、家庭も含めたネットワークの調整を図ることができた。
- ・対応チームのコンサルテーションにより、校内だけでなく、市教委も状況の変化を把握し、支援の方向性を学校とともに定めていった。

【事例2】不登校改善のための活用事例（①家庭環境の問題、福祉機関との連携 ②関係機関との連携④不登校 ⑦保健に関する問題）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

- ・本児のスマホ依存をはじめとした基本的生活習慣の課題、ネグレクト傾向にある家庭環境の不安定さ、さらに学校への登校渋りが見え始め、学校が保護者にSSWへのつなぎを行い、本児家庭にSSWが介入した。
- ・SSWが関係者会議に参加し、各関係機関と情報共有を行った上で、家庭訪問を実施し、保護者等との関係を築きながら見立てを行い、市福祉部局との連絡・調整を行った。
- ・SSWが本児保護者に関わることで、本児保護者の心の安定を図ることができ、市福祉部局及び相談機関へのつなぎをスムーズに行うことができた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校や閉じこもりがちな児童生徒に関わる支援において、家庭訪問や関係機関との連携を行うSSWの果たす役割が大きく、学校とのつながりの再構築や関係機関への通所に結びつくケースもあった。
- ・SSWの専門性を活かした派遣により、福祉や警察等の関係機関と連携することができた。
- ・SSWの関わりにより、学校における支援体制や教育相談体制の充実につながった。
- ・困り感を抱える保護者や学校にとってSSWが精神的な支えとなった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・拠点校型SSWについて、小学校での活用が十分ではなかった。
- ・SSWの職務についての各学校への周知が十分ではなかった。

＜課題の原因＞

- ・拠点校型SSWについては、小中連携の視点に立ち、中学校区での配置をしたが、中学校での対応の多さから、小学校での活用が十分ではなかった。
- ・関係機関との連携や福祉的視点による支援の組み立て等、他の支援員とは異なるSSWの動きについての説明が十分ではなかった。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・令和2年度の実施要項を見直し、SSWの職務内容を精査した。あわせて、拠点校型SSWという表現を校区型SSWとあらため、中学校だけの活用にならないように配置校へ周知を図った。あわせて、市担当者が学校訪問を実施し、管理職等へ事業説明を含めたSSWの職務の周知ならびに小中の連携について依頼した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・市としてのSSW活用事業に係る最終的な配置体系の在り方。（SSWの計画的な増員に伴う人員確保）
- ・SSWの専門的な職務や役割についての幅広い周知。

＜課題の原因＞

- ・児童、生徒の抱える課題が多様化、複雑化する中で、学校の規模に関わらず、SSWの必要性が高まっている。
- ・SSWの専門性をいかした効果的な活用についての周知が学校にできていない。

＜解決に向けた取組＞

- ・新任SSWを含めた計画的な研修会の実施。
- ・管理職会や生徒指導担当者会の周知だけでなく、市担当者による学校訪問や学校担当者のSSW研修会の参加依頼等を積極的に実施していく。

呉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 教育や福祉に関する専門的知識・技術や経験を有する者を学校等に派遣し、様々な課題を抱えている児童生徒、家庭等に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、生徒指導上の諸課題の解決を図る。
- 業務内容
 - ・生活環境に課題のある児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
 - ・支援に当たっての関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・支援における学校内のチーム体制の構築・支援
 - ・保護者の相談対応、教職員に対する助言、その他必要な情報提供や支援
 - ・教職員等の研修活動への参画

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会に配置し、学校からの派遣要請に応じて、学校や家庭、又は関係機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3人
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教員免許状
- ・勤務形態 学校からの申請による派遣型
- ・勤務時間 600時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

- ① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
年度当初に市内全小中学校に「呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業について」を通知するとともに、校長会等でも事業について周知している。
- ② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
市内の研究会で、SSWの役割や有効性について紹介し、校内で周知してもらうよう依頼した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー3名、教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- 事例研修会（月1～2回）
- 市の関係機関との情報交換会

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーとしての関わり方
- 個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- スクールソーシャルワーカーとしての学校や関係機関等との連携の仕方や適切な関わり方についての実践交流
- 事例検討会において、関わっている事案についてより良い支援の方法の検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）
- 活用方法 なし

（6）課題

- 今後、さらに厳しい家庭環境を抱える児童生徒への対応が考えられることから、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に向けた研修の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（④不登校）＜派遣型＞

（ケース概要）

小学生の時から登校しぶりがあり、中学生に進学してからもほとんどが欠席か遅刻である。家庭では、ゲーム中心の生活を送っており、一日中、家で過ごしている。母親の養育能力は低く、家庭環境は適切とはいえず、通学に必要な定期券も購入できていない状態である。

（支援内容）

2週間に1回程度家庭訪問を実施し、本人のアセスメントをしたり、困りごとを本人から聞き取ったりしている。学校やスクールカウンセラーと情報共有を行い、家庭生活の安定に向けた取組を行った。また、なかなか行動に移せない母親に、定期券の購入方法を伝え、資料を準備し、支援をした。

(支援経過)

定期的な家庭訪問を継続することで本人や家族の困りごとや希望を引き出していく。関係機関での発達検査に同行訪問し、今後の方針について相談する。母親が一人では十分に担えない行政手続きなどについて、適宜支援していく。

【事例2】家庭環境の支援が必要な児童のための活用事例（④不登校）＜派遣型＞

(ケース概要)

小学生の時から不登校で、登校する場合は、母が送迎していた。母子家庭で、母が仕事に出ると子どもの世話をすることが困難になり、本人は、ゲーム中心の生活習慣が乱れた生活になっていた。虫歯治療などの必要な病院受診も行われておらず、学校も保護者と連携できない状況であった。

(支援内容)

学校を通して、保護者と面談をし、祖父母との協力を得ることができ、病院受診につなげることができた。また、相談支援員につなげ、保護者と本人と相談をして、放課後デイサービスの利用を促した。ゲーム依存の状態を改善するために、小児科と連携をとっている。

(支援経過)

病院受診を勧め、祖父母が歯科医院に連れて行くようになった。ゲーム中心の生活から他のことに興味を持たせるために、2カ所の放課後デイサービスを受けることになった。そこで、運動する機会をもったり、生活習慣を整えたりしている。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーについての活用事例はなし。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校が抱えていた課題について、スクールソーシャルワーカーからの専門的なアドバイスや関係機関の紹介や連携により、解決に向けての取り組み方の方向性が見えるようになったり、福祉関係等への相談がしやすくなったりした。
- 職員会議やケース会議等に参加し、教員やスクールカウンセラー、関係機関職員等と協議することで、チームとしての取組を進めることができた。

派遣学校数 19 校（小学校 10 校、中学校 9 校、対象児童生徒数 32 名、複数回答）

解決 A	少しでも好転が見られた		支援中 F
	児童生徒について BC	家庭環境について DE	
3.1%	84.4%		12.5%
	15.6%	68.8%	

A 解決 B 支援中であるが好転（児童生徒の学校生活が落ち着いた）

C 支援中であるが好転（児童生徒の登校日数が増えた） D 支援中であるが好転（関係機関と連携できた）

E 支援中であるが好転（保護者と連携できるようになった） F 支援中

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカーの家庭への周知と早期の段階での働きかけ

＜課題の原因＞

- ・課題を抱える家庭に対する働きかけの難しさ

＜解決に向け実施した取組＞

- ・学校がスクールソーシャルワーカーの有効性を理解し、早期に対応できるように SSW の活用事例について研修をする。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・課題の未然防止、早期発見と支援の充実を図るためのスクールソーシャルワーカーの派遣方法の検討
- ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上に向けた研修の充実

＜課題の原因＞

- ・学校における当該家庭の課題や実態の把握とスクールソーシャルワーカーの的確な派遣方法
- ・専門職として様々なケースに的確に対応できるチームとしての技量

＜解決に向けた取組＞

- ・派遣拡充のための人材・財源の確保
- ・事例検討等を含めた技量向上のための研修会の内容の検討

下関市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・10人

資格・・・社会福祉士2人、精神保健福祉士1人、臨床心理士1人、教員免許5人
相談業務等に長期従事した者3人

勤務形態・・・校長からの派遣要請に応じて勤務（年間385時間、262日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」及び「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校や関係機関等に配付した。

また、生徒指導及び教育相談担当の研修会等でスクールソーシャルワーカーを活用した事例を紹介するなど活用方法を周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカー学校相談会を開催し、不登校や非行などの問題行動やネグレクト等の虐待が疑われる事案に対し、学校だけでなく専門的な視点が必要なケースについて、本事業を有効活用にするための相談会を行った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

・月に1回（2時間程度）

（3）研修内容

・ケースの検討会
・やまぐち総合教育支援センターSVによる研修（年1回）
・市教委主催の生徒指導及び教育相談担当研修会への参加

（4）特に効果のあった研修内容

・各SSWの専門性を生かし、問題解決のために活用できる制度・施設等の社会的資源について情報共有および資料提供を行い、課題解決に向けての検討を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（無）

（6）課題

・スクールソーシャルワーカーが、別の仕事をもっているため、研修会への参加が難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待の未然防止に向けた活用事例（①家庭問題、②児童虐待）〈SSWの配置形態：派遣型〉

○家族構成：本人（A男）、母親、兄

○家庭の状況：家庭内では、自宅内外に不要な物やゴミが散乱しており室内に足の踏み場がない。母は、定職に就いているが、金銭的に苦しい状況が続いている。「うつ病」と「適応障害」の診断で受診歴あり。母からの本人への関わりが乏しく、基本的な生活習慣の欠如にもつながっている。

○本人の状況：基本的な生活習慣が身についておらず、衛生面において課題がある。給湯器の故障等を母が放置し、風呂に入れないことから、自宅外の風呂に入りに行くことがあった。母の金銭管理の悪さもあり、本人は、食事がとれない状況も分かった。

○SSWの活用の効果

SSWが中心となり、食糧支援のためのフードバンク利用手続きを行った。本人はまだ体格的に平均身長より低いものの、1年間で身長12cm、体重10kgの増加となった。また、子ども家庭支援課につなぎ、児童扶養手当、福祉医療更新等の申請手続きのサポートを行った。また、社会福祉協議会につなぎ、経済的な支援や金銭面での母への指導を行った。現在も定期的に学校主催のケース会議を行っており、情報共有と支援状況の確認、課題の整理をすすめている。また、母の本人への無関心が児童虐待につながることから、児童相談所とも連携を図っている。

【事例2】児童虐待の未然防止に向けた活用事例（①家庭問題、②児童虐待）〈SSWの配置形態：派遣型〉

○家族構成：本人（B女）、母親

○家庭の状況：母子家庭で、母の養育能力が低い。B女は、基本的な生活習慣が乱れており、自宅の衛生面の悪さや家庭学習の困難さが、学校生活にも影響を及ぼしている。

○本人の状況：B女には、学校生活を前向きに頑張りたい気持ちがある。

○SSWの活用の効果

SSWが母の相談役として関わり、母を各機関につなぎ、食事面での課題についてはフードバンクを利用し食料支援を行った。学校を中心に、市役所（生活支援課、子ども家庭支援課）、民生委員が母親に関わり、経済面と学習面の支援体制が整い、SSWの支援を終了した。

【事例3】活用事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校への支援は、小学校14校、中学校17校、高等学校1校の合計32校に対し行った。児童生徒への支援は、小学生10人、中学生16人、高校生1名、27人の支援を行い、262日、385時間の派遣を行った。そのうち18ケースにおいて事態の好転が見られた。
- ・教育委員会主催の生徒指導や教育相談担当研修会にSSWも参加したことで、学校の生徒指導および教育相談体制を理解した上で支援することができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・専門性の高いSSWの人材を確保すること。
- ・多様化・複雑化する課題に対応できるSSWの資質向上を図ること。

<課題の原因>

- ・SSWのスキルアップと人材育成および人材確保の困難さ。

<解決に向け実施した取組>

- ・毎月1回、SSWの研修会を行った。
- ・スーパーバイザーを招いてのマニュアル研修会を行った。
- ・県主催のSSWのリーダー研修会、SSWのスキルアップ研修会の案内。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・多様化・複雑化する課題に対応できるSSWの資質向上を図ること。

＜課題の原因＞

- ・社会問題から起因している家庭問題、SNSを利用したネットトラブル等の新たな生徒指導上の問題など、課題が多様化・複雑化しているが、多様な支援体制、支援方法を確立するには、より一層のSSWのスキルアップが必要である。

＜解決に向けた取組＞

- ・毎月1回に開催しているSSWの研修会の中で、対象児童生徒の課題を共有し、課題解決に向けた検討を行う。その中で、各SSWの専門分野からの意見をもとに、支援方法を協議する。
- ・現在、複数の専門分野についての研修資源となる資料作成しそれをもとに研鑽できる体制づくりをすすめている。

高松市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

S S Wの社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

高松市立の全ての中学校にS S Wを配置している。また、中学校区の小学校からS S Wの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているS S Wを派遣している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 １３名

〔資 格〕 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、臨床心理士、介護支援専門員、子育て支援員、産業カウンセラー、児童福祉司任用資格

〔勤務形態〕 原則１日６時間、週５日程度とする。

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

S S Wは、配置された中学校及び派遣された小学校において、児童生徒及び保護者への支援や、教職員から求められる内容に応じた教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。これらについては、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市S S W配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校における教育相談体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・S S W合同研修会を開催し、講話やグループ協議を行った。また、S S Wの業務内容や相談方法等について、教職員や児童生徒及びその保護者に広く周知するため、「高松市スクールソーシャルワーカーパンフレット」を作成し、各高松市立小・中学校に配布した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象 高松市S S W（１３名）

（２）研修回数（頻度） 年間８回

（３）研修内容 活動状況の報告、事例研究、情報交換、関係機関との情報交換・協議 等

（４）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。S S Wは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有していても、ケースに応じた的確な支援活動を推進するために、学校や地域の実態についての理解を深めておくことが重要である。S S Wとしての心構えや、教職員や生徒、保護者とのコミュニケーションの取り方の工夫、効果的な支援が展開できた事例や課題の残った事例などを共有することで、S S Wとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（ 有 ・ 無 ）

（６）課題

- ・ 市単独でのスーパーバイザーの設置及び研修体制の整備、研修プログラムの充実。
- ・ S S Wの増配置に向けた人材の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】母子家庭支援のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

母親、中3、中2の3人世帯で、家のごみ屋敷の状態にあった。母親が精神疾患をもっていることから、医療機関や市障がい福祉課と連携しながら、ひとり親支援のヘルパーの利用を経て、障害福祉サービスへ移行した。母親がお金をうまく管理できず、月末になると食べ物に困る状態になるため、子ども食堂やフードバンクを利用して乗り切っていた。学校諸費の未納については、生活福祉課と連携して、少しずつ納めてもらえるよう調整した。子どもは二人とも低学力であったが、市の学習支援の利用や地区の民生委員の学習支援の活用によって、少しずつ学力がつき、希望する高校に合格することができた。

【事例2】障がいのある生徒のための活用事例（⑦その他（発達障害等に関する問題））＜SSWの配置形態：拠点校型＞

生徒は場面緘黙で、知的水準が低い状況にあったため、本人及び保護者と面接を行い、療育手帳の交付申請を行った。母子家庭内に身体障害者の叔父が同居しているが、介護を担う祖母から叔父への暴言があったり、祖母と母親との仲が険悪であったりして、生徒にとっては家庭が落ち着いた環境ではなかった。そのため、高松市障がい福祉課や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターと連携し、役割分担を決めて支援に取り組んだ。その結果、叔父のショートステイや祖父母のデイサービス利用が決まり、家庭が落ち着きを取り戻した。生徒は、教室内で友だちと関わるできるようになり、欠席なく登校するようになった。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑧性的な被害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

支援対象となったのは、中学1年生女子生徒（A子）である。当初は、希死念慮を思わせるような言動や自傷行為があったことから、SSWが児相へA子に関する情報提供を行っていた。その後、本人とSCとのカウンセリングの中で、義父から性的な被害を受けている可能性があることが分かったため、SSWが中心になり、児相担当者を交えてケース会議を開催した。教職員と児相担当者等が情報の共有と支援方針についての共通理解を図り、本人の心のケアに努め、母親の相談にのるなどの支援を行った。現在も、児相と連携しての支援を継続している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

継続支援対象児童生徒への支援状況を見ると、「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の事案の合計が全体に占める割合は、平成29年度は37.4%であったが、平成30年度は31.1%となり、令和元年度は22.0%であった。解決・好転の割合は低下しているが、これは問題の複雑化や深刻化が進み、解決が容易でない事案が増加していることの表れであるといえる。現に、令和元年度は、家庭や関係機関への訪問の合計回数が前年度より約19%増加しており、SSWが学校と家庭・地域のパイプ役として機能していることがうかがえる。年度や校種をまたいで粘り強く継続支援をしているケースが多数あり、SSWの役割は学校において欠かせないものとなっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

本市では、現在SSWの拡充に努めており、その中で、次のような課題が生まれている。

①新規採用SSWの知識や技術を向上させるためのよりよい研修体制の整備

②SSWを志望する者のうち、資格や適性のある者の確保

＜課題の原因＞ ＜解決に向け実施した取組＞

記載していない。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

教員、専門職、関係機関がもつ情報や問題認識の相違から、支援の仕方にズレが生じることがある。

＜課題の原因＞

生徒や家庭が抱える問題やその要因が多様であったり、複雑に絡み合っていたりすること。

支援のために必要なケース会議等を開催する時間的な余裕が不足していること。

＜解決に向けた取組＞

支援方針の確認や、進捗状況の把握をするためのケース会議等を定期的に行うことや、地域資源の更なる掘り起こしと連携に努める。

教職員の働き方改革の一層の推進を図る。

高知市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校及び日常の生活を営む上で、課題の解決を要する児童生徒とその家族及びその児童生徒を取り巻く環境、学校、社会、制度等を対象として、ソーシャルワークの専門性と福祉の知識を駆使した支援活動を行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

S S Wを高知市教育研究所に配置し、高知市立学校の中から高知市教育委員会が指定する学校にS S Wを派遣する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 1人

資格 教員免許

勤務形態 原則1日7時間以内 週20時間を超えないように設定時間数内で勤務

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定状況・周知方法

「高知市教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」を作成している。学校には訪問して管理職に説明し、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

不登校支援担当者の連絡会や研修会において、S S W活用についての周知を図った。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

S S W

（２）研修回数（頻度）

月2回程度の連絡協議会

（３）研修内容

- ・ スクールソーシャルワークについて
- ・ペアレントトレーニングについて
- ・ 関係機関について
- ・ 虐待防止について
- ・ 小中連携について
- ・ S S Wについての振り返り

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ 虐待防止について「虐待対応の手引き」（文部科学省令和元年5月9日）を元に、S S Wとして虐待が疑われるケースについて迷いなく対応に臨めるよう具体的な対応方法について確認した。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

O S Vの設置 （有 ・ 無）

（６）課題

S S W資質向上のための研修体制をいかに整え、効果的な内容としていくか。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策 ⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

状況 離婚した夫から養育費などの経済的援助がない状態で母親が3人の子どもを一人で養育し始め、生活に困窮していた。また、子ども2人には発達障害があり、そのうちの一人には登校しぶりも出始めたため、母親は仕事にも支障が出始め悩んでいた。生活保護の申請を学校が勧め、生活保護を受給できるようになったことから経済的に逼迫した状態は改善したが、その後も母親の不安定な状態があったためSSWに母親対応の依頼があった。

対応 定期的に母親の相談にのる中で、発達障害のある子どもへの対応にも苦慮していることが見取れたので、母親の負担をできるだけ軽減するため放課後デイサービスの利用を勧め、障害者相談センターと連携した。臨床心理士が常勤している事業所に、担当者と母親とSSWで見学に行く予定をしていたがコロナウイルスの感染拡大に伴って施設の受け入れがストップし利用には至っていないが、訪問による相談を定期的に行っている。

成果 SSWが継続して定期的に相談を受けることで母親の精神的な受け皿となれ、母親が安定することで子どもの状態も落ち着いてきている。

【事例2】不登校問題のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

状況 昨年より継続の不登校事例。前年度に登校までの支度支援をしてもらう福祉サービスにつなげたことから順調に登校できていた。しかし、進級後再び1学期末から欠席がちとなり、2学期には殆ど登校できなくなった。福祉サービスの事業所にも来てもらっても登校できないからと母親が断りの連絡をし、利用がなくなっていた。

対応 校内支援会の中で状況と対応を確認し、SSWは週1回程度の訪問を開始した。本児は自閉症で会話が困難なため、母親から話を聞き、家庭での母子の様子をじっくりと観察した。学校の管理職、担任、関係機関（障害者相談センター、福祉作業所の相談支援員）、SSWのメンバーでケース会を開催した。SSWが家庭訪問の様子から見立てたことをもとに、その後のアプローチをそれぞれ立場から明確にした。

成果 それぞれが、ケース会でやろうと決めたことを実行することにより良い変化が現れた。担任は、家庭訪問し、支度支援の福祉サービスの場に立ち会うことで週1回のペースでも登校できるようになった。今後は徐々に福祉サービスだけにシフトしていくことが目標である。また、両親に来校してもらい、対応策について話すことによって修学旅行に参加できた。

【事例3】「性的な被害」「ヤングケアラー」のための活用事例は該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度のスクールソーシャルワーカーの支援数は、2校で19ケース（3月末）である。両校とも、背景の厳しい状況の家庭が多く、また、様々な要因が複雑に絡み合っており、子どもや保護者との関係性を深めるためには時間を要することからすぐには解決に至らない。「問題が解決した」や「支援中であるが好転した」の割合は合わせても11%であったが、同じSSWが関わり続けることで、着実に関係性はよくなってきている。また、問題が起こってからではなく、日常生活の中で児童生徒と顔を合わせることも増えてきており、学校や関係機関との連携もさらに図れたことは成果である。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決にむけ実施した取組

＜課題の概要＞SSWが効果的に活用されていない。

＜課題の原因＞SSWを予防の観点でも活用するという周知ができていなかった。

＜解決に向け実践した取組＞不登校支援担当教員の連絡会や研修会でSSWに対する理解促進を図ったことに加え、児童生徒や教職員と関係性が築けるようにSSWが定期的に学校を訪問し、授業の様子等の見取りも実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞関係性を築くことが難しいケースや虐待ケースなどへの対応。

＜課題の原因＞「チーム学校」としての動きの弱さ。

＜解決に向けた取組＞複雑化するケースに対して、より迅速かつ適切に対応できるように、資質向上のための研修時間の確保と研修内容を厳選していく。また、学校に対してSSWの効果的な活用の在り方の周知を図る。

久留米市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士の専門的な知識や技術の資格を有するＳＳＷを各学校の依頼に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の置かれた環境に働きかけ、関係機関などとのネットワークを活用しながら、課題解決や状況改善を図ることを目的。

（2）配置・採用計画上の工夫

社会福祉士資格の専門職枠で採用した市職員１名と任期付短時間勤務職員５名がＳＳＷとして教育委員会に常駐、派遣型。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○６名（１名は常勤職員、５名は任期付短時間勤務職員）

○資格：社会福祉士を有する者　３名・社会福祉士と精神保健福祉士を有する者　３名（うち１名は介護福祉士も所持）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し、各学校へ配布。年度始めの定例校長会や教頭会にて手引きを元に派遣の流れについて確認を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各小中学校のいじめ・不登校対応を行う教職員に向けた研修会でＳＳＷ活用事業の目的や活動の概要、事例紹介をし、活用について周知を図る。さらに、各小学校の養護教諭の研修会にアドバイザーという立場で参加をし、ＳＳＷの視点からコンサルテーションを実施した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：スクールソーシャルワーカー６名

（2）研修回数（頻度）：①ＳＳＷ連絡会議（年９回）　②ＳＳＷに係る人材育成職場研修（２回）

（3）研修内容：①事例検討会　②庁舎内のＳＷ職によるネットワーク強化とさらなる専門的知識を習得し、資質向上を図る。

（4）特に効果のあった研修内容：月１回の事例検討会に参加することで、他市での支援事例や取り組みを学ぶことが出来た。

さらに同教育事務所管内の方と交流を行うことが出来、顔の見える関係性を構築することが出来た。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：有

○活用方法：社会福祉分野の大学教授をスーパーバイザーとして配置（月３回程度）。ＳＳＷとしての経験年数１年目の採用が多かったこともあり、個人ＳＶを中心に１対１でのスーパービジョンを実施。

（6）課題：多様化・複雑化する相談依頼に対し、適切な対応や支援が出来るようＳＳＷの人材育成を行っていく必要がある。

その為には安定した人材の確保、資質向上に向けた研修体制などを整えていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校傾向にある生徒の生活状況改善を図るための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型＞

（概要）小学生高学年男児。母と２人暮らし。数年前に両親が離婚。以降は母が正社員勤務していた為、本児は１人で過ごす時間が増加、次第にゲーム中心の生活（昼夜逆転）から不登校となる。その後、母は持病が悪化し退職。本児の不登校・引きこもりも深刻化し、母の再就職も困難、生活もままならない状態となり学校より母へＳＳＷ活用を提案され支援介入。

（支援内容）

○学校から本児についての情報収集。学校職員同席のもと保護者面談実施。本児の状況（困り感）を確認するため、ＳＳＷが家庭訪問することを提案し了解あり。本児の相談機関等（発達障害者相談支援センター、医療機関等）について情報提供。

○経済面安定を図る為、就学援助制度、国民健康保険料について情報提供、窓口同行。

○自立生活支援センター（困窮者相談窓口）に母を繋ぎ、家計見直し、就労（ハローワーク）、修学（無料塾）支援を提案。

（改善要因・課題）関係機関と連携を図ったことで、母が再就職して世帯の経済状況も安定。本児も学習の遅れを取り戻そうと努力し、不登校も改善傾向。今後は、学校や関係機関と情報共有しながら見守りを継続していくことが課題である。

【事例 2】小学校高学年時より家庭環境改善の為の支援介入事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）＜派遣型＞

（概要）中学生女子生徒。小学校高学年時より不登校傾向。自宅のゴミが散乱し片付けられない状況がみられるなど児童虐待（ネグレクト）、不登校傾向にて家庭環境改善目的の為支援介入。昨年度はほぼ全欠状態。

（支援内容）

○本児の生活リズムと家庭環境改善・調整の目的にて精神科病院へ入院。服薬調整や対人との交流など人間関係構築を図る。

○退院後は本児との面談を定期的に行い、思いを確認。学校や関係機関等とケース会議を実施し、情報共有。

○本児より“家を出たい、施設に行きたい”との希望あり、施設入所にむけて見学、体験利用の同行。

（改善要因・課題）学校や関係機関などと定期的にケース会議を実施することで、課題を整理しそれぞれの役割を明確化することが出来た。さらに入院をすることで本児の生活力を確認することが出来、社会との繋がりを幾分か構築することが出来た。しかしながら、本児の精神的な不安定さは持続している為、学校、関係機関などで家庭全体を見守っていく必要がある。

【事例 3】のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜派遣型＞

（概要）中学生男子生徒。小学生、未就学の弟がいる。母がうつ状態で退職した為、生活保護受給開始。本児が家事や弟の世話を理由に学校を欠席することが増加。本児の困り感を聞いてもらえないか、とのことで学校より依頼を受け支援介入。

（支援内容）

○要保護児童地域対策協議会管理ケースである為、市の家庭子ども相談課とともに家庭訪問に同行。

○学校、関係機関とのケース会議を実施し、家庭全体の状況について情報共有を図る。

○母の病状把握などを目的に訪問看護導入を提案、今後障害福祉サービス導入を検討。関係機関との連絡調整を行う。

（改善要因・課題）弟を保育園に預けられるようになったことで、本児も安心して登校出来るようになった。しかしながら、緊急時の対応（病児保育、ヘルパーの利用）や本児の卒業後の進路確保は今後の課題である。

【4】 成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成 25 年から教育相談チームを発足。令和元年度は平成 30 年度より 1 名増員し、市職員 1 名を含めた S S W 6 名の配置としたが、1 名が産休育休に伴い、5 名体制となる。支援件数は 160 件。不登校、発達障害、貧困問題などの課題を抱えた児童生徒、家庭へ支援介入。学校訪問 880 回、家庭訪問 659 回、関係機関への訪問 264 回。校内ケース会議や関係機関等とのケース会議件数は 188 件であった。徐々に S S W 活用が周知されることで学校、関係機関等との連携が取りやすくなり課題解決への方向性が明確化された。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞未然防止や早期発見、予防的な支援が必要となっている状況の中で派遣型であると十分なかかわりは難しく、困難な環境となってしまった後での介入となっている。

＜課題の原因＞人材の安定的な確保が出来ず、派遣型である為、早期発見・予防的視点での対応が不十分。

＜解決に向け実施した取組＞スーパービジョンを効果的に活用し、資質向上と人材育成を行う。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞人材が安定的に確保されておらず。入れ替わりが多い。その為、経験豊富な即戦力が定着せず、S S W 活用の実績評価が難しい。

＜課題の原因＞S S W 自身が安心・安定して業務が遂行・継続できる環境が十分に整備されていない。

＜解決に向けた取組＞雇用条件を少しずつ改善し、S S W の資質・能力の向上を図る為の支援体制を充実させ、より効果的な配置を検討していく。

長崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒及び保護者への支援とともに、関係機関と連携し、児童生徒の置かれた環境への働き掛けを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ＳＳＷを長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行う。
- 採用においては、福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者、または福祉や教育現場において活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者とする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：9人（うち1人スーパーバイザー）

資格：社会福祉士3人 精神保健福祉士2人 その他社会福祉に関する資格2人 教員免許2人
心理に関する資格2人 その他ＳＳＷの職務に関する技能の資格1人（複数資格取得者有）

勤務形態：市の嘱託職員として、週5日、1日6時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ＳＳＷ活用事業に関する実施要項、運用細則、服務規程、業務内容についての冊子を作成し、全小中学校へ配付するとともに、趣旨等を説明した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談に関する悉皆研修内で事業説明をするとともに、全小中学校に訪問等で事業説明を行った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ＳＳＷ9人、事業担当指導主事1人

（2）研修回数（頻度）

- ①ＳＳＷ基礎研修（4月に4回実施）
- ②定例事例研修会（毎週月曜日午前）
- ③外部専門家による研修会（月2回程度）
- ④教育相談夏季研修講座（7、8月に6回実施）
- ⑤県教育委員会が主催する研修会（年3回）

（3）研修内容

①ＳＳＷ基礎研修

ソーシャルワークの基本理念、ＳＳＷとしての役割等に関する研修

②定例事例研修会

対応事例についてＳＳＷ同士による協議、担当指導主事からの指導助言

③外部専門家による研修会

福祉や司法の専門家を招聘しての講義や指導助言による事例研修

④教育相談夏季研修講座

子どもの疾病と対応、保護者対応、アセスメント技法等教育相談に関する研修

⑤県教育委員会が主催する研修会

ＳＳＷとして必要となる知識や技能に関する研修

（4）特に効果のあった研修内容

外部専門家による研修会（社会福祉協議会勤務の社会福祉士、弁護士）では、ケースにおける社会資源や法に基づいた解釈など専門家による指導で事例に対する対応の種類を学んだ。また、研修会だけではなく、普段から相談できる関係を作り、多岐にわたるケースの相談ができている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

教育委員会内にスーパーバイザー1人を配置し、学校との調整やケースの確認等を行った。

（6）課題

ＳＳＷの役割が不登校支援にとどまっているため、不登校ではない児童生徒の家庭への支援や学校への福祉の専門職としてのメゾ支援での関わりを増やす。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済問題解決のための活用事例（①貧困対策）＜派遣型＞

- 状況 遺産相続問題により母子で世帯をもつが、家庭の経済状態が悪化し、ガス・携帯等が止められ、高校への受験費用にも困っていた。
- 対応 社会福祉協議会につなぎ、生活保護申請や債務整理を行う。法テラスを利用し、遺産相続について相談した。
- 成果 生活保護受給、遺産相続の手続きにより生活が安定した。夜間就労をやめることで本人と向き合う時間が増え、本人の変容へとつながった。希望する高校へ進学することができた。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（②児童虐待）＜派遣型＞

- 状況 父親の死をきっかけに母親がアルコール依存となり、養育に影響が出てきた。
- 対応 市福祉部の家事支援サービス、生活保護を申請し、生活の安定を図る。市保健部と連携し、アルコール依存症の改善を図る。
- 成果 母親が精神科病院へ入院し、本人が祖父母宅で生活することで安定した生活となった。退院後は様々な福祉支援を受けることで、安定した家庭生活を送れている。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜派遣型＞

- 状況 母親の死をきっかけに、家事と学校生活の両立を強いられ、本人が体調不良になるほど負担があった。
- 対応 児童相談所へ連絡し、本人からの相談でいつでも対応できる体制づくりを行う。相談支援事業所（弟で利用）と情報共有し、家事負担の軽減を図る。SCとの定期的な面談で心の負担軽減を図る。
- 成果 本人が福祉支援を知ったり、心理面でのアプローチがあったりすることで安心感につながり、家事と学校生活の両立が無理なく行えるようになった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWの活動に関する学校への調査においては以下の結果となり、一定の評価が得られた。

福祉機関との連携：	行いやすくなった	69%	どちらかと言えば行いやすくなった	19%
課題への学校の対応：	早くなった	63%	どちらかと言えば早くなった	25%
課題の解消：	増えた	69%	どちらかと言えば増えた	25%
支援策の提示：	行われた	75%	どちらかと言えば行われた	25%
支援における有益な提案：	有益な提案がなされた	75%	どちらかと言えば行われた	25%

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

SSWが安心・安定して業務が遂行・継続できる諸条件の整備（個々の経験や対応力・状況に合わせたサポート体制、継続雇用が可能となる雇用条件等の改善等）。

＜課題の原因＞

SSW活用事業の開始段階では、まずは学校で活用されることを目的としてソーシャルワークの専門性に限らず、様々なケースに対応した。そのため、学校からの多岐にわたる支援依頼となり、一人一人にかかる負担が大きくなった。

＜解決に向け実施した取組＞

SSWの専門性が十分に発揮される支援に向けて学校と協議・調整するためのスーパーバイザーを配置した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

SSWの役割が不登校支援にとどまっているため、不登校ではない児童生徒の家庭への支援や学校への福祉の専門職としてのメゾ支援での関わり。

＜課題の原因＞

SSWの役割、専門性についての周知

＜解決に向けた取組＞

担当者に対する説明会に加え、年度初めに担当指導主事、スーパーバイザーが全小中学校を訪問し、SSWの役割、専門性について説明した。

佐世保市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけを行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

児童生徒の情報が集まりやすい青少年教育センターに配属し、小中学校に定期巡回訪問を行うことで、早期対応等効果的な活用ができるようにしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 ４名 （佐世保市雇用４名）

資 格 社会福祉士４名 （うち２名は精神保健福祉士の資格も保有）

勤務形態 臨時職員 市雇用 １日７時間勤務を週３日、年間４０週勤務を行う。

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

年度当初にスクールソーシャルワーカー配置事業実施要項を定め、その中で、事業の内容、派遣方法、活用方法等を定め、年度当初に市内の全小・中学校に配置し周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校長会、教頭会での説明
- ・生徒指導担当研修会や部会での説明

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

市内に配置されているＳＣ及びＳＳＷ

（２）研修回数（頻度）

年２回

（３）研修内容

ＳＣ・ＳＳＷ実績報告、ＳＣ・ＳＳＷの引継ぎについて、ＳＣ・ＳＳＷの連携に関する協議

（４）特に効果のあった研修内容

ＳＣ・ＳＳＷの連携に関する協議ではお互いの事例を持ち寄り、それぞれの立場からの意見を出し合うことにより、それぞれの立場での事例に対するアプローチや、連携の方法などを知ることができ、今後の相談活動への大きなプラスになった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ 有 ・ 無 ）

○活用方法

（６）課題

- ・研修会の回数を増やす。
- ・関係機関と連携した研修の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】⑦その他（発達障害等に関する問題）のための活用事例 ＜SSWの配置形態：派遣型＞

【基本情報】

- ・母子家庭で、両親離婚前に家庭内トラブルを抱えていた様子。
- ・本児は小学校中学年より友人トラブルが目立つようになり、こだわりの強さ等発達の課題も感じられる。

【相談時の課題】

- ・気分の変動が激しく、友人とのトラブルを頻繁に起こす。教師から指導を受けると反抗的な態度をとり、時には暴言、暴力も見られる。一旦関係性が悪くなると、修復が難しい。
- ・保護者と連絡がつきにくく、連携が難しい。

【SSWをどのように活用したか】

- ・本児、母への直接介入や関係機関からの情報収集にて課題の整理を行い、必要な支援や繋ぎ先を検討。

【チーム学校に対しての対応(要対協)】

- ・子ども支援課…家族（別件）への対応を継続し、状況に応じて学校やSSWとも連携して家庭を支える。
- ・児童相談所…本児への発達検査等実施、家庭環境も視野に入れた総合的な見立て、支援の検討を行う。
- ・学校…別室の利用等、本児の状況に応じた対応ができるよう学校内の環境整備を行う。
- ・SSW…児童相談所や病院等への繋ぎ。情報集約、関係機関との連携。

【SSWが介入した成果】

- ・本児や母に寄り添い、児童相談所への相談や病院受診へと繋いだ。
- ・関係機関の情報集約により、多機関が連携した支援が実施されるようになった。

【今後の課題】

- ・措置変更等、学校での支援体制を整える。
- ・病院との情報共有を適宜行い、病院と学校との連携を継続する。

【事例2】⑦その他（母親の精神疾患による影響）のための活用事例＜SSWの配置形態：派遣型＞

【基本情報】

- ・父母、娘3人(初回相談時は小学生)の家庭。
- ・母は精神疾患あり病状不安定。リストカットを繰り返す。

【相談時の課題】

- ・初回相談は「子ども同士のけんかが原因で保護者を巻き込みトラブル」
- ・母の不安定に子どもが翻弄され、仕事で多忙の父に代わり、学校欠席して対応している。
- ・母は突然激高し、学校や近所の住民、子どもの友人の保護者などとトラブルを繰り返す。
- ・父は母や子どもに関わっているが、家族の周りに協力者が少なく、母が孤立している。

【SSWをどのように活用したか】

- ・母の困り感を解消するため、相談先としてSSWが介入した。
- ・家庭の困り感を整理するため、関係機関からの課題の整理を行った。
- ・母の精神的な不安定さを解消するため、精神科への受診環境を整備し、医療機関との情報共有を行った。
- ・学校への不信感に対応するため、SSWが窓口となり、母の困り感を解消することを目的に、学校と情報共有し、対応を検討した。
- ・子ども支援課と、支援状況を共有した。

【SSWが介入した成果】

- ・家庭の課題を整理し、母の困り感を一定解消できた。
- ・母の置かれた環境に配慮し、関係機関による統一した支援を検討できた。

【今後の課題】

- ・カウンセラーの活用により、子どもたちの心のケアを行う。
- ・子どもたちの健全な成長のため、母の精神不安定等の問題に対して、学校を取り巻くチームでの対応を行う。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの対応実件数、延べ対応件数ともに急増している。H29 年度の実件数 115 件、延べ対応件数 2,520 件、H30 年度の実件数 216 件、延べ対応件数 3,796 件、R 元年度の実件数 600 件、延べ対応件数 4,607 件である。家庭環境の調整や相談者と関係機関とのつなぎ、また学校と相談者、関係機関との調整にあたるなどスクールソーシャルワーカーの有用性を感じている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

令和元年度は 4 名の S S W が臨時職員として勤務していたが、急増するケースに対応するため S S W の増員が望まれる。

<課題の原因>

試行的に 9 月より巡回訪問を行ったところ、S S W の対応件数が急増した。

<解決に向け実施した取組>

S S W を 2 名増員した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

令和 2 年度より 2 名増員され、6 名の S S W が会計年度任用職員として勤務しているが、対応件数はさらに急増することが見込まれる。そのため、S S W の効率的な業務体制を整備する必要がある。

<課題の原因>

巡回訪問による業務が増加し、増加したケースの対応・記録が大幅に増加している。そのため、当センターと小中学校への移動回数や時間、内勤業務のための時間確保が難しくなっている。

<解決に向けた取組>

- ・対応ケースの精選
- ・ケース記録の効率化を図るための工夫と、効率よく記録を入力できるようなシステムの構築

大分市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行う。
- ・児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけるとともに学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・嘱託職員であるスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）の採用人数を２２名から２４名に増員し、市内全小中学校及び義務教育学校に配置した。
- ・正規職員である主任ＳＳＷ５名を配置し、スーパーバイズの役割を担うことで、ＳＳＷの相談・支援に係る知識・技術の向上を図る

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 〈配置人数〉 ２９名（嘱託職員２４名・正規職員５名）
- 〈資格〉 社会福祉士１９名、精神保健福祉士８名、教員免許状９名、介護福祉士２名、介護支援専門員４名
- 〈勤務形態〉 嘱託職員勤務 月１７日 １日７．２５時間
正規職員勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- 〈策定の状況〉 配置の目的・ＳＳＷの職務内容・活用上の留意点・ＳＳＷマネージャー（担当者）の役割等
- 〈周知方法〉 担当者が参加する連絡協議会を活用

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 〈研修の実施〉 児童生徒の問題行動の背景にある虐待やネグレクト、貧困等の問題や、福祉の専門家であるＳＳＷの活用と連携の在り方について講義と演習を行った。
- 〈理解促進〉 担当指導主事が全小中学校及び義務教育学校を訪問し、教職員の理解促進を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ＳＳＷ

（2）研修回数（頻度）

- ・集中研修（４月の３週間） ・研修会（月１回） ・カンファレンス（月１回）
- ・事例検討会（年３回） ・連絡協議会（年２回）※各学校から校長等管理職、担当者も対象

（3）研修内容

- 〈カンファレンス〉
 - ・支援の難しいケースについて出し合い、ＳＳＷ間で助言し合う。
 - ・指導主事も参加し、教職員との連携の在り方について指導助言を行う。
- 〈事例検討会〉
 - ・支援が行き詰っているケースについてＳＳＷが概要をまとめる。
 - ・講師を招聘し、今後の支援について助言を受ける。
- 〈連絡協議会〉
 - ・事業内容について ・担当者とＳＳＷの打ち合わせ
 - ・実績報告 ・実践発表
- 〈研修会〉
 - ・服務規律 ・虐待ケースの対応 ・障がい特性の理解 ・人権・同和教育 など

（4）特に効果のあった研修内容

- ・児童相談所を訪問しての研修は、虐待対応等その後の支援につながった。
- ・定期的にカンファレンスを実施することにより、より適切な支援につながった。
- ・全国的にも先進的な取組をしている地域の方を講師として招聘し、研修を開催することができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

正規職員として主任ＳＳＷ５名を配置し、市役所の福祉部署の職員を併任することにより、虐待対応等に係る連携をはじめ、福祉等の関係機関との連携を図る。主任ＳＳＷが、学校に配置されたＳＳＷとの同行支援や相談支援を行い、資質能力の向上を図る。

（６）課題

- ・ より専門性の高い支援を行うため、ＳＳＷの相談スキルの向上を図るなど人材育成が必要である。
- ・ 引き続き主任ＳＳＷが福祉部署の職員を併任することにより、福祉等の関係機関との連携を一層強化し、組織的な教育相談体制の充実に努める。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：いずれの形態にも該当しない＞

本人は小５の時に転校した先でいじめに遭う。母親が学校に相談し、いじめは解消するが、小６の時には行き渋りや欠席が多くなっていた。その後、中学校に進学するも、携帯電話を持っていないことでＳＮＳの話に入ることができず一人になることが増えた。そのことから対人不安となり人目を避けるようになり、もともと勉強も得意ではないこともあり、学校に行くことができなくなった。中２になっても状況が変わらないため、母親が心配して担任からＳＳＷに相談があった。

本人は学校という言葉聞くだけでも嫌がり、教師や他生徒と会うことに強い拒否反応を示す。母親は、昼夜逆転しゲームや音楽を聞いて過ごす本人の姿が怠慢に見えて、叱咤激励して登校を促していた。本人が元気づくこと、安心して過ごせる場所づくりが先決と考え、母親に登校刺激することをやめて、しばらく見守るように勧めた。２回目の面談時に、教育支援教室について情報提供したところ、母親は興味を持ち、その後、本人は嫌々ではあったが見学に行った。そこで担当心理士と親しくなったことをきっかけに通級が始まり、本人にとって居心地の良い場所となった。また母親も、適応指導教室で開催される親の会を紹介されて参加し、自分の家庭だけではないこと、悩みを分かち合うことでほっと胸をなでおろすことができた。継続して母親面談を行い、担任と教育支援教室の担当者と情報共有した。次第に本人の外出する回数が増え、また母親も今の状況を受け止めるようになった。しかし本人が中学３年生になっても、相変わらず登校に対しては強く拒絶していることから、継続していた面談時にフリースクールの情報提供を行った。母親と本人が見学に行った際に、すでに通っている生徒と本人が親しくなり、本人の強い希望でフリースクールの利用を始めることになった。

本人は教育支援教室に行きながら、並行してフリースクールにも通うことができている。他生徒との交流を楽しみにしており、以前にも増して笑顔が見られるようになった。高校も同じフリースクールで学ぶことに決めている。また、本人の居場所が広がり、自信がついている様子に、母親も安堵している。

【事例２】児童虐待のための活用事例（②児童虐待）＜ＳＳＷの配置形態：いずれの形態にも該当しない＞

国外で生まれ、２歳から日本で生活。父親と兄は他市で暮らし、本人は外国籍の母親と二人で暮らしていた。母親は夜間働いていたため、本人は８歳まで夕方から翌朝まで夜間保育で過ごし、８歳以降本人は夜間一人で過ごしてきた。小学校低学年のとき、母親から長時間にわたり全身を叩かれたり「産まなければよかった」などと激しい口調で言われたりしていた。中学生になって、母親と激しく言い争うようになり、警察を呼んだこともあった。

校長へ母親より子育ての困りについて相談があったため、母親面談を行った。母親は８歳から働いており、出産や異国での子育てで苦勞をしてきている。本人と母親の育った環境の違いもあり、家事や勉強をほばしない本人に母親が不満を募らせていたが、本人へうまく言葉で伝えることが難しかった。そこで、ＳＳＷが本人と母親とのパイプ役になることを母親が希望し、本人面談と母親面談を続けた。面談内容は適宜、校長・養護教諭・学年主任・担任等と共有し、方向性を検討した。

その後、本人が中学３年生になり母親からの暴言が激しくなり自傷行為にまで及んだ。警察が介入し、保健所と連携することとなった。母親へ自殺のメカニズムや受診について話すため、ＳＳＷとの母親面談に保健所職員も同席したり、教職員と共に本人面談を増やしたりしていた中、ＳＳＷとの面談中に本人から助けを求める声が挙がった。それは、心理的虐待にあたる母親からの暴言が日常的にあるという内容だった。本人が「家に帰りたくない」と言ったため、学校は児童相談所へ通告し、一時保護となった。

本人は児童相談所の一時保護解除後、父親宅で生活。父親宅から中学校へ通い、ＳＳＷとの面談も再開し

た。本人と母親の休日の関わりは穏やかになっていることや、本人への細やかな教職員のはたらきかけが本人の安心につながっていることを確認。受験勉強にも前向きに取り組んでいる。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー、②児童虐待）

＜SSWの配置形態：いずれの形態にも該当しない＞

3人のきょうだいの世話を近所に住む祖父母がしていたが、前年に相次いで他界した。9月以降母親が夜間外出していることが増え、中学生が夕飯の準備等、下のきょうだいの身の回りの世話をしていた。子ども家庭支援センターに児童虐待（ネグレクト）事案として通告を行った。子ども家庭支援センターと児童相談所の職員が来校し、一時保護となった。母親と児童相談所の話し合いを経て、家庭引き取りとなった。家庭環境を整えるため、子ども家庭支援センターは養育支援事業でヘルパーを派遣した。母親はダブルワークをやめ、子どもの世話をするようになった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWを計画的に増員し、市内全小中学校及び義務教育学校に配置するとともに、市内を中央・東部・西部の3つのエリアに分け、そのエリアごとに専門性・指導性の高い主任SSWを配置する組織的な支援体制を整備することにより、各学校において福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者等への支援が充実した。
- ・同一校区の小中学校に配置したことにより、学校からは、「きょうだい児のいる家庭の情報共有が円滑に行えるようになり支援が進んだ」などの声が聞かれるようになった。
- ・主任SSWが、学校に配置されたSSWとの同行支援や相談支援など、スーパーバイズの役割を担うことで、SSWの資質能力の向上を図るとともに、児童生徒の抱える課題の解決及び好転につなげることができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・学校、保護者にSSWの有効性が広まり、相談件数が年々増加するに従い、一人のSSWが受ける相談延べ件数が2,600件を超えている。
- ・解決・好転するまでに時間を要する事案や虐待及び子どもの貧困対策等、迅速で適切な対応が求められる事案が増加している。

＜課題の原因＞

- ・一つの事案に対して、併せ有する課題が複数あるなど、複雑化した事案が多いため、相談・支援が長期化することにより、解決・好転するまでに時間を要するとともに、相談延べ件数が多くなっている。
- ・福祉機関をはじめとする関係機関との連携強化が必要となっている。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・エリア間における情報の共有や、課題の解決に向けた取り組みを一元化し、組織的な対応の強化を図るため、統括SSWを配置し、主任SSWと連携しながら、福祉部門との連携強化や人材育成など、組織的・継続的な支援体制の充実を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・アセスメントの方法や各種福祉サービス、事例への対応の仕方等、SSWとしての専門的な知識・技能を高め、資質を向上させる必要がある。

＜課題の原因＞

- ・解決・好転するまでに時間を要する事案や虐待及び子どもの貧困対策等、迅速で適切な対応が求められる事案が増加している。

＜解決に向けた取組＞

- ・4月に3週間集中的に研修を行うとともに、毎月エリアごとと全体で研修会をそれぞれ持ち、事例検討会や講師による研修を行う。

宮崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、児童虐待等の問題は、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合い、学校だけでの解決には困難を要する状況がある。そこで、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するＳＳＷを学校等に派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ることを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

4名のＳＳＷのうち、1名をコーディネーターとして、教育委員会の補助機関である市教育相談センターに常駐させ、他3名の役割分担や対応の進捗状況の確認等の業務に当たらせている。また、他3名のＳＳＷについては、担当エリアを3つ（北部・中部・南部）に分け、市教育相談センターと市内6箇所を設置されている適応指導教室（本市においては「教育支援教室」と呼称）のうち、担当エリア内にある教室に常駐させ、対応が円滑に進められるよう工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

4名配置のうち、1名は教員免許状を持ち、1週間あたり29時間以内の勤務。
他3名は、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持ち、1週間あたり31時間以内の勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「宮崎市スクールソーシャルワーカー設置要綱」を施行し、市校長会や生徒指導に関する学校訪問を通じて、ＳＳＷの活用についての周知を図る。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ＳＳＷの活用について、チラシを作成し、各学校へ配布することで、管理職や生徒指導担当教員以外の教職員にも広く広報を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県主催のＳＣ・ＳＳＷ合同研修会に参加

（2）研修回数（頻度）

年3回

（3）研修内容

- ・ＬＧＢＴ等性的少数者について、外部講師からの講話・講義を受講。
- ・県内に配置されている他地区のＳＳＷとの情報交換。

（4）特に効果のあった研修内容

他地区のＳＳＷとの情報交換においては、対応に困っている事例について相談ができ、情報の共有、資質向上に役立てることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有・☐無）

○活用方法

（6）課題

ケース対応に係る背景が多岐にわたるため、関係機関の取組や支援体制を理解する研修や情報交換、精神障がい者支援に向けた研修等をとおして、ＳＳＷの力量を高める必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①家庭環境の問題 ⑦発達障害等に関する問題）＜派遣型＞

平成29年度、通常学級で新入学を迎えたが、日が経つにつれ困難さを感じ始め、登校を渋るようになった男子児童がいた。学校や保護者とも協議し、2学期から自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級を勧めた。始業の日の朝は登校支援も行い、児童も新しい学習環境に喜んだ。学校生活に楽しさを感じ始め、徐々に登校渋りが解消されていった。

令和元年度、夏休みが終わって間もなく、再度依頼があった。4月に担任が替わり、学習や生活の約束が、昨年度より厳しくなったことを理由に、6月頃から登校渋りが続いていた。ケース会議に出席し、母親には「登校のリズムが整うまで仕事への出勤を遅らせ、一緒に登校してみてもどうか。」と提案した。本児も、最初は泣きながら登校していたようだが、毎朝母親と一緒に登校する時間を共有することで、「ママの喜ぶ顔が見たい」と口にするようになった。学校生活のリズムが整い、運動会の練習にも一生懸命取り組み始めたことで、その後は姉と2人だけで登校できるようになった。

【事例2】貧困対策のための活用事例（①家庭環境の問題④不登校）＜派遣型＞

平成30年度、小学校6年生の頃に不登校で支援に入っていた男子生徒である。無事に卒業式、中学校の入学式にも出席でき、新年度も登校できていると学校から聞いていた。10月末に祖母から、「孫のことで相談にのってほしい。」というメールが突然入ってきた。元々は母親と3人で暮らしていたが、今は本人と祖母でアパートを借り生活しているようであった。家庭訪問をして話を聞くと、「孫が中学校にも行っておらず、携帯とゲーム課金等で2万円以上かかり、生活が苦しい。」とのことだった。12月に入り、本人と面談を行い、「高校に行ってアルバイトをしたい」という目標に向けて、教育支援教室に通う準備を進めていった。また、本人の低体重と思われる外見が気になり、病院受診に同行した。病院からは、「とにかく食事をしっかり摂って体重を増やすように。」という診断を受けた。年末年始の食生活のことを心配し、宮崎こども商店に相談した。2週間分くらいの食料物資を提供してもらい、届けた。冬休み明けからは、教育支援教室にも週に1、2回程度通うことができるようになった。

【事例3】性的な被害についての活用事例

該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度まで2名の配置だったところを、4名に増員し、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を配置することにより、より専門的な知見から学校や保護者と関わりがもてるようになった。その結果、平成30年度は相談対応件数が796件だったのに対し、令和元年度は3521件と格段に増加した。また、関係機関との連携が円滑に図られ、家庭環境改善（食事支援等の実質的な支援）を図ることで不登校の改善に結びついたケースも見られた。さらに、保護者から見て第三者の立場にあることから、相談に応じる中で保護者に安心感を与える効果が見られた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

SSWが家庭訪問したり、保護者と共に関係機関に出向いたりする支援については、様々な課題もあることから、未だ不十分である。

特別支援教育の手法に基づいた指導が必要であるケースも増加傾向にあることから、資質向上に向けた研修等の設定が必要である。

＜課題の原因＞

SSW活用についての周知不足（学校、保護者）により、どのように活用すればよいか、どこまで活用で

きるのかが十分理解できておらず、十分な支援に結びついていない。

不登校の要因を考える際、特別支援教育の視点が働かず、適切な支援が行われていないケースが見られることから、ＳＳＷからの積極的な情報提供等を行うにあたり、ＳＳＷ自身の資質向上も必要と考えられる。

＜解決に向け実施した取組＞

ＳＳＷ活用についての教職員向けチラシを作成し、各学校へ配布し周知を図った。また、市校長会でも同様の周知を図った。チラシの内容としては、ＳＳＷの業務内容、各ＳＳＷの担当エリアの紹介、活用依頼の流れを提示している。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

相談対応件数は増加しているが、各学校の教職員がＳＳＷの業務や活用の有無について理解が進んでいない状況が見られる。

＜課題の原因＞

管理職や生徒指導担当教員の中では理解ができているが、その他の教職員に対して周知が十分進められていないことが考えられる。

＜解決に向けた取組＞

ＳＳＷが学校に出向き、ＳＳＷの役割や具体的な対応事例等の研修を実施し、教職員のＳＳＷ活用に対する理解を深める。

鹿児島市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけ、問題行動等の解決を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

市内１２０校（７８小学校、３９中学校、３高等学校）からの派遣要請に対し、４人のスクールソーシャルワーカーで事案に対応している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：４人

資 格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教員免許状、心理カウンセラー等

勤務形態：概ね週４日、１日６時間（９：００～１６：００）

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等でも周知を図っている。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各学校の校内研修 教職員対象 R元年度２回

地域の施設や園等での講演会 職員・保護者対象 R元年度２回

（内容）

スクールソーシャルワーカーの業務や関わり方等について

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

市教育委員会主催の研修会を月１回程度（年間１０回）

（３）研修内容

市教育相談員や市スクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員を交えた事例研修会や講師を招聘した研修会を実施

講師は、大学の教授、医師、児童養護施設等の職員など様々な分野から招いている。

（４）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー等と事例検討等を行うことで、その後の事案対応の際に、連携が取りやすくなった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 無

○活用方法

（６）課題

- ・ 資質向上の機会としての研修時間の確保
- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するための研修内容の工夫・改善
- ・ 関係機関との連携及び情報共有後の対応

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】医療ネグレクトのための活用事例

（①貧困対策、②児童虐待、⑦保健に関する問題）＜派遣型＞

○ 事例概要

- ・ Aは排泄がうまくできず、体調がよくないため、学校は保護者に病院受診を促していた。
- ・ 保護者は、生活困窮を理由に、定期的な病院受診を拒んだため、病院から児童相談所に医療ネグレクトの疑いで通告があった。

○ 支援内容

- ・ SSWが学校を訪問し、Aの状況を確認した。その後、Aの保護者と面談し今後の手続き等について助言した。
- ・ ケース会議において、支援機関と役割分担を行い、退院後の支援を検討した。

○ その後の対応

- ・ SSWは、各支援機関と連携を図りながら、保護者への支援を継続している。
- ・ Aは、病院を定期的に受診するようになった。

【事例2】虐待（ネグレクト）のための活用事例

（①貧困対策、⑦心身の健康）＜派遣型＞

○ 事例概要

- ・ Bは学校での忘れ物が多く、また、家庭では十分な食事が摂れていなかった。
- ・ Bは保護者と2人暮らしであるが、保護者は障害があり、家事や育児に支障をきたしていた。

○ 支援内容

- ・ SSWが学校を訪問し、Bの保護者と面談した後、情報の共有と支援策等を検討した。
- ・ 関係機関と連携を図り、保護者が支援サービスを利用しやすい環境づくりに努めた。

○ その後の対応

- ・ 支援サービスの利用により、家庭環境が整い、保護者が家事を行うようになった。
- ・ Bの自立に向けた進路を目指し、学校や関係機関と連携して支援を継続している。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例

（①貧困対策、②児童虐待、③不登校、⑦心身の健康、⑨ヤングケアラー）＜派遣型＞

○ 事例概要

- ・ Cの家庭は一人親世帯で多子世帯でもあり、未就学の複数の子が家庭で養育されている状況であった。
- ・ Cの欠席が多いのは、未就学の弟や妹の世話をCがしており、登校できない状況があるのではないかと懸念があった。

○ 支援内容

- ・ SSWが学校を訪問し、Cから状況を聞いた。その後、学校職員と支援方法を検討した。
- ・ ケース会議開催し、市の支援部署と連携を図り、市の担当者と同行訪問を行った。
- ・ 保護者の思いを共有し、複数回の家庭訪問で、一緒に考えるサポートを継続した。

○ その後の対応

- ・ 児童相談所や関係機関の協力もあり、Cは登校できるようになった。
- ・ 保護者の養育状況が困難な状況のため、子供の一人は施設入所となった。
- ・ SSWとの信頼関係が構築されたことで、家庭訪問での対応も円滑になり、関係機関と連携を図りながら支援を継続している。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数は、年々増加している。ＳＳＷの周知が進み、困難な事例への対応の際に、関係機関よりケース会議等へのＳＳＷ同席を求められる機会が増えてきた。
- ・ 学校だけで問題を抱え込むのではなく、学校が、児童生徒のネグレクトや貧困による家庭環境に疑問をもつようになり、スクールソーシャルワーカーに積極的に相談するようになった。
- ・ 対応が困難な保護者や不登校傾向の児童生徒への対応が、ＳＳＷのアウトリーチ支援により、ＳＳＷを介して、家庭が、学校や関係機関と連携を図るようになってきた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ア 様々な要因が絡み合っている困難事例に対応するため、ＳＳＷの更なる資質向上を図る必要がある。
- イ 継続的な支援を必要とする家庭に対して、卒業後の支援等について、どこの機関が引き続き関わっているかが課題である。

<課題の原因>

- ア 関係機関へのつながりが円滑に進まないケースが増えてきている。また、保護者を取り巻く環境が改善されにくい。
- イ 義務教育終了後の児童生徒への継続的支援について、要対協ケース会議等で関係機関につなぐものの、結果として支援が途切れる場合がある。

<解決に向け実施した取組>

- ア ＳＳＷが積極的に学校と連携を図り、校内ケース会議に関係機関を招くなどして、支援対策を行った。また、ＳＳＷ同士でのケース検討会議を開催し、個別のケースについて検討した。
- イ 長期的に関わることでできる民間支援機関を紹介した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ア 件数の増加に伴い、ＳＳＷへの負担も増加している。そのため、一つ一つのケースに丁寧に関わるのが難しい。
- イ 学校は、児童福祉法や児童虐待防止法等の法令、関連する福祉制度等についての理解が十分でないため、ＳＳＷの役割や職務についての周知を徹底する必要がある。

<課題の原因>

- ア 相談件数に対するＳＳＷの関わる時間が確保できにくくなっている。
- イ 学校から短期間での問題解決を期待される。

<解決に向けた取組>

- ア ＳＳＷの人員を増加し、件数の増加に対応できるようにしたい。
- イ 学校での職員研修や保護者への周知の場の機会を増やしたり、管理職研修会等でＳＳＷの役割や職務について周知したりする機会を増やす。